

ねやがわしの環境

令和5年度版
(令和4年度報告)

寝屋川市
NEYAGAWA CITY

はじめに 第3次寝屋川市環境基本計画について

1. 第3次寝屋川市環境基本計画の策定…………… 1
2. 第3次寝屋川市環境基本計画について

第1章 生物多様性と自然環境

- 第1節 生物多様性 …………… 6
 1. 生物多様性とは
 2. 生物多様性に関する動向
 3. 本市の現状
 4. 本市の取組
 5. 生物多様性の今後の取組
- 第2節 自然環境 …………… 7
 1. 気候

第2章 生活環境

- 第1節 大気汚染・悪臭 …………… 11
 1. 大気汚染に係る環境基準
 2. 大気汚染の現状と対策
 3. 光化学スモッグ
 4. 微小粒子状物質
 5. アスベスト
 6. 悪臭
 7. 苦情・陳情状況
- 第2節 水質汚濁 …………… 15
 1. 水質汚濁に係る環境基準
 2. 水質汚濁の現状と対策
 3. 苦情・陳情状況
- 第3節 騒音・振動 …………… 21
 1. 騒音に係る環境基準
 2. 騒音の現状と対策
 3. 苦情・陳情状況
- 第4節 土壌汚染 …………… 24
- 第5節 ダイオキシン類 …………… 25
 1. ダイオキシン類とは
 2. ダイオキシン類対策特別措置法による規制
 3. ダイオキシン類測定調査

第3章 循環型社会

第1節 一般廃棄物	29
1. ごみ減量・資源化の推進	
2. 具体的な取組	
3. ごみ処理の状況	
4. クリーンセンターの現状	
5. 北河内4市リサイクルプラザ	
6. し尿	
第2節 産業廃棄物	40
1. 産業廃棄物処理業者等の規制・指導	
2. 産業廃棄物排出事業者等の規制・指導	
3. 産業廃棄物の不適正処理対策	
4. 自動車リサイクル法に基づく規制・指導	
5. ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理の指導	

第4章 脱炭素社会

第1節 脱炭素社会に向けた動向	44
1. 国際的動向	
2. 国の動向	
3. 府の動向	
第2節 本市の取組	48
1. 計画の策定	

第5章 環境教育・環境学習

第1節 環境教育と環境学習	53
1. 環境美化の推進	
2. 寝屋川市環境フェア	
3. 美しいまちづくり表彰	
4. 親子でみる自然散策と水辺の生物観察会	
5. 関係団体における主な環境保全の取組	
6. 国・府等表彰	
資料編	63

はじめに

1 第3次寝屋川市環境基本計画の策定

寝屋川市環境基本計画は、寝屋川市環境保全基本条例に基づき、本市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成14年(2002年)に策定し、平成23年(2011年)に改定版を策定しました。

計画改定からおよそ10年が経過し、その間、国際社会においては世界共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の採択や、今世紀後半に温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざすパリ協定の発効など地球環境問題を含む持続可能な社会の実現に向けた大きな動きがありました。国内においても国際的な動向を踏まえ「第五次環境基本計画」が閣議決定(平成30年(2018年))されるとともに、温室効果ガスの削減目標を定めた「地球温暖化対策計画」の策定(平成28年(2016年))や食品ロス削減の基本方針や削減目標を定めた「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行(令和元年(2019年))されるなど大きな変化が生じていることから、寝屋川市環境基本計画(改定版)の計画期間満了に伴い「第3次寝屋川市環境基本計画」を策定しました。

2 第3次寝屋川市環境基本計画について

(1) 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間

(2) めざすべき環境像

【めざすべき環境像】

水やみどりを身近に感じるきれいな環境の中で
人にやさしくなれるまち
～環境を私たちが考え、守り、育てるまち ねやがわし～

第3次寝屋川市環境基本計画の策定にあたり、小学4年生(約1,700人)及び自治会の協力(約300人)により環境に関するアンケートを実施しました。小学4年生へのアンケートでは、「10年後の寝屋川市が、こんな環境の良いまちになって欲しい」という意見を聞きました。本計画の計画期間は10年間であることから、10年後に20歳になり、将来の寝屋川市を担う子どもたちのまちづくりについての意見を参考に「めざすべき環境像」を設定しています。子どもも大人も市民一人一人が、寝屋川市の環境を考え、守り、育てることで、人にも環境にもやさしいまちであり続けるといった願いを込めています。

(3) 基本目標

めざすべき環境像を実現するため、本市における現状と課題や社会情勢を踏まえ、5つの基本目標を掲げ、基本目標のそれぞれに施策の柱を設定しています。

基本目標	施策の柱
① 生物多様性と自然環境 (水とみどりに親しめる、人と生き物が共存するまち)	<ul style="list-style-type: none">● 生物多様性の保全● 水辺環境の整備と保全● みどりの保全と充実
② 生活環境 (安全・快適な都市環境のなかで 健康な暮らしができるまち)	<ul style="list-style-type: none">● 良好で安全な生活環境の保全● 環境保全対策の推進
③ 循環型社会 (省資源が徹底され、資源が循環するまち)	<ul style="list-style-type: none">● 減量化・再資源化の推進● 適正かつ効率的な処理の推進● 災害時体制の充実
④ 脱炭素社会 (脱炭素社会に向けて行動し、将来に備えるまち)	<ul style="list-style-type: none">● 省エネルギー機器等の導入促進● ライフスタイルの転換促進● 再生可能エネルギー*の導入と普及啓発● 気候変動への適応
⑤ 環境教育・環境学習 (みんなが考え、参加し、協働により成長するまち)	<ul style="list-style-type: none">● 環境教育と環境学習の推進● 協働の推進

(4) 令和4年度総括

第3次寝屋川市環境基本計画の進捗管理については、各章の最終頁に記載しています。
(第1章:P8) (第2章:P27) (第3章:P42-43) (第4章:P51) (第5章:P61-62)

なお、令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じつつ、イベントなどの参加型の事業も再開することができ、生活環境の分野は概ね目標達成に向けた取組が進められました。

第 1 章 生物多様性と自然環境

第1章 生物多様性と自然環境

第1節 生物多様性

1. 生物多様性とは

生物多様性とは、「様々な個性を持つたくさんの生物がほかの生物や環境とつながり合いながら存在すること」です。生物には私たち人間も含まれ、私たち人間が豊かな生活を送ることができるのも「生物多様性」が健全に保たれているおかげです。

また、都会と思われる大阪府にも、8,700種を超える生物がすんでおり、本市にもメダカやホタルの生息環境が残されている箇所があります。親水空間などで身近な自然にふれ、生物多様性を知ることが、市の自然を守ることに繋がります。

2. 生物多様性に関する動向

令和4年12月にカナダで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、2010年に採択された愛知目標の後継となる、2030年までの世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。我が国はこれに先立ち生物多様性国家戦略の見直しの検討を進め、令和5年3月31日に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。

この「生物多様性国家戦略2023-2030」は、第1部（戦略）に5つの基本戦略（1.生態系の健全性の回復、2.自然を活用した社会課題の解決、3.ネイチャーポジティブ経済の実現、4.生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動、5.生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進）と、状態目標・行動目標を設定、第2部（行動計画）に第1部で設定した行動目標ごとに具体的施策を整理し、進捗を評価するための指標群を設定した、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。

3. 本市の現状

本市は、昭和30年代からの急速な都市化のため、市域のほとんどが市街化されているため、自然植生が減少し、東部丘陵や一部の社寺林がわずかに残されているのみです。

市内には淀川、寝屋川やその支流等多くの河川が存在しており、淀川には天然記念物であるイタセンパラやアユモドキが生息していました。しかし、現在ではほとんど姿を見ることはできなくなっています。

また、大阪府レッドデータブックでは絶滅種とされていたコウガイモや環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類、大阪府絶滅危惧Ⅰ類に指定されているミズアオイが寝屋川市内の水路で自生しているのが確認されています。

さらに、淀川河川敷で生息が確認されているヌートリアや、ミシシippアカミミガメ（ミドリガメ）等、本来、本市には生息していなかった特定外来生物や外来生物が見つかるようになってきています。

4. 本市の取組

市内における自然豊かな環境を、将来にわたって伝えていくために、市内に生息する生物や植物を観察し関心を深め、生物多様性についての正しい理解を深めていただくために自然観察会を開催しています。

また、本市以外にも、様々な団体が環境教育に取り組んでいます。

表 1.1.1 自然観察会の開催状況 ※詳細は資料編 P64

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回数/参加者数	4回/171人	2回/109人	3回/132人	4回/165人

5. 生物多様性の今後の取組

大阪府では、「全てのいのちの共生」として、生物多様性について2030大阪府環境総合計画に示しており、本市も第3次寝屋川市環境基本計画において、生物多様性を基本目標の1つに掲げています。また、生物多様性はこどもからの教育が大切ですので、こども向け環境学習の実施に向け、関係団体と連携して実施し、活動についても公表します。

第2節 自然環境

1. 気候

本市は、東の生駒山系から伸びる東部丘陵地と淀川流域を中心に京都まで伸びた平坦地帯にあり、北摂の山々と生駒山地に囲まれているため山地で寒気を防ぎ、四季穏やかな気候に恵まれています。

表 1.2.1 枚方観測所における年平均気温・降水量

(単位：℃/mm)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
気温/降水量	16.7/1,346	16.8/1,566	16.8/1,979	16.6/1,327

※第3次寝屋川市環境基本計画

「生物多様性と自然環境」における施策の柱と個別施策

施策の柱	個別施策
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然とふれあう場の提供 ● 外来生物*対策の推進 ● 市民の生物多様性に関する意識向上
水辺環境の整備と保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 水辺環境の整備と保全
みどりの保全と充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市空間における緑地の保全と創出 ● 農地の保全と活用 ● 市民の緑化意識の向上 ● 民有地における緑化

第3次環境基本計画 進捗管理（令和4年度）

4.1 生物多様性と自然環境（基本計画P30-34）

代表指標と目標値と目標値	令和元年度 (基準年度)	令和4年度 実績	令和12年度 目標値
市域面積における緑地の割合	14.7%	14.8%	17.6%
生物多様性の認知度	25.3%	-	50.0%

目標達成のための指標	令和元年度 (基準年度)	令和4年度 実績	令和12年度 目標値
緑被率	18.4%	18.6%	22.0%
みどりに関する団体の活動区域面積	14.2ha	14.2ha	27.4ha
農地面積	151.3ha	144.3ha	維持
水辺の整備・保全活動の参加者数	4,792人	796人	4,800人

施策の柱	事業名称	内容	実績・効果
生物多様性の保全	自然観察会	市内の公園や河川等にて、自然とのふれあいや講師による説明を通じ、自然環境や生物多様性への理解を深めることを目的に開催する。	令和4年度実績（165名） 6月 メダカ調査 46名 7月 水生生物調査 雨天中止 10月 昆虫観察 39人 11月 植物観察 43人 1月 冬鳥観察 37人
水辺環境の整備と保全	クリーンリバー作戦	一級河川寝屋川でのクリーンリバー寝屋川作戦を始め、淀川河川公園点野草地区や川勝水辺ひろばなどにおける、市民協働による河川清掃の実施。	クリーンリバー寝屋川作戦は新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び雨天のため中止となった。点野拠点整備活動や淀川京街道クリーン作戦を実施し、水辺環境の保全につながった。点野拠点整備活動11回265人、淀川京街道クリーン大作戦1回40人、クリーンリバー準備作業等4回42人
	水辺空間におけるイベント	茨田イチョウまつりなど、市民団体等を主体とする水辺空間におけるイベントの開催。	市民団体等が主体となり、淀川河川公園点野地区周辺における茨田種遺跡や幹線水路でのイベントを開催することで水辺環境の整備と保全を推進する取組となった。茨田種遺跡水辺公園整備1回11人、点野茨田種いちょう祭り準備含5回173人、点野淀川まるごと体験ほか9回195人
	生物調査	河川や水路等における、生物の生息状況などの調査の実施。	市民団体等が主体となり、三井団地調整池等において生物調査を行い、地域の環境について関心を高めてもらう取組となった。
	ワークショップ会議	水辺環境の整備と保全を推進するためのワークショップ会議の開催。	市民団体等が主体となり、ホテル生息調査や寝屋川・古川生物調査を行い、地域の環境について関心を高めてもらう取組となった。ホテル生息調査8回18人、生物調査4回16人
みどりの保全と充実	公園整備事業	都市公園等の整備、拡張を行う。	開発に伴う公園等の整備を行った事により、地域の防災機能の向上、緑被率の増加につながった。
	民有地緑化	市民との協働により花と緑に囲まれた緑豊かな潤いと安らぎのあるまちづくりを進めるため、民有地の接道部を緑化する際に、それぞれの基準による限度額の範囲内で助成金を支払うとともに、建物の新築、建て替えにおける緑化の指導、誘導を行う。	建物の新築や建て替えに際し緑化指導を行う事により、敷地におけるみどりの創出、緑被率の増加につながった。
	公園緑地等植栽サポーター事業	寝屋川市と地域住民との協働による魅力ある緑化の推進に向けて、ボランティア組織が寝屋川市の管理する公園・緑地等の花壇などを有効活用し自ら選定・花づくり・緑化等を提案する。	大利公園、寝屋川駅前線、黒原橋町、川勝町、太案2号公園、萱島東緑道、幸町公園等で実施しており、特に寝屋川駅前線、黒原橋町地区は小学校（児童）とタイアップした活動を行う事により、地域に緑が増え街が和む。
	農業者支援事業補助金	農業用の機械器具の購入費補助や地元農産物直販の奨励等の農業者への支援を通じ、農地の保全に取り組む。	○令和4年度実績 【有害鳥獣農作物被害防止対策事業】 3件 計 44,000円 【農業用機械器具購入補助事業】 4件 計2,446,000円 【地元農産物直販奨励事業】 7団体 計783,000円 【農地景観形成推進事業補助金】 開放筆数 52戸 125筆 106,826㎡ 補助金額 1,871,000円 【効果】各種補助を通じて農業者を支援したことにより、農地の保全につながった。
	耕地事業補助金	市内にある農業用施設の改修費等補助等の地元団体へ支援を通じ、農地の保全に取り組む。	○令和4年度実績 【水路等の改修等への支援】 5件 計 1,250,000円 【効果】 市内にある農業用施設の改修費等補助等の地元団体へ支援を行ったことで、農地保全につながった。
農地の保全促進事業	農地を貸したい人・借りたい人をマッチングさせる事業や、貸農園を新たに整備する際の費用補助事業などを通じて、農地の保全に取り組む。	○令和4年度実績 【農地マッチング事業】 4件、計4,620㎡の貸借が成立 【貸農園整備補助事業】 新規開設1件 210,000円 【効果】 新規就農希望者への農地のあっせんや、貸農園整備補助を行ったことにより、農地の保全につながった。	

第2章 生活環境

第2章 生活環境

第1節 大気汚染・悪臭

1. 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、大気の汚染に係る環境上の条件について「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、主要な大気汚染物質である二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン、微小粒子状物質について環境基準が定められています。詳細な基準の内容は資料編（P.69）に示すとおりです。

2. 大気汚染の現状と対策

(1) 大気汚染の現状

寝屋川市域における大気汚染の測定は、寝屋川市役所局（本町）、及び成田局（成田町）並びに第二京阪道路沿道の寝屋南局（寝屋南2丁目）及び小路局（小路北町）において実施しています。

寝屋川市役所局・成田局の大気汚染の状況を経年変化でみると、おおむね横ばい傾向にあります。また第二京阪道路による影響については引き続き監視をしていきます。

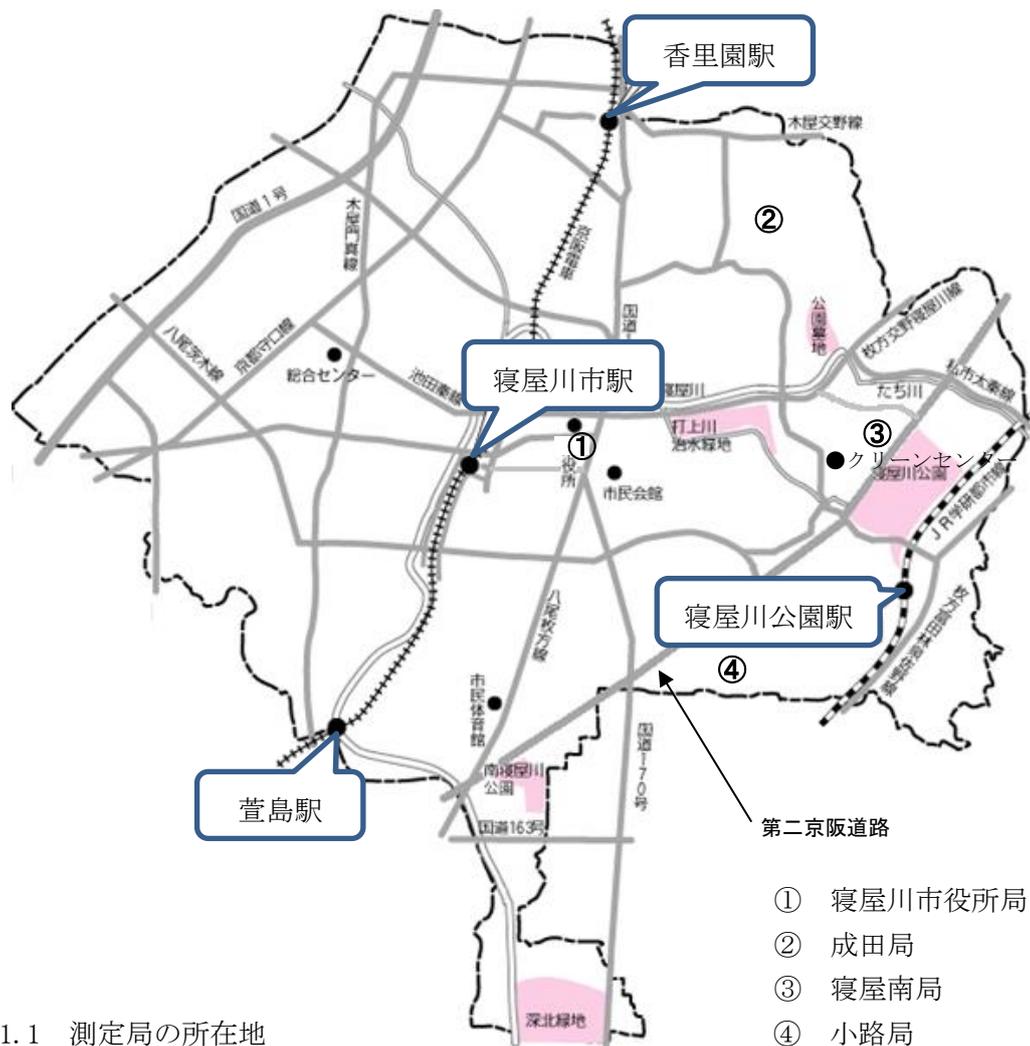


図 2.1.1 測定局の所在地

(2) 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法は、工場及び事業場における事業活動に伴って発生するばい煙の排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ることを目的としています。

同法は、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん及び有害物質を発生するボイラー等のばい煙発生施設、気体である有機化合物を排出する塗装施設等の揮発性有機化合物排出施設、粉じんを発生するベルトコンベア等の一般粉じん発生施設及び石綿を排出する作業・発生施設を規制対象としています。

このうち、ばい煙発生施設については施設ごとの排出基準を、さらに一定規模以上の工場・事業場から排出される硫黄酸化物及び窒素酸化物については、総量規制基準を定めています。

一般粉じん発生施設については、構造・使用管理に関する基準を定めています。

また、発ガン性等の有害性が問題とされる物質が大気中から検出され、その長期暴露による健康影響を未然に防止するための有害大気汚染物質対策が求められるようになり、平成8年5月には有害大気汚染物質対策の実施を推進するため、大気汚染防止法が改正されました。

有害大気汚染物質に該当する可能性のある234物質、優先的に取組むべき22物質（優先取組物質）及びトリクロロエチレンをはじめとする、早急に抑制すべき3物質（指定物質）が定められました。

また、平成9年8月の大気汚染防止法施行令改正によりダイオキシン類が指定物質に追加されました。その後、平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、指定物質からは外れました。

さらに、平成22年10月には有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質が248物質、優先取組物質が23物質に見直されました。

アスベストの規制については、平成17年から規制が強化されました。大気汚染防止法施行令および施行規則の改正が平成18年3月に施行され、特定建築材料の追加、作業基準の強化等が定められました。

また、平成25年6月の法改正で届出義務者の変更、解体工事等の事前調査及び説明の義務付け等が盛り込まれました。

さらに、令和2年6月の法改正により、規制対象を全ての石綿含有建材に拡大するとともに、事前調査結果の報告を義務化する等、対策が一層強化されました。

大気汚染の状況がまだまだ深刻な浮遊粒子状物質（SPM）及び光化学オキシダントの原因には様々なものがありますが、揮発性有機化合物（VOC）もその1つで排出規制が平成18年4月1日より開始されました。

VOCの排出を抑制するため自動車からの炭化水素類の排出規制に加え、工場・事業場に設置されVOCの排出量が多く特に規制が必要な「揮発性有機化合物排出施設」も定められました。

(3) 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制

大阪府生活環境の保全等に関する条例では、大気汚染防止法に基づく規制に加え、ばい煙（ばいじん、有害物質、揮発性有機化合物）及び粉じん（一般粉じん、特定粉じん）を規制

物質と定め、それらを排出する施設に対し、排出基準、設備、構造、使用、管理基準、原料使用基準を定めています。

(4) その他

窒素酸化物について、平成 24 年 4 月 1 日から「大阪府における窒素酸化物の排出抑制に係る推奨ガイドライン」に基づき、施設の種類や規模に応じた窒素酸化物排出濃度の推奨ガイドライン値が定められています。

3. 光化学スモッグ

光化学スモッグは、工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素等が太陽光線中の紫外線により光化学反応をおこし、その結果生じる光化学オキシダントが原因で発生するといわれており、特に夏の日差しが強く、気温が高い風の弱い日の日中に発生しやすくなります。

寝屋川市では、大阪府より光化学スモッグ予報等の発令通知を受けた場合に、防災行政無線による一斉通報を行っています。令和 4 年度の発令回数は、大阪府域については、予報発令 1 回（東大阪地域 0 回）注意報発令 1 回（東大阪地域 0 回）でした。発令回数の経年変化は資料編（P. 89）に示すとおりです。

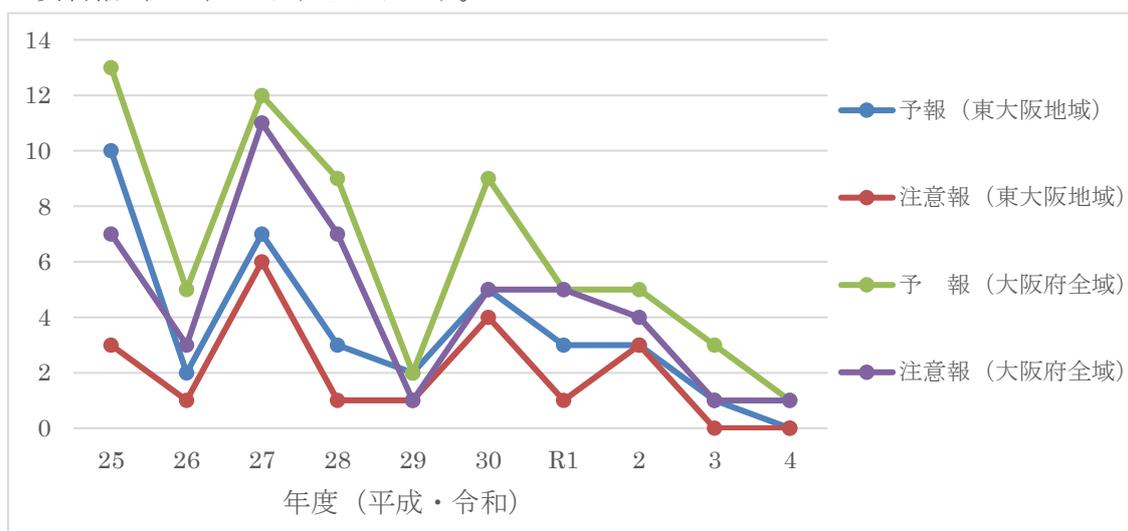


図 2.1.2 光化学スモッグ予報・注意報発令回数

4. 微小粒子状物質

微小粒子状物質（PM_{2.5}）とは、大気中に浮遊する粒径 2.5 μm 以下の粒子をいいます。PM_{2.5}は粒径が非常に小さく人の肺胞まで届いてしまうため、粒径 10 μm 以下の粒子をあらわす SPM よりも害を及ぼす危険性が高いと考えられ、SPMとは別の指標として環境基準が定められています。

寝屋川市では、大阪府から注意喚起情報を受けた場合に、防災行政無線による一斉通報を行っています。令和 4 年度の発令は、ありませんでした。

5. アスベスト

アスベストは石綿（「いしわた」又は「せきめん」）とも言われ、天然に存在する繊維状の物質です。アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性に優れているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていました。

しかし、アスベストを多量に吸収すると、15～40年の長期間を経た後に「肺がん」や「中皮腫」を発症するおそれがあると言われており、平成17年6月に石綿使用製品を製造していた工場の周辺に長期間居住していた住民に中皮腫発症者が存在することが公表されたことから、アスベストによる健康被害に対する不安・懸念が高まっています。

WHO（世界保健機構）では、アスベストを肺がん物質と断定し、日本でも大気汚染防止法により、平成元年に「特定粉じん」に指定され、使用制限されるようになりました（吹付け石綿は昭和50年に施工の原則禁止、成形板は平成16年10月に製造禁止）。

令和4年度は、大阪府が府域4地点で大気中のアスベスト濃度調査を実施しました。各調査地点におけるアスベスト濃度の平均値は<0.056本/Lでした。寝屋川市域での測定は行われていません。

また、アスベストを含む建築材料を使用した建築物や工作物の解体・改造・補修の作業にあたっては、法令によりアスベストの飛散防止措置をとることが規定されています。

令和4年度は13件の一定規模以上のアスベストの解体現場に立入検査を行い、全ての解体現場において、適正に養生や作業が行われていることを確認しました。

世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1本～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。（※）

（※）WHOの環境保健クライテリア

6. 悪臭

（1）悪臭の現状

悪臭は、人の感覚に直接作用し、嫌悪感を与える物質として、快適さを求める家庭生活に支障を生じさせるものです。

また、その感じ方は、その時の天候、気温、湿度あるいは感じる人の気分・体調等により大きく左右され、個人差があります。

（2）悪臭の対策

悪臭の規制については、悪臭防止法に基づいて不快な臭いの原因となり生活環境を損なう恐れのある悪臭物質（アンモニア等の22物質）を指定し、事業活動に伴って発生するこれらの悪臭物質の排出を規制しています。

寝屋川市は、事業場の敷地境界線における規制基準（資料編 P.84）を定め、市内全域を規制対象として指定しています。

また、悪臭問題の解決のため、法令等に基づく規制のほか発生工場・事業場に立入検査を行い改善指導に努めています。

7. 苦情・陳情状況

令和4年度における大気汚染・悪臭に関する苦情は、大気25件、悪臭12件で工場・事業場での作業によるものや建物解体作業に伴う粉じんなどがありました。

第2節 水質汚濁

1. 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、水質保全の目標として、公共用水域の水質について達成し維持することが望ましい基準を定めたものであり、国は環境基本法第16条に基づき、水質汚濁について、人の健康の保護に関する環境基準（以下「健康項目」という。）と生活環境の保全に関する環境基準（以下「生活環境項目」という。）の二つを定めています。

健康項目は、原則、全公共用水域及び地下水につき一律に定められていますが、生活環境項目は、河川、湖沼、海域ごとの利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ基準値を定め、各公共用水域について水域類型の指定を行うことにより水域の環境基準が具体的に示されています。詳細な基準の内容は資料編（P.85～）に示すとおりです。

2. 水質汚濁の現状と対策

寝屋川市には、市名の由来である代表的な河川として寝屋川があり、その他に古川等が流れています。また、大小さまざまな水路は、かつては農業用水路として縦横に流れており、身近な水辺として親しまれていましたが、宅地や工場の増加、農地の減少とともに、工場排水や生活排水による汚濁が進み、悪臭が発生し、そのため下水溝のようになってしまったものや道路拡幅のために暗渠になってしまったものもあります。

以前は、水質汚濁の大部分は工場からの排水が占め住宅街の中を流れる小さな水路などはコンクリートで囲われているところが多いため自然浄化能力が減少し、水質汚濁に拍車をかけていましたが、工場・事業所に対する規制の強化や公共下水道の普及にともなって河川や水路の水質は大幅に改善されてきています。

同時に生活排水等が下水管に流されるため、水路等の水量が減少してきており、本来の水辺としての役割を果たさなくなってきましたが、一部の水路や河川ではコイやフナ、そのほかの水生物が見られるようになってきました。

（1）寝屋川市内の河川・水路

① 寝屋川

寝屋川は寝屋川市から門真市、大東市を経て大阪市へと流れています。本市では昭和46年度から水質汚濁調査を開始し、水質汚濁防止法政令市となった平成11年度から萱島橋で調査回数を増やし年12回行っています。

令和4年度は、萱島橋（環境基準点）において、水素イオン濃度以外の生活環境項目及び健康項目が環境基準値以下でした。また、清水橋（準基準点）において、水素イオン濃度以外の生活環境項目及び健康項目が環境基準値以下でした。

② 古川水路及び古川

寝屋川市から門真市を経て大阪市に入り寝屋川と合流します。水質改善のため、寝屋川の水を浄化用水として引き込んでいます。

③ 幹線水路

農業用水などとして使用するため、淀川より水を引き入れています。この水路に排出する工場・事業場は少なく、水質は良く、下流は守口市を経て大阪市に至ります。

④ 友呂岐水路

友呂岐水路は本市南端で寝屋川に合流する水路で、典型的な都市型水路で周辺に住宅も多く、下水道の整備が他の地域に比べて遅れていたため、工場排水より生活排水による水質

汚濁が際立っていましたが、公共下水道の整備に伴い、水質は急速に改善されております。

(2) 地下水

地下水は、温度が一定で清浄な水であることから飲用に利用されるなど身近な水資源として住民に親しまれ、都市用水等として重要な役割を果たしています。

また、地層の隙間を流れているため、地表水に比べ流れが遅いという特性があることから、いったん汚染されるとその浄化が非常に困難となります。そのため、地下水汚染の未然防止を図る観点から、法改正等種々の施策が行われています。

平成元年6月に地下水汚染の未然防止を図るため、水質汚濁防止法の一部改正が行われ、新たにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが有害物質に追加され、有害物質を含む水の地下浸透禁止及び地下水質の常時監視が規定されました。

次に、平成5年に水質汚濁に係る環境基準に15項目が追加されたことにより、地下水の監視について23項目の評価基準が定められ、平成9年3月に評価基準から地下水環境基準となりました。また、平成8年の水質汚濁防止法の改正により地下水を汚染した者に対する地下水浄化措置命令が規定され、地下水浄化に関して法的な規制がかかることになりました。

さらに、平成11年に3項目、平成21年に2項目が追加され、地下水に関する環境基準は28項目となり、平成23年10月にはカドミウムの、平成26年11月にはトリクロロエチレン、令和4年4月には六価クロムの基準が強化されました。

大阪府では、地下水の水質の概況を把握するため地下水使用箇所です定期的に地下水の水質調査を実施しており、本市においても実態把握するために同様の調査を行っています。

地下水調査には、地下水の水質概況を把握し長期的な経年変化を見るために実施する概況調査と、様々な調査により発見された汚染についてその範囲を確認するために実施する汚染井戸周辺地区調査があります。また、確認された汚染の継続的な監視等経年的なモニタリングとして定期的に実施する継続監視調査があります。

令和4年度は、大阪府が定める「地下水質測定計画」に基づき2地区において、地下水の水質汚濁に係る環境基準27項目等の概況調査を行った結果いずれも環境基準値以下でした。

継続監視調査については、過去に木田元宮地区、出雲町地区及び打上新町地区において、揮発性有機化合物による地下水汚染がそれぞれ判明したため、「大阪府地下水質保全対策要領」に基づき、寝屋川市・大阪府保健所等による「地下水質汚染地区対策会議」を設置し、環境省「土壌・地下水汚濁に係る調査対策指針」に従い汚染井戸周辺地区調査等を行いました。

調査の結果、周辺への汚染の広がりが無いことが確認され、各地点において、地下水汚染状況を継続的に監視するための調査を年2回実施しています。

なお、令和4年度は、出雲町地区及び打上新町地区は、地下水採取が困難であったため、年1回実施となりましたが、すべての地区の調査結果はいずれも環境基準値以下でした。

これらの詳細な調査結果は、資料編(P.93)に示すとおりです。

(3) 河川水路汚濁調査

昭和45年4月21日に水質汚濁に係る環境基準が閣議決定され、同年9月1日には淀川、大和川、寝屋川等府内の主要20河川について水域の類型指定が行われました。本市では、この環境基準の設定に伴い、その後の水質の改善状況を把握するため、昭和46年度から水質汚濁防止法第15条の規定に準じ水質汚濁調査を行っています。

① 河川水路汚濁調査結果

令和3年度までは、17地点を調査していましたが、令和4年度から調査地点を20地点に拡充し、毎年度14地点のローリング調査を開始しました。

令和4年度は、図2.2.1に示す14地点において、以下に示す回数で調査しました。生活環境項目の環境基準達成状況については、(P.19)表2.2.1のとおりで、詳細な調査結果については資料編(P.89～)に示すとおりです。

萱島橋(環境基準点) 年12回(毎月1回)、1日に2回採水

清水橋(準基準点) 年4回(5・8・11・2月)、1日に2回採水

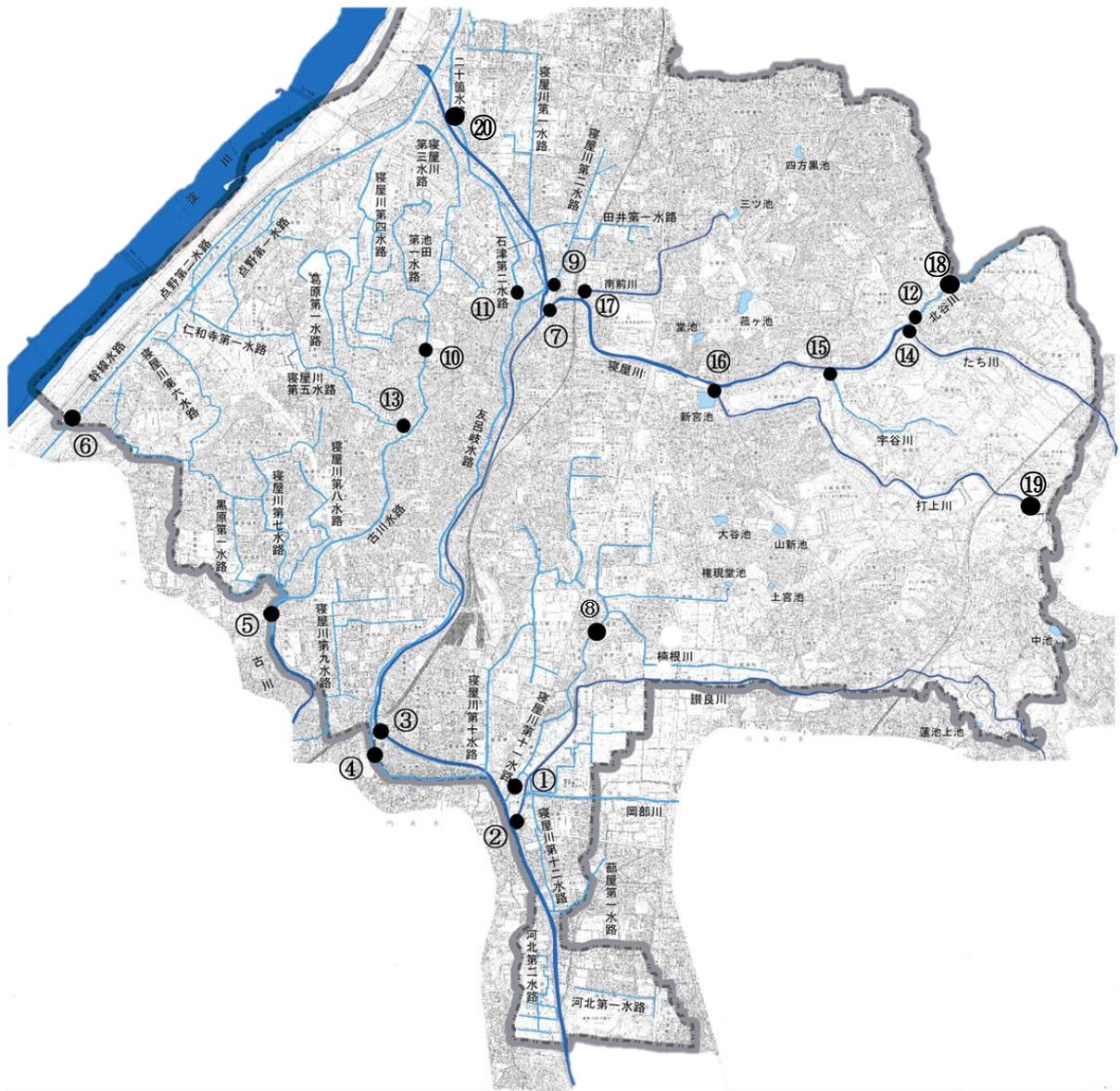
その他の地点(市独自調査地点 12地点)

年4回(5・8・11・2月)、1日に1回採水

② 河川水路汚濁調査結果の経年変化

寝屋川水系(萱島橋・清水橋)と古川水系における、水質汚濁に係る代表的な指標である生物化学的酸素要求量(BOD)の経年変化は図2.2.2及び図2.2.3に示すとおりです。

各河川水路における水質汚濁については、工場・事業場等の排水規制や公共下水道の普及に伴い改善の傾向を示してきましたが、近年は横ばい傾向となっています。



令和4年度 実施地点	河川・水路名	調査地点名	令和4年度 実施地点	河川・水路名	調査地点名
○	1 寝屋川第11水路	太平ポンプ場前橋		11 二十箇水路	上外島橋
	2 讃良川	堀溝1号橋	○	12 北谷川	寝屋川基点直前
○	3 寝屋川	萱島橋		13 寝屋川第5水路	古川水路合流直前
○	4 友呂岐水路	新佐伯橋	○	14 たち川	寝屋下橋
	5 古川	大久保神田橋	○	15 宇谷川	寝屋川合流直前
○	6 幹線水路	天神橋	○	16 打上川	観音橋
○	7 寝屋川	清水橋		17 南前川	桜幸橋
○	8 楠根川	木掘橋	○	18 北谷川	北谷川上流地点
○	9 友呂岐水路	友呂岐水路橋		19 打上川	打上川上流地点
○	10 古川水路	池田秦線交差点	○	20 二十箇水路	日之出橋

図 2.2.1 河川水路汚濁調査地点

表 2.2.1 環境基準点・準基準点における生活環境項目の環境基準達成状況

※ 環境基準は水域の利用目的に対応して類型が設けられています。表中の2地点は大阪府知事によりB類型・生物Bに指定されています。

※ m / n = (環境基準に適合しなかった検体数) / (総検体数)

河川水路	項目	水素イオン濃度 pH (指数)		生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)			浮遊物質量 SS (mg/L)		溶存酸素量 DO (mg/L)		全亜鉛 (mg/L)		ノニルフェノール (mg/L)		LAS (mg/L)	
		m/n	平均	m/n	平均	75%値	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均
3	寝屋川 萱島橋	2/24	7.2	0/12	1.9	2.5	0/12	1	0/12	10	3/12	0.026	0/4	<0.00006	0/4	0.0040
7	寝屋川 清水橋	5/8	8.6	0/4	2.0	2.4	0/4	2	0/4	11	0/4	0.014	0/2	<0.00006	0/2	0.0036

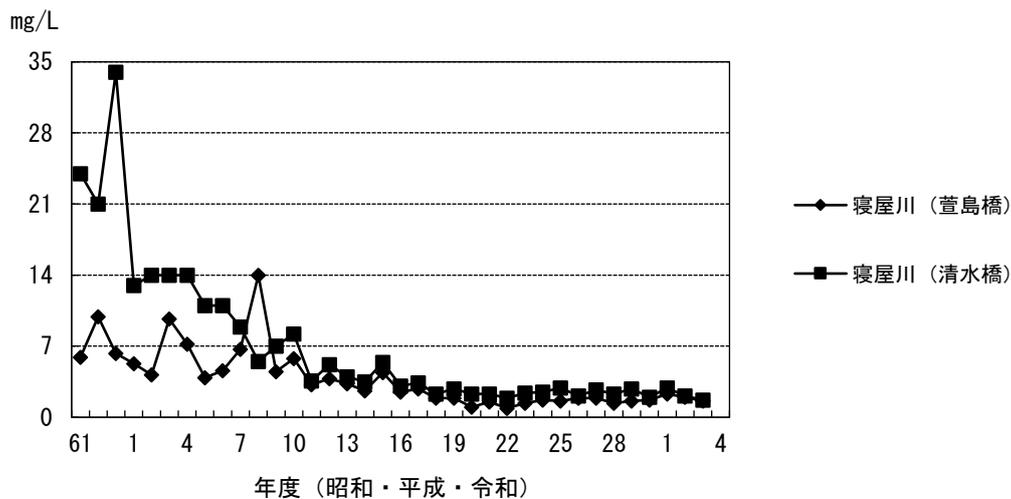


図 2.2.2 寝屋川における生物化学的酸素要求量 (平均値) の推移

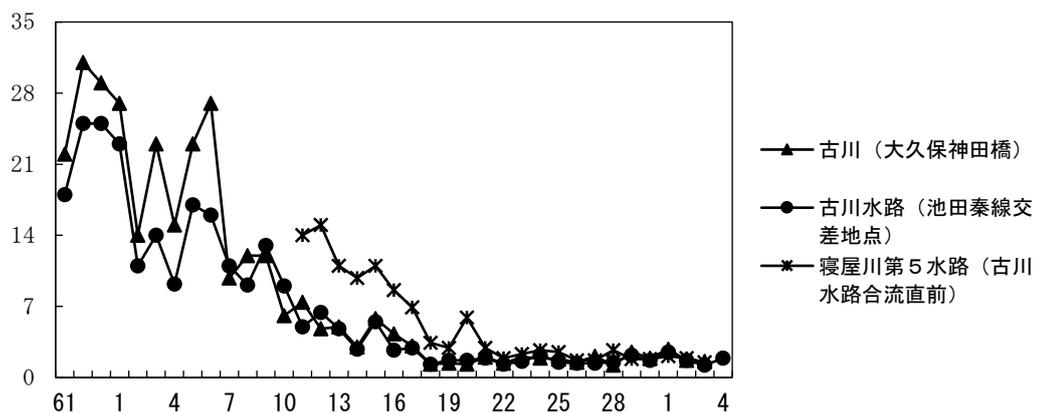


図 2.2.3 古川水系における生物化学的酸素要求量 (平均値) の推移

(4) 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法は、水質悪化を招く汚水・廃液や有害物質を排出する施設や有害物質を貯蔵する施設を特定施設として定め、事前届出制としています。

また、これらの施設をもつ工場・事業場（特定事業場）から公共用水域への排水についても規制を行っています。

水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量等については、日平均排水量が 50 m³ 以上（大阪府域の場合は、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例により 30 m³ 以上に対象範囲を拡大）の特定事業場からの排水に関して排水基準が適用されます。ただし、鉛、ヒ素等の有害物質については、特定事業場からの排水量に関係なく排水基準が適用されます。

さらに、日平均排水量 50 m³ 以上の特定事業場については、濃度規制に加えて化学的酸素要求量について「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」に基づいて総量規制を行っています。また、平成 16 年 4 月 1 日から「化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量に係る総量削減計画」に基づき窒素含有量及び燐含有量についても総量規制を行っています。

(5) 瀬戸内海環境保全特別措置法による規制

瀬戸内海環境保全特別措置法は、瀬戸内海の水質保全を目的とした時限立法であったものが昭和 53 年 6 月に恒久法制化され、現在に至っています。この法律は、日最大排水量 50 m³ 以上の工場・事業場が特定施設の新設、増設または構造等変更を行う場合に許可制を採用しており、許可申請時に排水量・汚濁物質等が環境に与える影響について、事前評価を義務付けています。

(6) 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制

大阪府生活環境の保全等に関する条例は、地域の特性を考慮し、政令で定める基準に従い水質汚濁防止法に基づく特定施設のほか、届出施設として規制対象施設を追加し、さらに規制項目や排水基準を強化しています。

表 2.2.2 水質汚濁に関する法・条例の適用関係

	特定事業場	届出事業場
	水質汚濁防止法に係る特定施設	大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る届出施設
日最大排水量が 50 m ³ /日以上	瀬戸内海環境保全特別措置法 許可制	大阪府生活環境の保全等に関する条例 届出制
日最大排水量が 50 m ³ /日未満	水質汚濁防止法 届出制	

※ 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第 4 条の規定で「下水道終末処理施設」、「地方公共団体が設置するし尿処理施設」、「地方公共団体が設置する廃油処理施設及び廃油処理事業の用に供する廃油処理施設」については、日最大排水量に関らず、水質汚濁防止法適用事業場である。

3. 苦情・陳情状況

令和 4 年度における水質汚濁に関する苦情は 13 件で、工場・事業場から河川への油流出によるものなどがありました。

第3節 騒音・振動

1. 騒音に係る環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として環境基準が定められ、一般地域（道路に面しない地域）及び道路に面する地域のそれぞれについて、地域の類型・地域の区分及び時間の区分ごとに基準値が定められています。具体的な基準の内容は資料編（P.96～）に示すとおりです。

2. 騒音の現状と対策

（1）環境騒音測定調査

令和4年度は、道路に面しない地域（一般地域）24地点において昼間・夜間で各2観測時間の測定を行い、また道路に面する地域6地点において昼間・夜間の基準時間帯の騒音レベル測定を行い、併せて昼間・夜間の交通量調査（10分間交通量）を行いました。騒音レベルの測定調査結果は、道路に面しない地域で、7地点が夜間の環境基準の超過がみられました。詳細な調査結果は資料編（P.103～）に示すとおりです。

（2）第二京阪道路自動車騒音・交通量調査

平成22年3月に第二京阪道路が開通したことに伴い、その影響をみるため市内2地点にて騒音及び交通量の測定を行っています。令和4年度は騒音・交通量とも24時間の連続測定を春季（5月中旬）・秋季（11月中旬）の2回行い、測定結果はいずれも環境基準以内でした。経年変化は資料編（P.107）に示すとおりです。

（3）騒音・振動苦情の現状

騒音・振動問題は、各種公害の中で比較的日常生活と密接な関係を持っており、特に騒音は苦情の中でも多くを占めています。

工場・事業場からの騒音・振動、建設作業に伴う重機等による騒音・振動のほか、近年においては飲食店などのカラオケ等騒音が問題となっており、苦情件数が減少していないのが現状です。また、家庭の日常生活から生じる生活騒音（クーラーの室外機、ペットの鳴き声、テレビの音等）も社会問題となっています。

① 工場・事業場からの騒音・振動

主に製造業の工場・事業場から発生する、金属加工機械、空気圧縮機、送風機などが原因となるもので、騒音規制法・振動規制法では届出の必要な施設を特定施設として指定し、規制基準を定めていますが、大阪府内においては大阪府生活環境の保全等に関する条例により、届出の対象となる施設を追加し、またすべての事業場を騒音・振動規制の対象としています。最近では、工場跡地を開発してできた住宅地から、元々隣接していた工場・事業場に対する騒音・振動の苦情が寄せられるなど、住工混在した地域が主な発生源となっています。

② 建設作業の騒音・振動

建設工事には、建築工事、土木工事、解体工事等があり、ショベル系掘削機等重機を使用する作業に伴い発生する騒音・振動が問題となっています。

建設工事は、騒音規制法・振動規制法においては一過性であることを考慮し、特定建設作業の指定と騒音・振動の大きさ、作業時間の制約等により環境保全を行うとしています。

が、実際には騒音・振動レベルが規制基準より小さくても苦情が発生することが多くあります。

また、立地条件により防止策に限界があり、衝撃的な音源が多く、音源の移動や連続性、間欠性、不規則性があり、重機のオペレーターに左右されることもあります。

③ 生活騒音

日常生活において発生する音で「うるさい」と感じると生活騒音となります。主に感覚的、心理的なものであり、クーラーの室外機の音、ペットの鳴き声、マンションの給排水の音など一般家庭から生じる音は、お互いが加害者又は被害者になり、感情的なトラブルが原因となるケースが多く、日常生活のルールづくりが生活騒音の防止につながります。

また、原因のほとんどが法・条例で規制できるものでないため解決が困難であり、近隣同士での話し合いや、自治会等に相談をするようお願いしています。

④ カラオケ騒音

飲食店などのカラオケ等騒音については、大阪府生活環境の保全等に関する条例で午後11時から翌日の午前6時までカラオケなどの音響機器の使用を禁止しています。苦情が発生した加害店舗については深夜のパトロールを行い、音量及びカラオケの使用時間帯の調査をし、立入指導、あるいは文書による指導、店舗の改善等の指導を行っています。

⑤ 低周波音

人間の耳に聞こえる音の周波数は20～20,000 Hzといわれています。

普通の騒音ではこの範囲ですが、1～20 Hzの耳に聞こえない低い周波数の騒音が超低周波音です。

通常は100 Hz以下の騒音は低周波音と呼ばれ、両者を共にして低周波音としています。低周波音の発生源は多種多様であり、工場・事業場、交通機関などからの低周波音が観測されており、さらに生活環境中においても車の走行や空調機の室外機による低周波音が観測されています。主なものでは、大型の送風機、空気圧縮機、ボイラー、ディーゼルエンジン、ヒートポンプ式給湯器などがあります。

低周波音は、耳に聞こえない分厄介で理解されにくく、普段身の回りに存在するものが多いため気付かれることは少ないですが、家屋の構造や、個人の低周波に対する敏感さで気付くことがあります。

低周波音の人の健康に及ぼす影響については、一般に頭痛、不眠、イライラ、耳鳴り、胸の圧迫感によるめまい、吐き気、その他動悸などの自覚症状があり、心理的にも影響を与えます。

(4) 工場・事業場に係る騒音・振動の規制

昭和43年6月に騒音規制法が、昭和51年6月に振動規制法が制定され、特定施設を設置する工場・事業場から発生する騒音・振動の基準が定められています。大阪府生活環境の保全等に関する条例では、工業専用地域の一部を除く地域を規制地域として届出の拡大を図るとともに、全ての工場・事業場から発生する騒音・振動を規制しています。

(5) 特定建設作業

建設作業のうち、特に騒音・振動の大きいくい打ち機・削岩機・バックホウなどを使用する作業については、騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例で特定建設作業として規制しており、これらの作業について騒音・振動の大きさや作業時

間などについて規制基準が定められています。

なお、令和4年10月からスケルトンバケットを使用する特定建設作業に伴う騒音が大
阪府生活環境の保全等に関する条例により規制されています。

(6) 自動車騒音・道路交通振動

自動車の運行に伴って発生する騒音・振動については、騒音規制法及び振動規制法で、
限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる
場合、市町村長は公安委員会に対し当該道路の修繕などの措置を要請できると規定されて
おり、その限度となる基準が定められています。

3. 苦情・陳情状況

令和4年度における騒音・振動に関する苦情は、騒音70件、振動12件で、建築工事や
解体作業によるもの、工場・事業場での作業によるものなどがありました。

本市では、公害苦情を減らすために市内のパトロール等を実施し、騒音等で苦情が発生
した事業場の調査や指導を行い、再発防止に取り組んでいます。また、解体工事等で重機
を使用する場合は届出が必要であり、届出時に騒音等の苦情が発生しないよう指導してい
ます。

第4節 土壤汚染

土壤汚染は、事業活動などに伴うばいじん・工場排水などを通じて有害物質が土壤中に蓄積することのほか、廃棄物の埋立等により有害物質が直接土壤に混入する場合に発生します。

一旦、重金属などで汚染が発生すると土壤中で自然に分解することなく残留し、農作物の汚染や地下水汚染の原因となります。また、トリクロロエチレンなどの有機塩素系化合物による土壤汚染が原因となる地下水汚染も問題となってきました。

そこで、平成3年8月23日「土壤の汚染に係る環境基準」が重金属等10項目について定められ、さらに平成6年2月21日環境庁告示によって土壤環境基準項目が追加され、25項目になるとともに、鉛と砒素についての基準が強化されました。

平成14年5月には、25項目の特定有害物質を調査対象物質とした「土壤汚染対策法」が公布され、平成15年2月15日施行となりました。土壤汚染対策法は、有害物質を使用している工場・事業場において土壤汚染の有無が不明なまま放置され、住宅や公園のような不特定の人が立ち入る土地利用に供せられることによって生じる、人への健康被害を防ぐことを目的としています。

大阪府では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に土壤汚染に関する規制等の規定を追加する改正が行われ、平成16年1月1日から施行されました。

これまで、「土壤汚染対策法」では、特定有害物質として25物質が指定されていましたが、平成29年4月1日にクロロエチレン（別名：塩化ビニルモノマー）が追加指定され、さらに、平成31年4月1日に規制対象物質であったシス-1,2-ジクロロエチレンにトランス-1,2-ジクロロエチレンが追加され1,2-ジクロロエチレン（シス体とトランス体の総和として規制）に指定変更される等の改正がなされました。

また、法律の改正にあわせて「大阪府生活環境の保全等に関する条例」も改正され施行されました。具体的な基準の内容は資料編（P.110～）に示すとおりです。

なお、土壤汚染に関する指定区域台帳は環境保全課で閲覧できます。

第5節 ダイオキシン類

1. ダイオキシン類とは

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をまとめてダイオキシン類と呼びます。ダイオキシン類は毒性が強い化学物質ですが、PCDDには75種類、PCDFには135種類、コプラナーPCBには13種類の異性体があり、それらの毒性が異なるため、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1として、毒性等価係数(TEF)を用いて2,3,7,8-TCDDの毒性に換算し、その毒性の強さを毒性等量(TEQ)として表示します。主に発ガン性、生殖毒性、催奇形性、環境ホルモン様作用など幅広い毒性を持つことがわかっています。

ダイオキシン類による環境汚染は、大気、水、土壌等の複数の環境媒体にまたがる問題であり、健康への影響を未然防止する観点から総合的な検討を進める必要があります。

ダイオキシン類の発生は、大半が燃焼工程からのものですが、有機塩素化合物の生産過程や廃棄物の焼却過程で非意図的に生成されるので、その発生源は多岐にわたっています。

主な発生源はごみ焼却施設、金属精錬施設などです。

2. ダイオキシン類対策特別措置法による規制

ダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去等を図り、国民の健康を保護することを目的としてダイオキシン類対策特別措置法が制定され、そのための施策の基本とすべき基準や、ダイオキシン類を発生する施設に係る排出基準などが定められました。具体的な基準の内容は資料編(P.113)に示すとおりです。

3. ダイオキシン類測定調査

(1) 大気中のダイオキシン類

大気環境中のダイオキシン類濃度について、成田局のある中央高齢者福祉センターで調査した結果、環境基準値を下回っていました。測定結果は資料編(P.113)に示すとおりです。

(2) 河川・地下水中のダイオキシン類

寝屋川の水質および底質のダイオキシン類濃度について、南水苑橋で調査した結果、いずれも環境基準値を下回っていました。また、地下水質について、市内2地点で調査した結果、いずれも環境基準値を下回っていました。測定結果は資料編(P.114)に示すとおりです。

(3) 土壌中のダイオキシン類

土壌中のダイオキシン類濃度について、寝屋川市が資料編(P.114)に示す3か所の公園で調査した結果、いずれも環境基準値を下回っていました。測定結果は資料編(P.114)に示すとおりです。

※第3次寝屋川市環境基本計画

「生活環境」における施策の柱と個別施策

施策の柱	個別施策
良好で安全な生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none">● 環境美化の推進● 建築物等の規制と誘導● 空き家対策の推進● 良好な都市景観の保全と形成
環境保全対策の推進	<ul style="list-style-type: none">● 大気汚染、水質汚濁等の状況の監視● 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の対策● 石綿（アスベスト）の飛散防止● 騒音、振動、悪臭等の苦情対策

第3次環境基本計画 進捗管理（令和4年度）

4.2 生活環境（基本計画P35-39）

代表指標と目標値と目標値	令和元年度 (基準年度)	令和4年度 実績	令和12年度 目標値
工場・事業場の事業活動に伴う苦情の解決割合	95.3%	94.6%	100.0%
空き家流通に係る所有者等同意取得者数	-	40件	220件

目標達成のための指標	令和元年度 (基準年度)	令和4年度 実績	令和12年度 目標値
工場・事業場に対する立入検査件数	60事業場	49事業場	維持
地区計画の地区数	30地区	30地区	増
景観届出件数	33件	27件	増
石綿（アスベスト）の飛散防止に係る立入検査件数	10件	14件	増

施策の柱	事業名称	内容	実績・効果
良好で安全な生活環境の保全	地区計画の決定	地域特性に応じた地区計画を決定し、計画的なまちづくりを進める。	地区計画の決定及び活用等により、良好で安全な生活環境の保全に資することができた。
	寝屋川市景観計画に基づく景観重点地区の拡充	花と緑と水辺を活かした景観形成を進めるとともに、ランドマーク的要素を持てるような駅周辺整備や、公共施設整備などを推進する。	都市計画事業等の進捗に併せて、順次、景観重点地区の指定拡充に向けた取組を行い、良好な景観、まちづくりに貢献している。
環境保全対策の推進	大気汚染の状況の監視	大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を監視するとともに、光化学スモッグ予報・注意報発令時には、防災無線による市民への周知を行う。	大気汚染の状況の監視を行い、測定結果について、HPにて公表した。光化学スモッグについては、予報・注意報を発令する基準を超過する日は無かったため市民への周知は行わなかった。
	公共用水域及び地下水の水質の状況の監視	水質汚濁防止法に基づき、市内の主要な河川、水路、地下水の水質の監視を行う。	市内の主要な河川、水路、地下水の水質の監視を行った。また、測定結果については、HPにて公表した。
	環境騒音や道路交通騒音及び振動の状況の監視	騒音規制法及び振動規制法に基づき、市域の環境騒音や道路交通騒音及び振動の監視を行う。	市域の環境騒音や道路交通騒音及び振動の監視を行った。また、測定結果については、HPにて公表した。
	ダイオキシン類による汚染の状況の監視	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、土壌、河川水質、河川底質、地下水質について、ダイオキシン類の監視を行う。	大気、土壌、河川水質、河川底質、地下水質についてのダイオキシン類濃度調査を行った。また、測定結果については、HPにて公表した。
	工場・事業場に対する立入検査の実施	大気汚染防止法等の関係法令に基づき、有害物質を使用している等の一定の環境リスクがあると考えられる工場・事業場に対して計画的に立入検査を行い、関係法令の遵守徹底を指導する。	令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、対面での指導を要する工場・事業場への立入検査は控えた。全71件の工場・事業場のうち、49件への立入検査を実施し、関係法令の遵守徹底を指導・啓発することにより、公害の未然防止をおこなった。
	騒音等苦情の発生源に対するパトロール・指導	騒音等苦情の速やかな解決に向け、苦情が発生している地域を対象とするパトロールや、騒音規制法等の関係法令に基づく原因者に対する規制・指導を行う。	令和4年度においては、苦情発生地域へのパトロールや原因者に対する規制・指導を行い、149件発生した苦情のうち、141件を解決することで、市民の生活環境保全に寄与した。
石綿含有建材を含む建築物の解体等工事への立入検査	特定粉じん排出等作業実施届出が提出された現場のうち、石綿の飛散リスクが高いと想定される現場等に対して立入検査する。また、廃棄物となった石綿含有建材が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理されるよう指導する。	令和4年度においては、石綿の飛散リスクが高いと想定される14現場に対する立入検査を実施した。併せて、上記以外の解体等工事現場、19現場に対してパトロールを実施したことで、石綿飛散の未然防止につながった。	

第3章 循環型社会

第3章 循環型社会

第1節 一般廃棄物

1. ごみ減量・資源化の推進

国において、廃棄物・リサイクル対策を総合的・計画的に推進するため、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとした、リサイクル関連法等を制定するなど、循環型社会の構築に向けた法整備が行われてきました。

本市においても、ごみの発生抑制・再使用・資源化をさらに推進するため「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」に基づき4R（※）の啓発・周知に努めるとともに、市民・事業者・行政が自らの役割と責任を果たし、協働して取り組み、ごみの発生抑制・分別収集の徹底等、ごみの減量化を推進していきます。

（1）一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）では、第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。

本市では、平成23年（2011年）3月に一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、一般廃棄物の処理に関する方向性を示してきました。一方、少子・高齢化の進行や人口減少、安全・安心なまちづくりへの関心の高まりなど、社会情勢は大きく変化してきました。また、大型台風やゲリラ豪雨、猛暑日の増加など、身近なところに気候変動の影響が現れており、平成27年（2015年）には温室効果ガスの大幅削減を目標としたパリ協定が採択されました。さらに同年、気候変動、資源の枯渇、自然破壊、貧困や不平等・格差等の様々な問題の根本的解決に向け、「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されています。

また、令和元年（2019年）末に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、外出や経済活動の自粛等により、国民一人一人のライフスタイルに大きな変化をもたらしています。

このように、ごみを処理することだけでなく、安全・安心を基盤として、経済・社会・環境を統合的に向上させるマルチベネフィットの創出に向けた取組を総合的かつ計画的に推進していくことが求められる中、前計画の改定時期であり、前計画策定後の一般廃棄物関連施策の推進に伴う社会情勢の変化を踏まえて、令和3年3月に計画を改定しました。

【基本理念】

持続可能な循環共生型のまち ねやがわ

～ みんなでとりくむ、ごみの排出抑制、循環的な利用の推進 ～

【基本方針】

“もったいない”による4Rの深化

“もったいない”を合言葉に一人一人がライフスタイルの見直しを行い、ただ減量するのではなく、資源化可能物（古紙やプラスチック類、食品残渣など）の確実な資源化、質の高い資源化をめざします。

Refuse（リフューズ：断る）、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使

用)、Recycle(リサイクル:再生利用)の4Rを推進し、「環境への負荷が少ない循環型社会」をめざします。

安全・安心なごみ処理の推進

排出抑制、再資源化を行った上で、なお排出されるごみについては、安全かつ安心なごみ処理を行います。また、適正処理を図りつつ、エネルギー回収を積極的に行い、循環型社会に寄与する「環境にやさしいごみ処理」をめざします。

さらに、今後も起こりうる大規模災害や全国的な感染症の蔓延等の非常事態においては、その事態に対応した排出ルールの徹底や確実な収集・運搬及び処理により、ごみの衛生的処理と公衆衛生の向上が実現されるよう、平時から体制を構築します。

責任と役割に応じた行動の推進

廃棄物処理法において、国民(市民)・事業者・行政の責務が定められています。市民・事業者・行政が同じ目的意識を持って、三者が有機的に繋がることにより、相乗効果をもたらし、「循環共生型のまち」の実現をめざします。

- ※ 4Rとは、Refuse(リフューズ)、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の頭文字をとった言葉であり、環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会の形成を推進するための標語です。

Refuse : 不要なレジ袋などを受け取らないこと

Reduce : 長持ちする物を買うなどしてごみを減らすこと

Reuse : 使わなくなったものを捨てずに再使用すること

Recycle : 再資源化して利用すること

【ごみ減量化目標】

目標の設定年度

目標年度 : 令和12年度(2030年度)

中間目標年度 : 令和7年度(2025年度)

基準年度 : 令和元年度(2019年度)

表 3.1.1 一般廃棄物処理基本計画の減量化・再資源化目標値

項目	令和元年度 (2019年度) 実績	令和12年度 (2030年度) 目標値	削減量・率
ごみ総排出量	71,771 t	59,051 t	-12,720 t (-17.7%)
ごみ総排出原単位	845.1g/人・日	752.4g/人・日	-92.7g/人・日
家庭系ごみ	48,840 t	41,632 t	-7,208 t (-14.8%)
事業系ごみ	17,109 t	13,345 t	-3,764 t (-22%)
リサイクル率	21.3%	27.4%	+6.1%
焼却処理量	55,312 t	46,212 t	-9,100 t (-16.5%)

- ※ ごみ総排出原単位とは、市民1人1日当たりのごみ排出量を示すもので、総排出量÷人口÷365日（閏年は366日）より求められ、単位は、g/人・日で表します。
- ※ ごみ総排出量は、資源集団回収量を含んだ数値で算定。
- ※ 各年度の人口は、10月1日の数値で算定。

本市におけるごみの排出量は年々減少傾向にあり、令和4年度におけるごみ排出量（資源集団回収除く）は62,207t、資源ごみの回収量は、減少傾向にあり、令和4年度における回収量は9,960tでした。また、リサイクル率は20.8%でした。

表 3.1.2 ごみ排出量の推移

(単位：t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資源集団回収	5,822	5,032	4,763	4,478
家庭ごみ	48,840	49,313	48,097	46,015
可燃ごみ	33,828	33,339	32,771	31,737
不燃ごみ	4,170	4,684	4,212	3,801
資源ごみ	10,142	10,634	10,538	9,960
臨時ごみ	700	656	576	517
事業系ごみ	17,109	16,100	16,022	16,192
可燃ごみ	16,902	15,921	15,857	16,027
資源ごみ	207	179	165	166
リサイクル率 (%)	21.3	21.2	21.3	20.8
合計 (資源集団回収除く)	65,949	65,413	64,118	62,207
合計 (資源集団回収含む)	71,771	70,444	68,882	66,685

※詳細は資料編 P133

表 3.1.3 ごみ排出量原単位の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口（人・各年10月1日現在）	232,050	230,738	229,138	227,957
家庭系ごみ排出量原単位（g/人・日）	643.6	645.3	632.0	606.9
事業系ごみ排出量原単位（g/人・日）	201.4	191.1	191.6	194.6
ごみ総排出量原単位（g/人・日）	845.1	836.4	823.6	801.5

※四捨五入により合計が合わない場合があります。

（２）リサイクル関連法への対応

① 容器包装リサイクル法

平成12年4月に完全施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、平成11年1月からペットボトル、平成14年1月からプラスチック製容器包装の分別収集を開始してきましたが、平成20年4月から古紙・古布を新たな収集区分に加えるとともに、北河内4市リサイクルプラザの稼働に伴い、ペットボトルとプラスチック製容器包装を同一袋収集に変更しました。

② 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

平成13年4月から家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）がスタートしました。この法律では特定の家電（テレビ・エアコン・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機）がリサイクルの対象となっており、廃棄物処理をせず、メーカーにより再資源化することを義務付けています。

2. 具体的な取組

（１）蛍光灯・スプレー缶拠点回収

蛍光灯についてはその再生利用やリサイクルを図るため、またスプレー缶については残留ガスの噴出による収集車両の火災事故を未然に防ぐために、平成12年8月から地域毎に回収箇所を設置し、拠点回収を実施しています。

（２）小型家電のボックス回収

使用済小型家電の適正処理とリサイクル及び最終処分量の減量化を図るために、平成30年7月からボックス回収を実施しています。

（３）小型充電式電池のボックス回収

小型充電式電池の適正処理とリサイクルを図るために、令和元年5月からボックス回収を実施しています。

（４）フードドライブ

食品ロスの削減や食品の有効利用を目的として、家庭で余っている食品を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設等に寄付するボランティア活動であるフードドライブを、平成30年5月から期間限定で開始し、令和4年10月から市内3か所（市役所本館・保健福祉センター・産業振興センター）に常時設置しています。

<回収実績>

常設（令和4年10月～令和5年3月）：【回収量】約977 kg

イベントで実施：（環境フェア・令和4年6月11日）：【回収量】約142 kg

（5）雑紙・ペットボトルキャップ回収事業

ごみの減量やリサイクルを促進するため、市立小中学校に雑紙・ペットボトルキャップの回収ボックスを設置し、生徒・児童から各家庭の雑紙などの回収を呼びかけ、デザート等で還元する事業を令和2年10月から実施しています。

（6）資源集団回収活動報奨金交付制度

自治会・子ども会等の団体が自主的に行う資源回収活動に対し、報奨金を交付することにより活動を支援し、市民一人ひとりがごみ問題に対する意識の向上とごみの減量及び資源化を促進していくための制度です。資源集団回収量は次の表に示すとおりです。

○交付団体数・・・317 団体（令和4年度）

○報奨金単価・・・1 kg 当たり 6 円

表 3.1.4 令和4年資源集団回収量

区 分	令和4年1～6月	令和4年7～12月
新聞紙	1,210,474 kg	1,194,951 kg
雑誌	387,261 kg	331,844 kg
段ボール	392,680 kg	405,767 kg
古布	95,501 kg	83,073 kg
牛乳パック	3,367 kg	3,381 kg
雑紙	112,220 kg	97,175 kg
アルミ缶	79,022 kg	81,001 kg
合 計	2,280,525 kg	2,197,192 kg

※詳細は資料編 P134

（7）生ごみ処理機購入費補助金交付制度

家庭から排出される生ごみを自家処理することを目的とし、電動式生ごみ処理機の購入費用の一部を補助することにより、生ごみの減量や堆肥としての有効利用を促進していくための制度です。補助額は、購入予定金額の1/2、又は20,000円のいずれか低い額で令和4年度は、生ごみ処理機23台405,700（円）を補助しました。

（8）ごみ減量マイスター認定制度

市民自らが行うごみ減量に関する取組を推進し、地域の中で活動するリーダーを養成するため、ごみ減量マイスターの認定制度を設け、ごみ減量マイスター養成講座や情報交換会等を定期的に開催しています。

認定者数 初級143人 中級60人 上級26人（令和5年3月31日現在）

養成講座 2回 情報交換会 2回

（9）生ごみ堆肥化、土づくり講習会

家庭からでる生ごみをそのまま廃棄せずに、家庭にあるポリバケツやプランターなどを

活用して、生ごみを堆肥化する土つくりの講習会を令和2年度から実施しています。

令和4年度 参加者 24人

実施回数 2回（西北コミュニティセンター、東北コミュニティセンター）

(10) 施設見学

ごみを燃やした時の余熱利用で発電や温水利用、太陽光発電等の環境にやさしいクリーンセンターの施設見学を案内しています。

一般施設見学：（個人施設見学 18人 / 団体施設見学 50人）

小学校4年生対象の施設見学：

新型コロナウイルス感染症の拡大防止（密集抑止）のため中止

(11) 環境啓発

コミセン祭りや他団体の催しに、ごみ減量等の環境啓発活動の参加や、駅前等で街頭PRをしています。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を徹底した上で、6箇所のコミュニティセンターで環境啓発を実施しました。

3. ごみ処理の状況

令和4年度の焼却処理量と最終処分量は以下のとおりです。焼却処理量、及び最終処分量ともにごみ排出量の減少により、減少傾向です。

表 3.1.5 ごみ処理状況の推移

（単位：t）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
焼却処理量	55,312	54,513	53,344	52,068
最終処分量	8,339	8,412	8,346	7,600

4. クリーンセンターの現状

・施設概要

①	名称	寝屋川市クリーンセンター（焼却施設）
	完成日	平成30年3月30日
	処理能力	200t/日（100t/日×2基）
	処理対象物	可燃ごみ
	焼却炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉
	処理フロー	資料編（P.127）に示すとおり
②	名称	寝屋川市クリーンセンター（破碎施設）
	完成日	平成6年3月22日
	処理能力	破碎75t/日・切断7t/日・手選別25t/日
	処理対象物	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ
	処理フロー	資料編（P.128）に示すとおり

表 3.1.6 令和4年度排ガス測定結果

一般項目

	測定項目 採取日	ばいじん (g/m ³ N)	硫黄酸化物 (m ³ N/h)	窒素酸化物 (ppm)	塩化水素 (mg/m ³ N)
1号炉	6月1日	<0.001	0.043	17	6.3
	8月9日	<0.001	0.087	-	-
	10月4日	<0.001	0.18	-	-
	12月5日	<0.001	0.15	20	8.9
	1月16日	0.001	0.010	-	-
	3月3日	<0.001	0.11	-	-
2号炉	6月1日	<0.001	0.13	12	16
	8月9日	<0.001	0.038	-	-
	10月4日	<0.001	0.21	-	-
	12月5日	<0.001	0.16	18	13
	1月16日	<0.001	0.097	-	-
	3月3日	<0.001	0.21	-	-
	排出基準	0.04	6.0	250	700

※ 排出基準は「大気汚染防止法」「大阪府生活環境の保全等に関する条例」によります。

※ 上記の数値はO₂12%換算値です。(硫黄酸化物を除く)

ダイオキシン類

測定項目 採取日	排ガス (ng-TEQ/m ³ N)		ばいじん (ng-TEQ/g)	燃え殻 (ng-TEQ/g)
5月10日	-		0.45	-
8月3日	-		0.12	-
12月5日	1号炉	2号炉	0.12 (11月2日採取)	0 (12月2日採取)
	0.00072	0.00014		
1月10日	-		0.16	-
排出基準	0.1		3	3

※ 排出基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」によります。

5. 北河内4市リサイクルプラザ

寝屋川市、枚方市、四條畷市、交野市の4市で、循環型社会をめざして、ペットボトルとプラスチック製容器包装のリサイクルに共同で取り組むため、平成16年6月1日に設立された北河内4市リサイクル施設組合により建設された北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）が、平成20年2月1日から稼働しています。

当該施設において、ペットボトルとプラスチック製容器包装を選別し、圧縮梱包した後、指定法人（公財）日本容器包装リサイクル協会へ引き渡しリサイクルしています。

・施設概要

名 称	北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）
完 成 日	平成19年12月31日
処 理 能 力	53t/日
処 理 対 象 物	ペットボトル、プラスチック製容器包装
処 理 概 要	選別・圧縮梱包
構 造	管理棟 鉄筋コンクリート造3階建 処理棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建

6. し尿

本市のし尿処理は、昭和39年に処理能力54 kℓ/日の緑風園第1事業所の操業を開始し、昭和43年に140 kℓ/日に改造増設しました。その後人口増による能力不足に対処するため、昭和47年に新たに150 kℓ/日の緑風園第2事業所を建設し合計290 kℓ/日の能力としました。しかし公共下水道の進捗によるし尿処理量の減少に伴い、平成2年には緑風園第1事業所を一部縮小し合計220 kℓ/日としました。また浄化槽汚泥の増加に対応するため、平成4年に緑風園第2事業所に浄化槽汚泥処理施設を建設し、150kℓ/日のうち55 kℓ/日を浄化槽汚泥専用とし、さらに平成9年には緑風園第1事業所を閉鎖し第2事業所（現在の緑風園）のみで市全域のし尿等処理していました。

平成19年度以降、安定した生物処理が困難な状況となり、放流水質の面で現有施設での対応が厳しくなったことから、これらの課題に対応するために処理方式を変更し、搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を一次処理（前処理）して分離液を希釈した後に公共下水道へ放流しています。

令和4年度末現在、し尿くみとり人口は314人（203世帯）で総人口に占める割合は約0.14%、浄化槽人口は3,222人で同約1.42%となっています。し尿収集処理量は1,916kℓ/年で、その内訳は、し尿712kℓ/年、浄化槽汚泥1,204kℓ/年となっています。経年変化は、資料編（P.128）に示すとおりです。

・施設概要

名 称	寝屋川市緑風園（旧第2事業所）
敷地面積	14,026 m ²
計画処理量	処理能力 34.5 kℓ/日 （し尿 15.2 kℓ/日・浄化槽汚泥 19.3 kℓ/日） 緊急時 69.0 kℓ/日
処 理 概 要	除渣＋希釈放流
処 理 フ ロ ー	資料編（P.129、130）に示すとおり

表 3.1.7 令和4年度下水道放流水水質測定結果

項目 測定日	水素イオン 濃度 pH (指数)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/L)	浮遊物質 SS (mg/L)	ノルマルヘキサン 抽出物含有量 (鉱油類) (mg/L)	ノルマルヘキサン 抽出物含有量 (動植物油脂類) (mg/L)	窒素含有量 T-N (mg/L)	燐含有量 T-P (mg/L)
	4月21日	7.4	203	164	<1	14.0	57.2
5月12日	7.1	110	228	<1	29.2	53.0	6.58
6月9日	7.2	76.6	186	<1	14.8	29.5	4.13
7月14日	7.0	60.1	166	<1	16.5	23.7	3.47
8月4日	7.3	44.5	154	<1	16.1	42.5	5.21
9月8日	7.4	33.6	89	<1	7.3	35.4	4.08
10月13日	7.4	54.6	204	<1	5.5	48.0	7.55
11月10日	7.6	38.9	115	<1	8.4	38.7	7.10
12月8日	7.5	124	120	<1	6.6	65.3	7.98
1月24日	7.6	241	165	1.2	16.8	75.6	8.41
2月9日	7.5	123	166	1.5	16.3	72.0	12.0
3月9日	6.7	160	145	<1	10.8	53.6	7.17
規制基準値	5~9	600	600	5	30	240	32

※ 規制基準値は、下水道法及び寝屋川市下水道条例によります。

表 3.1.8 令和4年度臭気測定結果

第1号規制 敷地境界線

(単位：ppm)

測定項目	規制基準値	測定結果		
		A地点	B地点	C地点
アンモニア	1	<0.1	<0.1	<0.1
メチルメルカプタン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
硫化水素	0.02	<0.002	<0.002	<0.002
硫化メチル	0.01	<0.001	<0.001	<0.001
二硫化メチル	0.009	<0.0009	<0.0009	<0.0009

※ 規制基準値は、悪臭防止法によります。

※ 測定日：A地点・B地点 令和4年8月22日、C地点 令和5年2月21日

第2号規制 臭突

(単位：Nm³/h)

測定項目	規制基準値	測定結果	備考
アンモニア	86	<0.05	
硫化水素	1.7	<0.001	
メチルメルカプタン	0.17	<0.001	悪臭防止法で規制されていないが、参考として測定
硫化メチル	0.86	<0.001	
二硫化メチル	0.78	<0.001	

※ 規制基準値は、悪臭防止法によります。

※ 測定日：令和5年2月21日

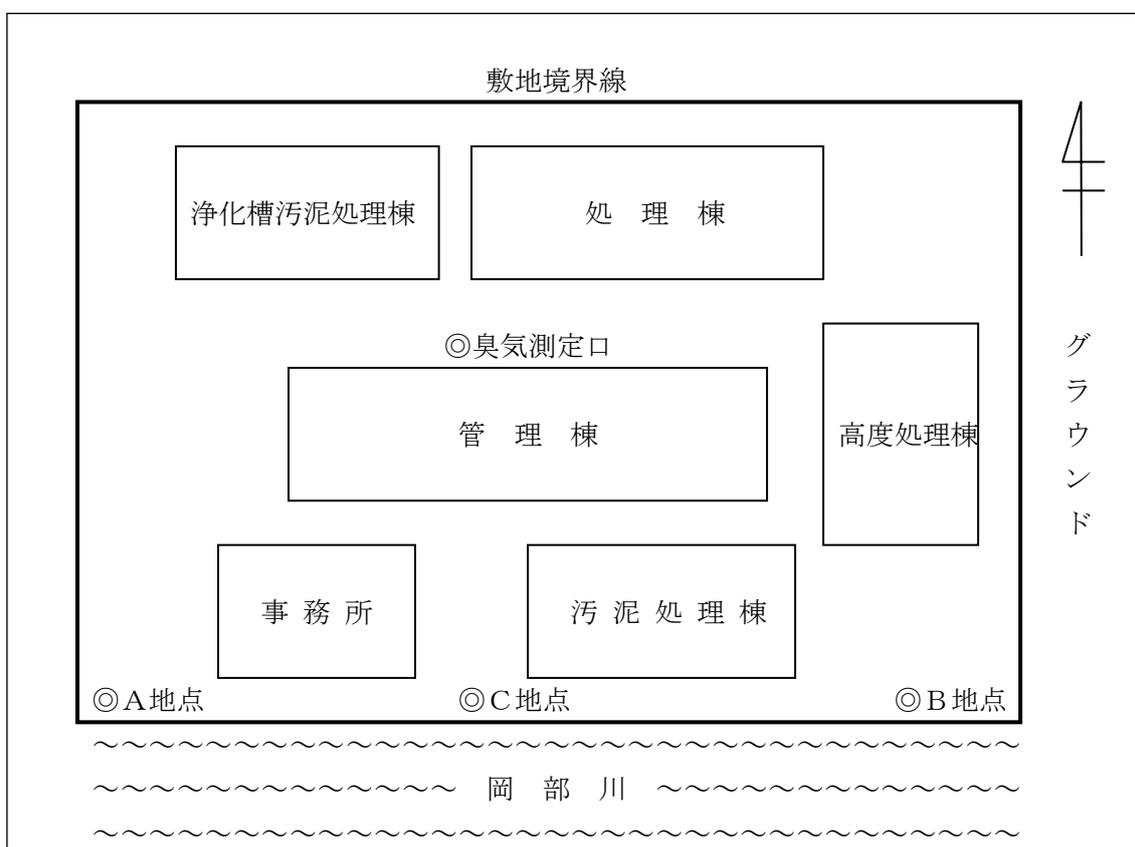


図 3.1.1 臭気測定地点図

第2節 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に定められた20種類のことを指し、排出事業者又は許可業者が処理することとなっています。

1. 産業廃棄物処理業者等の規制・指導

産業廃棄物収集運搬業や処分業の許可、産業廃棄物処理施設の設置許可のほか、処理業者等に対する立入検査を実施し、産業廃棄物の適正処理について規制・指導を行っています。

2. 産業廃棄物排出事業者等の規制・指導

廃棄物処理法に基づき、前年度に産業廃棄物処理業者に収集運搬又は処分を委託し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者は、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が義務付けられています。上記の報告書に基づき、産業廃棄物の委託基準、保管基準の遵守について規制・指導を行っています。

また、前年度の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業者は、廃棄物処理法の規定に基づき産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の提出が義務付けられています。提出されたこれらの計画書及び報告書は、市ホームページ上で公表しています。

3. 産業廃棄物の不適正処理対策

産業廃棄物の不適正処理には、不法投棄、不適正保管、不法焼却などがあり、適正に処理しなければ悪臭や粉じん、害虫などが発生し、水質汚濁や大気汚染が生じることがあります。本市では、庁内の関係部署及び庁外の関係機関と連携して、産業廃棄物の不適正処理に対する規制・指導を行うとともに、不適正処理の防止及び早期発見のためパトロールを行っています。

4. 自動車リサイクル法に基づく規制・指導

「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」とは、ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、自動車のリサイクルについて自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律です。本市では、自動車リサイクル法に基づき使用済自動車等の処理を行う業者に対する規制・指導を行っています。

5. ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理の指導

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB廃棄物を保管している事業者は、毎年度PCB廃棄物等の保管及び処分状況等について届出を行うこととなっています。

市内の事業所や寝屋川市が保管しているPCB廃棄物やPCB使用製品については、PCB廃棄物の処理期限内の適正処理に向けた指導を行っています。

※第3次寝屋川市環境基本計画
「循環型社会」における施策の柱と個別施策

施策の柱	個別施策
減量化・再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境にやさしい販売活動の推進 ● 自主的なごみ減量行動の推進 ● 家庭系ごみの減量・資源化推進 ● 事業系ごみの減量推進 ● 再利用の推進
適正かつ効率的な処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 収集体制の整備 ● 不法投棄等防止対策の推進 ● 産業廃棄物の適正処理の推進
災害時体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物処理基本計画の適切な運用

第3次環境基本計画 進捗管理（令和4年度）

4.3 循環型社会（基本計画P40-45）

代表指標と目標値と目標値	令和元年度 (基準年度)	令和4年度 実績	令和12年度 目標値
市民1人1日当たりのごみ排出量	845.1g/人・日	801.5g/人・日	752.4g/人・日
再生利用率（リサイクル率）	21.3%	20.8%	27.4%

目標達成のための指標	令和元年度 (基準年度)	令和4年度 実績	令和12年度 目標値
家庭系ごみ総排出量	48,840 t	46,015t	41,632 t
事業系ごみ総排出量	17,109 t	16,192t	13,345 t
焼却処理量	55,312 t	52,068 t	46,212 t
収集及び運搬の民間委託率	55.0%	55.0%	維持
産業廃棄物多量排出事業者及び産業廃棄物処理事業者に 対する立入検査件数	16事業場	18事業場	維持

施策の柱	事業名称	内容	実績・効果
減量化・再資源化の推進	3010運動マグネット	宴会等の場において実施する3010運動に加え、家庭での取り組みとして、食品の余剰な購買を抑制するため毎月10・30日の冷蔵庫の確認を啓発する。	コロナ禍における宴会自粛等の状況を踏まえ、3010運動の啓発内容を家庭での冷蔵庫整理の取組にシフトさせ、転入者や各種イベント時に積極的にマグネットを配布する等により、当該運動の周知及び啓発を行った。
	生ごみ処理機購入費補助	家庭系ごみの約40%を占める「生ごみ」を減量化するため、生ごみ処理機（電動式）の購入を補助する。 予算：30台分 600千円	家庭におけるごみ減量の取組への支援として効果があり、前年度に比べて、件数は減少したものの補助金額は増加した。 実績 令和4年度（23台、405,700円） 令和3年度（26台、396,100円）
	ごみ減量コンテスト	ごみの減量及び分別の啓発冊子を全戸配布するとともに、各家庭での取り組みを募集し、優秀な取組については、クリーンカレンダーへの掲載等により周知を図る。	ごみの減量及び分別の啓発冊子を全戸配布し、各家庭の取組例を募集したところ、525件の応募があり、入賞者12名を選定した。また入賞取組を次年度のクリーンカレンダーや市HPで紹介することにより市民に周知を図った。
	市立小中学校での雑紙・ペットボトルキャップの回収	市立全小中学校に雑紙とペットボトルキャップの回収BOXを設置し、各家庭から出る資源物等の分別を図る。 なお、回収量の目標を設定の上、給食時にデザートを提供する。	若年層への分別意識の高揚を図るとともに、各家庭での分別意識の習慣化に寄与した。また、令和4年度は新小学一年生に雑がみ回収袋を配布し、目標の達成状況に応じたデザートを提供することにより、分別意識の向上を図った。
	資源集団回収活動への報償	資源の分別排出の促進に寄与する取組をする団体に対して報償金を交付することにより、ごみの減量と分別を図るとともに地域におけるごみ分別意識の高揚を図る。	近年、スマホの普及や新聞等の購読の減少により、「紙資源」が減少している中、6円/kgの報償額は、府内においてもトップクラスの額であり、報償の総額、活動団体はいずれも減少傾向であるが、取組は浸透している。
	フードドライブ	食品ロス削減のため、市主催イベント（環境フェア）及び令和4年10月から市役所本庁舎等に常設した「フードドライブ」において、市民のみならず事業者からの協力を得て回収を実施する。	令和4年6月開催の環境フェアで実施するとともに、令和4年10月より生活協同組合おおさかパルコと連携し、公共施設3か所（本庁舎、保健福祉センター、産業振興センター）で常設実施した。 R4実績・環境フェア約142kg・常設約977kg
	環境フェア	例年6月に実施される「環境フェア」において、フリーマーケットの出店者を募り、エコの市を開催する。	環境・みどり・水・くらしの4つのゾーンに加えて新たに環境にやさしい自動車のゾーンを新設し、各ゾーンの各ブースにて様々な展示や体験を通じて環境への関心や理解を深めていただいた。
	民間事業者との連携協定	再生利用・再利用の更なる促進を図るため、民間事業者と連携協定を締結することで、廃棄物のリサイクルルートの確保とリユースに関する情報の提供を図る。	パソコンを含む小型家電については、市内に回収BOXを設置、その他リネットジャパンリサイクル㈱と連携協定を締結。リユースについては、㈱ジモティーとの連携協定により、使えるものを必要な人へ提供するという情報発信を図り、リサイクル、リユースの推進した。
多量排出事業者への指導	事業系一般廃棄物について、廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、年に1回一定の要件に該当する事業者（特定事業者）を対象に減量等計画書と廃棄物管理責任者を届けることとしている。	【計画書提出件数/対象件数】 令和4年度：61件/74件 令和3年度：66件/77件	

減量化・再資源化の推進	落葉の再資源化	自治会等による地域清掃で集めた落葉や剪定枝を再資源化し、協力した自治会等へ堆肥として還元する。	自治会等35団体から、17,290kgの落葉等を回収し、堆肥として1,730kgを同団体に配布した。
	蛍光灯・乾電池の再資源化	蛍光灯・乾電池に含まれる有害物質である水銀を回収するとともに回収された水銀の再資源化を図る。	蛍光灯・乾電池として、57.1tの資源化を図ることができた。
	資源ごみ残渣の再資源化	缶・びんにより回収された資源ごみ処理後に発生する残渣について、これまでは埋め立て処分していたが、残渣に含まれる資源物を回収し、更なる最終処分の削減を図る。	缶・びん選別後の残渣から、473tが再資源化できたことにより、焼却・埋立処分量の削減することができた。
適正かつ効率的な処理の推進	一般家庭ごみ収集運搬業務委託	ステーション方式で排出される一般家庭ごみについて、一部を委託業務にて行うことにより、効果的・効率的なごみの収集運搬を実施する。	市民サービスの向上を図るため、効果的・効率的な収集形態に努めた。 ごみステーション数 令和4年度 (R4.6) 9,540箇所
	蛍光灯・スプレー缶収集処理業務委託	拠点収集を実施することで、蛍光灯の再資源化やスプレー缶類による火災事故を未然に防止を図る。	市内208か所の拠点収集場所から排出される蛍光灯・スプレー缶の収集を実施し、再資源化を図ることができた。
	産業廃棄物多量排出事業者に対する立入検査	前年度に産業廃棄物を年間1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物を年間50トン以上排出した事業者に対する立入検査を行う。	令和4年度においては、製造業や病院等10者（10事業場）に対する立入検査を行った。
	産業廃棄物処理事業者に対する立入検査	産業廃棄物収集運搬業（積替え、保管を含む。）又は産業廃棄物処分量の許可を有する事業者に対する立入検査を行う。	令和4年度においては、産業廃棄物処理事業者7者（8事業場）に対する立入検査を行った。
災害時体制の充実	災害発生時の収集体制	災害廃棄物の処理について各種計画の見直しを行い、災害時を想定した体制を整える。	必要に応じた見直しを行うことで、災害時における収集・運搬・処分の体制を整えた。

第4章 脱 炭 素 社 会

第4章 脱炭素社会

第1節 脱炭素社会に向けた動向

1. 国際的動向

(1) パリ協定

平成27年(2015年)にフランスのパリで開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において気候変動問題に関する新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、「世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に抑え、1.5℃未満をめざす」としており、21世紀後半には人為的な温室効果ガス排出量を実質的にゼロとする(森林等による吸収量とバランスさせる)ことが掲げられています。

(2) IPCC 第5次評価報告書

平成26年(2014年)に公表されたIPCC第5次評価報告書によると、21世紀末の世界の平均気温は、20世紀末を基準として、どのような仮定(シナリオ)をあてはめても上昇するとされており、今以上の対策をしない場合は日本国内において約4.5℃上昇、日降水量200mm以上の年間日数は約2.3倍に増加すると予測されています。

(3) 1.5℃特別報告書

パリ協定を受けて、平成30年(2018年)10月にIPCCが公表した「1.5℃特別報告書」において、世界の平均気温は平成29年(2017年)時点で産業革命以前と比較し、既に約1℃上昇していることや、このまま地球温暖化が進むと令和12年(2030年)から令和32年(2050年)までの間に1.5℃上昇する可能性が高いことが示されています。地球温暖化の進行による地球環境や人類への影響は、気温が1.5℃上昇するだけでも大きなものですが、2℃上昇すると危機的状況になると予測されていることから、気温の上昇を1.5℃に抑えるためには、世界全体の二酸化炭素排出量を令和12年(2030年)までに平成22年(2010年)比で45%削減するとともに、令和32年(2050年)前後には実質ゼロにすることが必要とされています。

(4) 気候サミット

令和3年(2021年)4月に開催された気候サミットにおいて、日本は2050年カーボンニュートラル(二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた、実質ゼロを意味している。)と整合的で、野心的な目標として、令和12年度(2030年度)において、温室効果ガスを平成25年度(2013年度)から46%削減することをめざすことを宣言するとともに、さらに、50%削減の高みに向け挑戦を続けていく決意を表明しました。

2. 国の動向

(1) 第5次環境基本計画

平成30年(2018年)に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、今後の環境政策の展開の基本的方向性としてSDGsの考え方を活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めるとしています。従来の環境基本計画は分野別に重

点施策が設定されていたのに対し、6つの分野横断的な重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を進めることにより課題の同時解決をめざし、持続可能な地域循環共生圏を構築するとしています。

（２）地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策法に基づいて策定した、我が国唯一の地球温暖化に関する計画である「地球温暖化対策計画」が、平成28年（2016年）に閣議決定され、令和3年（2021年）には、5年ぶりに改訂されました。「地球温暖化対策計画」は、温室効果ガスの発生抑制及び吸収の目標、国民・事業者等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等が示されており、令和12年度（2030年度）の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で46%削減、令和32年度（2050年度）「カーボンニュートラル（実質ゼロ）」といった目標等の実現をめざしています。

（３）気候変動適応法

パリ協定に盛り込まれている気候変動への適応を進めるため、国は平成30年（2018年）に「気候変動適応法」を施行し、気候変動の影響による被害を防止・軽減する適応策の推進を法的に位置づけました。国は法に基づき策定した気候変動適応計画において、気候変動の影響による被害の防止・軽減に向け、各主体の役割やあらゆる施策に適応を組み込むことなどを示しています。地方公共団体においては、従来の緩和策（温室効果ガス排出量の削減等）に加え、地域特性に見合った適応策の実施が求められています。

3. 府の動向

（１）2030 大阪府環境総合計画

大阪府環境基本条例に基づき、現在及び将来にわたり府民の健康で文化的な生活を確保することを目的に、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「2030 大阪府環境総合計画」が令和3年（2021年）3月に策定されました。2050年の環境分野全体としての「めざすべき環境像」とそれを見据えた令和12年（2030年）の実現すべき姿を定めて、その実現に向けた施策の基本的な方向性を示しています。

（２）大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

令和3年（2021年）3月に、国内外における地球温暖化対策の動向を踏まえて、府域における今後の地球温暖化対策の基本的な考え方となる「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」が策定されました。同計画では、令和12年度（2030年度）の府域の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で40%削減を目標としており、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を実現した社会の姿（将来像）を共有し、将来像の実現に向けては、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限の導入などにより推進するとしています。

(3) おおさかスマートエネルギープラン

令和3年(2021年)3月に、大阪府と大阪市は共同で「おおさかスマートエネルギープラン」を策定しました。同プランは、令和12年度(2030年度)の目標値として、太陽光発電や燃料電池、廃棄物発電などの自立・分散型エネルギー導入量を250万kW以上、再エネ利用率(電力需要量に占める再生可能エネルギー利用率)35%以上、エネルギー利用効率(府内総生産あたりのエネルギー消費量)40%以上の改善に向け、府域における再生可能エネルギーの「地産地消」の推進や、府民・企業・行政が連携し、脱炭素化に貢献する取組を通じて、社会・都市全体でのエネルギー効率の向上を図り、新たなエネルギー社会の実現をめざしています。

第2節 本市の取組

1. 計画の策定

(1) 第2次寝屋川市地球温暖化対策地域計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の規定に基づき、地域温暖化対策についての地方公共団体実行計画の策定が特例市に義務付けられており、平成24年9月に市域における温室効果ガス（主に二酸化炭素）排出量を令和2年度までに平成2年度比25%削減を目標とする、寝屋川市地球温暖化対策地域計画を策定しました。その後、令和3年11月には、「第2次寝屋川市地球温暖化対策地域計画」を策定し、市域の温室効果ガスを「2030年度までに2013年度比で32.2%以上削減、2050年に実施ゼロ」を目標にしています。

① 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間

② 基本目標

「脱炭素社会に向けて行動し、将来に備えるまち」として、5つの施策の柱に基づき取組を推進します。

表 4.2.1 第2次寝屋川市地球温暖化対策地域計画（区域施策編）の基本目標等

第2次寝屋川市地球温暖化対策地域計画	
基本目標	
脱炭素社会に向けて行動し、将来に備えるまち	
施策の柱	施策の方向性・具体的な取組
(1) 省エネルギー機器等の導入促進	① 省エネルギー機器等の導入促進 ② 省エネ住宅・省エネビルの導入促進
(2) ライフスタイルや事業活動の転換促進	① 環境にやさしいライフスタイルへの転換 ② 交通対策の推進
(3) 再生可能エネルギーの導入と普及啓発	① 再生可能エネルギーの普及啓発 ② 公共施設における再生可能エネルギーの導入促進
(4) 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進	① 減量化・再資源化の推進 ② 適正かつ効率的な処理の推進
(5) 気候変動への適応	① 自然災害に関する適応 ② 暑熱対策・生活に関する適応

表 4.2.2 市域の温室効果ガス排出量の推移

(単位：t-CO₂)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
排出量	897,695	764,538	696,005	734,330

※詳細は資料編P135

(2) 第5期寝屋川市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の規定に基づき、地球温暖化防止を推進するため、本市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減を目的として策定しています。第5期計画は、令和4年3月に策定し、市域における大規模な温室効果ガス

排出事業者である行政が、事務・事業で排出する温室効果ガスを率先して抑制し、自主的かつ積極的に取り組むことを目的としています。

- ① 計画期間 令和 12 年度まで
- ② 目標等：寝屋川市役所の事務事業における温室効果ガスの削減は、令和 12 年（2030 年）度までに平成 25 年（2013 年）度比で 45%以上削減。

表 4.2.3 寝屋川市役所地球温暖化対策実行計画における温室効果ガス排出量の推移
(単位：t-CO₂)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
排出量	33,546	30,897	30,781	31,108

※詳細は資料編 P 136

(3) 個別施策

① 太陽光発電システム設置補助

市域における温室効果ガスの削減を推進するため、再生可能エネルギーの普及拡大を目指して、平成 25 年度から住宅用の太陽光発電システム設置補助制度を、平成 26 年度から地域の自治会集会所等への太陽光発電システムの設置を対象とした補助制度を実施しています。

表 4.2.4 太陽光発電システム設置補助の件数の推移

(単位：件)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
補助件数	103	97	99	96
住宅用	102	97	99	95
自治会集会所用	1	0	0	1

※詳細は資料編 P 137

② グリーンカーテン事業

本市では、グリーンカーテン事業を行っており、緑の植物で庁舎などを覆うことにより直射日光を遮り、室温の上昇を防ぐことで、エアコンの使用頻度を下げることができるなど、地球温暖化防止活動の一環として事業を実施しています。

平成 20 年度に市役所本庁舎で試験的にグリーンカーテンを実施し、グリーンカーテンを設置した部屋と未設置の部屋では、2.2℃の差がありました。

平成 21 年度から市民や公共施設等へグリーンカーテン普及に向けての取組を行っています。令和 4 年度は環境フェア等での市民配布や民間事業所や公共施設等へのゴーヤの苗の配布を実施しました。

※詳細は資料編 P 137

③ ドライミスト装置の設置

本市では、ヒートアイランド対策の一環として、平成 26 年度から市役所本庁舎ド

ライミスト装置を設置しています。

ドライミストは水を小さな霧の状態にして噴射し、蒸発する際の熱の吸収を利用して、噴霧エリアの気温をおおよそ2～3℃程度低下させることができます。



※第3次寝屋川市環境基本計画

「脱炭素社会」における施策の柱と個別施策

施策の柱	個別施策
省エネルギー機器等の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネルギー機器等の導入促進 ● 公共施設における省エネ機器等の導入促進
ライフスタイルの転換促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境にやさしいライフスタイルへの転換 ● 交通対策の推進
再生可能エネルギーの導入と普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギーの普及啓発 ● 公共施設における再生可能エネルギーの導入促進
気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> ● ヒートアイランド対策の実施 ● 豪雨災害への備え ● 自立・分散型電源の普及啓発 ● 気候変動適応の啓発

第3次環境基本計画 進捗管理（令和4年度）

4.4 脱炭素社会（基本計画P46-50）

代表指標と目標値と目標値	令和元年度 (基準年度)	令和4年度 実績	令和12年度 目標値
市域の二酸化炭素排出量削減率 (2013年度比)	2.4%増加 (平成30年度)	24.1% (令和2年度)	32.2%
市域のエネルギー使用量	10,273 TJ (平成30年度)	9,324 TJ (令和2年度)	7,033TJ

目標達成のための指標	令和元年度 (基準年度)	令和4年度 実績	令和12年度 目標値
クリーンセンター発電によるCO ₂ 削減量	3,642t-CO ₂	3,288t-CO ₂	維持
市域の太陽光発電システム設置件数	3,413件(累計)	4,003件	6,000件(累計)
市域の太陽光発電システム設備容量	1.75万kW	2.07万kW	3.5万kW
年間の熱帯夜の日数(5年移動平均値)	24日	25日	22日以下
グリーンカーテン設置施設数	74施設	79施設	85施設
貯留施設設置率	82.4%	85.5%	98.4%
市内4駅の乗降客数	150,889/日	134,553/日 (令和3年度)	154,400/日

施策の柱	事業名称	内容	実績・効果
省エネルギー機器等の導入促進	第2次寝屋川市地球温暖化対策地域計画の推進	寝屋川市地球温暖化対策地域計画を令和3年11月に改定し、省エネルギー機器等の導入促進を含めた、市域における温室効果ガスの削減目標を策定した。	平成25年度の排出実績と比較して令和12年度に32.2%以上の削減を目標とする。
ライフスタイルの転換促進	バス利用促進事業	シルバー世代等の外出促進、公共交通の利用促進及び乗合い事業との相乗効果を図るため、バス利用券を複製し、配布する。	バス利用券の配布方法の見直しや市広報誌への掲載などを行ったことにより、公共交通の利用促進につながった。
	乗合い事業	シルバー世代や妊婦等が利用できるデマンドタクシーを運行し、交通利便性の向上を図る。	乗合い事業運行による利用者数は増加していることから、シルバー世代等の移動手段を維持・継続することができた。
再生可能エネルギーの導入と普及啓発	クリーンセンターごみ発電	廃棄物を焼却する際のエネルギーを利用して発電する「ごみ発電」によりクリーンセンター施設で使用する電力を賄い、化石燃料由来の電力の使用を減らす。	令和4年度発電量 30,539,460kWh 当該電力を購入して使用する場合の温室効果ガス排出量(排出係数0.000441) 13,467 t-CO ₂ /kWh
	太陽光発電	クリーンセンター屋上に設置している「太陽光発電」により、クリーンセンター施設で使用する電力を賄い、化石燃料由来の電力の使用を減らす。	令和4年度発電量 93,648kWh 当該電力を購入して使用する場合の温室効果ガス排出量(排出係数0.000441) 41 t-CO ₂ /kWh
	第5期寝屋川市役所地球温暖化対策実行計画の推進	令和4年3月に策定した第5期寝屋川市役所地球温暖化対策実行計画において、市の事務事業における温室効果ガスの排出量(施設・種類)の推移について示すとともに、取り組むべき事項について周知を図り推進する。	公共施設の新築や改修の際に計画に沿った取組を推進するとともに、市の事務事業における温室効果ガスの削減を図ることができる。
	太陽光発電設置システム購入費補助(家庭用)	市内における再生可能エネルギーの普及のため、太陽光発電設置システム設置の購入費を補助する。 ・住宅用 3万円/kW 上限12万円	令和4年度 95件 451.2kW (推計) 年間発電量 496,864 kWh CO ₂ 削減量換算 219 t-CO ₂
	太陽光発電設置システム購入費補助(自治会集会所用)	市内における再生可能エネルギーの普及のため、太陽光発電設置システム設置の購入費を補助する。 ・自治会用50万円/kW又は工事費のいずれか少ない方。モニター地域:上限500万円。非モニター地域:上限450万円。	令和4年度 1件 8.8kW (推計) 年間発電量 9,691 kWh CO ₂ 削減量換算 4 t-CO ₂
気候変動への適応	グリーンカーテン	地球温暖化対策の必要性の意識向上を図るため、公共施設や学校等において、ゴーヤの苗を無償で配布して、グリーンカーテンを作り、日射熱を抑制することで、冷房等の電力使用抑制を図る。	令和4年度配布数 6,000株
	ドライミストの設置	本庁舎入口にドライミスト装置を設置することで、来庁者の体感温度を下げるとともに、ドライミストによる熱中症対策としての効果を実感してもらおう。	本庁舎入口に設置・稼働を行った。来庁者にドライミストによる気候変動への適応(熱中症対策)を実感していただいた。
	雨水貯留浸透施設設置	公園における雨水貯留浸透施設の整備や民間開発における貯留施設の指導による整備を進める。	初本町公園における公園貯留施設整備に加え、民間開発による施設設置が進んだ。

第5章 環境教育・環境学習

第5章 環境教育・環境学習

第1節 環境教育と環境学習

1. 環境美化の推進

寝屋川市では、寝屋川市美しいまちづくり条例を制定し、市民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を果たすことを基本にして、安全で清潔な、みどり豊かなまちづくりを進めるため、環境美化を推進しています。

表 5.1.1 寝屋川市美しいまちづくり条例の規制内容と罰則等

規制内容	対象場所	勧告、命令違反者に対する罰則など
歩行喫煙の禁止	市内の公共の場所 ※周辺に通行する人がなく、他人に危害をあたえるおそれのない場合は除く	氏名などの公表
空き地の適正管理	市内の空き地	氏名などの公表と5万円以下の過料
ため池の危険防止	市内のため池	
資材・廃材などの適正管理	市内の公共の場所、他人の所有地、自己の資材・廃材置き場	氏名などの公表と5万円以下の過料
飼い犬などペットの放し飼い禁止（警察犬・盲導犬などは除く）	市内の公共の場所、他人の所有地	氏名などの公表
ポイ捨ての禁止		氏名などの公表と2万円以下の過料
ペットのフンの放置禁止		
ビラなどの印刷物の散乱禁止		
落書きの禁止		氏名などの公表と5万円以下の過料
飲食物等の回収容器の設置	市内の自動販売機設置場所	氏名などの公表

表 5.1.2 令和4年度環境美化等啓発内容

啓発内容	実績
駅前啓発	ポイ捨て禁止啓発（市内4駅） 実施状況：新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために中止していたが、令和5年2月から再開。 令和5年2月 参加者 173人

※詳細は資料編P138

2. 寝屋川市環境フェア

環境フェアは、市民・事業者・行政が環境への意識啓発を目的として、平成8年度までは寝屋川市のグリーンシティで開催していましたが、平成9年度から打上川治水緑地で「寝屋川市エコ・フェスタ」として開催し、公園緑地課（現 公園みどり課）「花と緑のフェア」・消費生活センター「消費生活展」との合同開催によりイベント規模を拡大しました。その後、平成10年度から「農業まつり」との同時開催により、イベントの一層の活性化と合理化を図りました。

平成29年度に現在の形となり「みどり・水・くらしを考える」をテーマとして「寝屋川市環境フェア」を寝屋川市立中央小学校で開催しています。

令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止しましたが、令和4年度から再開しています。

表 5.1.3 環境フェア来場者数

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
来場者数	1,788	2,664	中止	中止	2,277

※詳細は資料編P138

3. 美しいまちづくり表彰

美化・清掃活動、緑化活動、ポイ捨て防止や自然への理解を深める環境啓発活動などを行い、要件に該当する個人または団体（自治会、老人会、子ども会など）に対して、美しいまちづくり表彰を授与する表彰式典を寝屋川市環境フェアにおいて行っています。

令和4年度は、環境フェアが中止となったため、表彰式典は行いませんでしたが、個人41名と6団体が表彰されました。表彰対象となった活動の例としては、「毎日早朝に公園や散歩道にわたる一帯のごみ拾い、花壇への散水をし、日常的に手入れと管理をしている」や、「毎朝、自主的に自身の勤務先周辺の清掃活動を継続し、美しいまちづくり推進員としても10年以上にわたり積極的に参加を続けている」などがありました。

表 5.1.4 美しいまちづくり表彰者数

(単位：人/団体)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
個人/団体	53/23	63/19	52/9	41/6

※詳細は資料編P138

4. 親子でみる自然散策と水辺の生物観察会

昭和63年に事業を開始し、寝屋川市は平成元年から参加しています。平成29年度からは四條畷市及び寝屋川市で事業を継続しています。

河川や海の汚れの原因は、従来工場からの排水が中心でしたが、工場からの排水は、法律や条例により厳しく規制され、現在では、生活排水が汚れの中心になっています。

水辺環境や河川等の水質を改善するためには、各個人の水質保全に対する認識を深めてもらうことが年々重要になってきています。

この「親子でみる自然散策と水辺の生物観察会」は、山間の溪流の水生生物を観察することにより、本市と他の水質の違いを確認し、水質保全の重要性の認識を深めてもらうために行

っています。

表 5.1.5 市別参加人数 (令和4年度実績)

区 分	寝屋川市	四條畷市	合計
人数 (人)	9	9	18



開催の様子

5. 関係団体における主な環境保全の取組

寝屋川市の様々な環境問題に対して、市民と行政で継続的に実施している主な活動事項を紹介します(五十音順)。

(1) 大阪公立大学工業高等専門学校 鯨坂研究室

令和4年度は寝屋川市環境フェアに参加しました。その際に、SDGsの一環で高専の鯨坂研究室やクラブ活動(Space Design Club)において学生たちが取り組んでいる「笑働の森づくり」の様子が分かるポスター展示を行いました。「笑働の森づくり」では、「森をつくる」「森をつかう」「森を見直す」という3つのコンセプトをもとに、森林環境の保全・再生に取り組んでおり、間伐材を利用して椅子やテーブル、本箱などのモノづくりを行っています。高専生らしいモノづくりを通じて、環境のことを考えてもらう「環境教育」に力をいれており、今後も継続的に活動を行っていきたいと思っています。

所在地：寝屋川市幸町26-12 大阪公立大学工業高等専門学校

連絡先：鯨坂誠之 072-820-8586 (研究室直通) ajisaka@omu.ac.jp



環境フェアの様子



展示の様子



ポスター

(2) 生物多様性センター（大阪府立環境農林水産総合研究所）

寝屋川市木屋元町に施設を構え、府内の生物多様性の保全のため、在来生物の調査・保全、外来生物の影響調査と対策、府民の安心安全を守る取り組み、生物多様性活動支援・技術普及などを行っています。また、市民に参加いただける体験学習、企画展、談話会などを多数開催しています。

所在地：寝屋川市木屋元町 10-4

連絡先：072-833-2770

表 5.1.6 生物多様性センターで開催したイベント

実施日	内容	参加者数
令和4年4月17日(日) 令和4年5月8日(日)	生物多様性センター 集まれ！生きものしらべ隊！	33名
令和4年6月6日(月)～ 令和4年11月16日(水)	生物多様性センター企画展 「生物多様性に取り組むトップランナー 大阪を目指して 大阪府生物多様性地域 戦略とセンターの取組」	1398名
令和4年10月8日(土)	生物多様性センター 生きものふれあいイベント	76名
令和4年11月28日(月)～ 令和5年5月31日(水)	生物多様性センター企画展 「身近にもいる絶滅危惧種」	2028名



集まれ！生きものしらべ隊！



企画展「身近にもいる絶滅危惧種」の様子



生きものふれあいイベント



(3) 寝屋川市自然を学ぶ会

本会は"自然はおもしろい"をテーマに①自然への関心を高め、自然を学ぶ楽しさを広げること、②子どもたちが自然に関わり、学ぶ活動を支援することに取り組んでいます。

昨年に続いて本年度も、コロナ禍のため、春から夏にかけて中止か規模を縮小しての活動になりました。

○自然観察会

(1) 定例自然観察会

- ①里山(東部丘陵)②春の野草(淀川河川公園)③水生生物(寝屋川・幸町親水公園)
- ④きのこ・樹木・野草(四條畷田原)⑤昆虫観察(深北緑地)⑥どんぐり・樹木(深北緑地)
- ⑦野鳥(打上川治水緑地)⑧樹木・野草(私市植物園)

(2) みんなの掲示板・自然観察会

- ①かたくり(奈良・大宇陀)②湿地の生き物(敦賀・中池見湿地)
- ③高山植物(伊吹山)④シダ植物(交野・河内森)⑤紅葉(木津川、当尾の里)
- ⑥冬鳥(淀川・枚方地区)

○自然に親しむ環境作り

- ①夏休み子ども自然教室(2回・夏休みの自由研究のヒント・科学工作)
- ②子ども自然シリーズ講座(年2回)
- ③市野外活動センターとの協働(自然観察と環境整備、親子キャンプ等)
- ④市自然資料施設運営への協力(自然体験学習室の日常活動、自然シリーズ講座等)
- ⑤自然に関わる機関・団体との連携(自然観察会等の共催、参加協力)

○自然情報の発信

- ①会報の発行(年4回・89号から92号)
- ②身近な自然ガイドブックの編集発行
(第8編「秋の淀川」令和5年3月発行に向けて調査活動)
- ③展示会「私の自然観察」2023.1.27～30 アルカスホール・ギャラリー
- ④身近な自然ガイドブックの編集発行
(第8編「秋の淀川」令和5年3月発行に向けて調査活動)
- ③展示会「私の自然観察」2022.1.21～26 アルカスホール・ギャラリー

*令和4年度の重点目標

①自然観察会の内容や進め方を工夫してより楽しく!!

- ・身近な自然観察(私の散歩道)広げ交流しよう。
- ・自然観察会に子どもたちの参加の呼びかけを

〈水生生物・昆虫観察・どんぐり、樹木〉

②子ども自然シリーズ講座等の充実(他団体との連携をふかめて)

*主な活動場所 寝屋川市とその周辺・中央図書館西分室内自然体験学習室

連絡先；本会事務局 千田正喜宅 ☎090-4036-0719



秋の淀川観察会



フェットエスポール



つるリースづくり



どんぐりウオッチング

(4) 寝屋川市消費者協会

水質汚染の防止を図るため、家庭用廃食油の収集を実施し、その他に古着のリメイクなどの教室を開催しています。令和4年度の活動としては以下のとおりです。

廃油回収を毎月第4金曜日、13～15時に寝屋川市立消費生活センターで行っています。

リメイク洋裁教室は、毎月第2火曜日（4、8、12月を除く）に、市民会館4階和室で行いました。

表 5.1.7 寝屋川市消費者協会の活動内容

・廃油回収	
収集場所	寝屋川市立消費生活センター
収集日	第4金曜日 (8月除く、9月は第3金曜日)
収集時間	13:00～15:00
連絡先	072-828-0397 (寝屋川市立消費生活センター)



(5) 水辺に親しむ会

当会は淀川左岸域（主に寝屋川市）の水辺環境やそこに棲む生き物について調査し知識を深め、またそれを広く地域の人々に伝えることで環境保全に寄与することを目的として活動を行っています。その目的を達成するため、年4回の水生生物調査、年2回の会報情報誌発行、HP上での情報発信を積極的に行っています。

連絡先：会長（新城） Email：bzb05541@nifty.com
web サイト URL http://mizube.gooside.com/

表 5.1.8 淀川左岸幹線水路 水生生物調査

実施日	魚種数/尾数	採取できた水生生物
令和4年4月3日	9種/ 97尾	コウライモロコ・カマツカ・オイカワ等
令和4年8月17日	7種/116尾	カネヒラ・オオクチバス・ニゴイ等
令和4年10月23日	17種/ 137尾	ブルーギル・コウライモロコ・ニゴイ等
令和5年1月15日	7種/ 39尾	コウライモロコ・ヌマチチブ・カマツカ等



▲令和4年4月3日 春例会

▲令和4年8月17日 夏例会



▲令和4年10月23日 秋例会

▲令和5年1月15日 冬例会



▲カネヒラ



▲ヒガイ類

6. 国・府等表彰

国・府等においても、環境に関わる表彰を行っています。市は、各種表彰の要件に該当すると判断した個人や団体を積極的に推薦しています。

(1) 地域環境美化功績者表彰

多年にわたり、地域の環境美化（清掃、植樹など）に関し、特に顕著な功績があった者（または団体）に対し、その功績をたたえるため、毎年6月に環境大臣が表彰するものです。

表 5.1.9 過去の受賞者一覧（地域環境美化功績者表彰等）

表彰年月日	表彰名	受賞者名
平成 27 年 6 月 10 日	地域環境美化功績者表彰	檜垣 勝美
平成 28 年 6 月 8 日	地域環境美化功績者表彰	平田 彰宏
平成 30 年 6 月 13 日	地域環境美化功績者表彰	寝屋川再生ワークショップ・ ねやがわ水辺クラブ
令和元年 6 月 12 日	地域環境保全功労者表彰	寝屋川市自然を学ぶ会

(2) おおさか環境賞

豊かな環境づくりに向けた行動の輪が広がって行くことを目的に、環境の保全または創造に資する活動に自主的かつ積極的に取り組んでいる個人、団体、事業者の中から、他の模範となる者に対し、大阪府知事が授与し、表彰するものです。

表 5.1.10 過去の受賞者一覧（おおさか環境賞）

表彰年月日	表彰名	受賞者名
平成 26 年 9 月 1 日	おおさか環境賞奨励賞	檜垣 勝美
平成 27 年 9 月 14 日	おおさか環境賞準大賞	寝屋川市自然を学ぶ会

(3) 社会貢献者表彰

公益財団法人 社会貢献支援財団が、人びとや社会のためにつくされた方を表彰し、日本財団賞を贈るものです。

表 5.1.11 過去の受賞者一覧（社会貢献者表彰）

表彰年月日	表彰名	受賞者名
平成 27 年 11 月 30 日	社会貢献者表彰	平田 彰宏

※第3次寝屋川市環境基本計画

「環境教育・環境学習」における施策の柱と個別施策

施策の柱	個別施策
環境教育と環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校における環境教育の推進 ● 環境学習の場の提供 ● 環境に関する啓発活動の実施 ● 市民への情報提供の推進 ● 人材育成の推進
協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 交流の場づくり ● パートナーシップの構築 ● 協働による環境活動

第3次環境基本計画 進捗管理（令和4年度）

4.5 環境教育・環境学習（基本計画P51-55）

代表指標と目標値と目標値	令和元年度 (基準年度)	令和4年度 実績	令和12年度 目標値
環境問題に関心のある市民の割合	-	-	80.0%
環境に関するイベントに参加したことの小学生の割合	24.0%	-	50.0%

代表指標と目標値と目標値	令和元年度 (基準年度)	令和4年度 実績	令和12年度 目標値
環境に関するイベントの参加者数	467人	583人	600人
環境フェアの参加者数	2,664人	2,277人	3,000人
環境リーダー認定者数	-	11名	200名
環境保全活動の参加者数	3,475人	1,057人	4,000人
環境に関する表彰の受賞者数	53名/22団体	41名/6団体	維持

施策の柱	事業名称	内容	実績・効果
環境教育と環境学習の推進	親子で見る自然散策と水辺の生物観察（環境保全課）	市民の親子と一緒に自然散策をしながら水辺に棲む生物を観察し、身近な水辺に親しむとともに、水質状況を知ることにより水質保全の重要性についての理解と知識を深めることを目的とした生物観察会を開催する。	応募は9組（23人）であったが、新型コロナウイルス感染等で最終4組（9人）の参加となった。
	自然観察会（環境総務課）	市内の公園や河川等にて、自然とのふれあいや講師による説明を通じ、自然環境や生物多様性への理解を深めることを目的に開催する。	令和4年度実績（165名） 6月 メダカ 46名 7月 水生生物 雨天中止 10月 昆虫 39名 11月 どんぐり 43名 1月 野鳥 37名
	環境フェア	毎年6月に市立中央小学校において、「環境フェア」を実施し、環境に関する様々なブースを出展して、環境意識の高揚を図るとともに、美しいまちづくり表彰に実施など、地域と協働した美しい環境づくりの場を推進する。	環境・みどり・水・くらしの4つのゾーンに加えて新たに環境にやさしい自動車のゾーンを新設し、各ゾーンの各ブースにて様々な展示や体験を通じて環境への関心や理解を深めていただいた。
	環境リーダーの養成	第3次環境基本計画において、特に子どもへの環境教育・環境学習の場の提供の重要性が記されたことから、市内小学4～6年生を対象に環境のことを自らが考えることのできる人材を養成する。	市の環境についての取組や地球温暖化の講義やすぐろくで楽しく学んでもらったあと、グループで話し合い、今後どのような行動をしていきたいか自分の考えを紙にまとめてもらう。 小4～小6まで11名の子どもが参加

	市民緑化教室	会場において市民に緑化推進の啓発及び花の苗や種の配布を行う。	令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症対策として、従来予定の半数(30名)で開催した。
	水辺空間におけるイベント	茨田イチョウまつりなど、市民団体等を主体とする水辺空間におけるイベントの開催。	市民団体等が主体となり、淀川河川公園点野地区周辺における茨田樋遺跡や幹線水路でのイベントを開催することで水辺環境の整備と保全を推進する取組みとなった。茨田樋遺跡水辺公園整備1回11人、点野茨田樋いちょう祭り準備含5回173人、点野淀川まるごと体験ほか9回195人
	ねやがわクリーンデイ	各中学校区内の道路・公園などの地域清掃活動や啓発活動の実施。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を見極めながら、各地区にて清掃活動を行い、環境の美化活動について啓発活動ができた。 述べ参加者数494名
	駅前一斉清掃	市環境部と共催で、美しいまちづくり推進員及び社明地区推進委員会等の協力を得て、市内四駅前周辺の清掃活動を実施。	本市環境部と共催で美しいまちづくり推進委員会及び社明地区推進委員会等の協力を得て、市内四駅前周辺の清掃活動を実施しました。 開催回数 各駅1回 延べ参加人数 146名
	駅前清掃	美しいまちづくりの推進を図るため、まちの玄関口である市内4駅(寝屋川市・香里園・萱島・寝屋川公園)を美しいまちづくり推進員と市が協働して清掃活動を実施する。	市民活動振興室と共催で美しいまちづくり推進員の協力を得て、市内四駅周辺の清掃活動を実施しました。開催回数 各駅1回
協働の推進	クリーンリバー作戦	一級河川寝屋川でのクリーンリバー寝屋川作戦を始め、淀川河川公園点野野草地区や川勝水辺ひろばなどにおける、市民協働による河川清掃の実施。	クリーンリバー寝屋川作戦は新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び雨天のため中止となった。点野拠点整備活動や淀川京街道クリーン作戦を実施し、水辺環境の保全につながった。点野拠点整備活動11回265人、淀川京街道クリーン大作戦1回40人、クリーンリバー準備作業等4回42人
	生ごみ堆肥化土づくり講習会	各家庭における生ごみの減量化を図ることを目的に、市内の各コミュニティセンターにおいて、講師を招き「生ごみ堆肥化土づくり堆肥化」の講習会を実施する。	令和4年度実績(24名) 10月 西北コミュニティセンター 13名 1月 東北コミュニティセンター 11名
	美化啓発看板の配布	美しいまちづくりの推進のため、「ポイ捨て禁止」と「犬のふん持ち帰り」の啓発看板を作成し、希望者に無償で配布している。	市民からの要望によりポイ捨て等が目立つ箇所や自宅(外壁等)への掲示も実施することで、美化向上に寄与している。 ・「ポイ捨て禁止」 240枚 ・「犬のふん持ち帰り」 269枚
	自然観察会(環境総務課)	市内の身近な自然環境にふれあい・学ぶ機会を提供することで、市内の環境保全意識の向上を図るとともに、住みやすい環境を確保ために実施。	令和4年度実績(165名) 6月 メダカ 46名 7月 水生生物 雨天中止 10月 昆虫 39名 11月 どんぐり 43名 1月 野鳥 37名
	ごみ集積所の保全	カラスなどにより荒らされ、まちの美観を阻害する恐れのあるごみ集積所について、「ごみ散乱防止ネット」の無償貸与や「折り畳み式箱型ネット」の購入に対し補助金を交付することで、周辺環境の保全を図る。	双方ともに毎年度一定数の申請があり、特に「折り畳み式箱型ネットの補助」については、令和元年度開始以降申請件数が増加傾向である。 ・ごみ散乱防止ネット 383件 ・折り畳み式箱型ネット購入補助 168件
	地域美観の向上	美しいまちづくり推進員と連携して、地域美観の向上に努めているものの、コロナ禍の状況もあり地域との連携が不足している状況であり、清掃用品の貸与等により、地域における清掃等の活動への支援を目的として事業を実施する。	清掃用具の貸与等の際には、「活動計画書」と「活動報告書」の提出を求め、地域での清掃活動において、ポイ捨てや不法投棄が見受けられる箇所を報告により把握することで、一層の地域美観の向上を図る。 ・貸与実績 20件

資料編

資料編

市の概要	63
1. 生物多様性と自然環境	64
2. 生活環境	
2-1 大気汚染・悪臭	69
2-2 水質汚濁	85
2-3 騒音・振動	96
2-4 土壌汚染	110
2-5 ダイオキシン類	113
2-6 環境の苦情・陳情	115
2-7 公害測定機器	116
3. 循環型社会	117
4. 脱炭素社会	135
5. 環境教育と環境学習	138
6. 用語の解説	139

市の概要

(1) 気候

表 0.1 気温・湿度の推移（成田局）

年 度	気 温 (°C)			湿 度 (%)
	最 高	最 低	平 均	平 均
平成 25 年度	37.9	-1.9	16.6	60.3
平成 26 年度	36.6	-1.2	16.2	58.8
平成 27 年度	37.2	-3.9	16.8	59.4
平成 28 年度	37.3	-2.2	16.8	61.7
平成 29 年度	35.6	-3.6	16.2	58.3
平成 30 年度	39.2	-0.7	17.4	67.0
令和元年度	37.8	-1.5	17.3	67.3
令和 2 年度	38.8	-3.5	17.2	67.5
令和 3 年度	37.2	-2.1	16.7	69.3
令和 4 年度	37.8	-3.4	17.5	68.2

表 0.2 令和 4 年度月別気温・湿度（成田局）

月	気 温 (°C)			湿 度 (%)
	最 高	最 低	平 均	平 均
4 月	28.3	3.6	16.6	64.5
5 月	32.5	7.9	19.8	62.8
6 月	36.2	14.1	24.4	71.2
7 月	37.8	22.2	28.3	75.6
8 月	36.6	20.8	29.3	73.5
9 月	34.3	16.9	25.9	75.2
10 月	31.3	8.7	18.6	69.0
11 月	24.2	7.2	14.5	73.5
12 月	17.4	-1.0	7.1	61.5
1 月	15.1	-3.4	5.6	66.2
2 月	16.8	-1.5	6.4	65.1
3 月	25.4	2.5	12.6	60.2

(2) 産業

表 0.3 事業所数等の推移

年 度	事業所数 (社)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成 25 年度	256	8,116	17,480,233
平成 26 年度	244	8,478	18,077,119
平成 27 年度	255	7,133	17,650,975
平成 28 年度	228	7,835	16,119,695
平成 29 年度	225	8,037	19,491,136
平成 30 年度	208	7,578	18,411,060
令和元年度	217	7,508	18,001,944
令和 2 年度	219	7,607	16,694,564
令和 3 年度	220	7,655	16,964,355
令和 4 年度	267	7,626	18,248,275

資料：経済産業省HP（経済センサスー活動調査）

1. 生物多様性と自然環境

(1) 自然観察会

表 1.1.1 自然観察会の開催状況

年 度	月 日	行 事	場 所	講 師	参加人数
平成 27 年度	10 月 25 日	ドングリ調査	深北緑地	山田晃さん、渡辺俊之さん (寝屋川市自然を学ぶ会)	65 人
	1 月 17 日	野鳥観察会	打上川治水緑地	日本野鳥の会	44 人
平成 28 年度	6 月 9 日	メダカ調査	寝屋川観音橋	玉井理恵さん (水辺に親しむ会)	35 人
	7 月 3 日	水生生物調査	幸町公園	玉井理恵さん (水辺に親しむ会)	73 人
	11 月 6 日	ドングリ調査	深北緑地	山田晃さん、渡辺俊之さん、 寺西喜久雄さん (寝屋川市自然を学ぶ会)	55 人
	1 月 22 日	野鳥観察会	打上川治水緑地	日本野鳥の会	43 人
平成 29 年度	6 月 3 日	メダカ調査	寝屋川観音橋	玉井理恵さん (水辺に親しむ会)	27 人
	7 月 2 日	水生生物調査	幸町公園	玉井理恵さん (水辺に親しむ会)	52 人
	11 月 5 日	ドングリ調査	深北緑地	山田晃さん、渡辺俊之さん、 寺西喜久雄さん (寝屋川市自然を学ぶ会)	53 人
	1 月 21 日	野鳥観察会	打上川治水緑地	日本野鳥の会	41 人
平成 30 年度	6 月 2 日	メダカ調査	寝屋川観音橋	玉井理恵さん (水辺に親しむ会)	53 人
	7 月 1 日	水生生物調査	幸町公園	玉井理恵さん (水辺に親しむ会)	24 人
	11 月 4 日	ドングリ調査	深北緑地	山田晃さん、渡辺俊之さん、 寺西喜久雄さん、木村雅行さん (寝屋川市自然を学ぶ会)	81 人
	1 月 20 日	野鳥観察会	打上川治水緑地	日本野鳥の会	26 人
令和元年度	6 月 1 日	メダカ調査	寝屋川観音橋	玉井理恵さん (水辺に親しむ会)	25 人
	7 月 7 日	水生生物調査	幸町公園	玉井理恵さん (水辺に親しむ会)	63 人
	11 月 3 日	ドングリ調査	深北緑地	山田晃さん、渡辺俊之さん、 寺西喜久雄さん、木村雅行さん (寝屋川市自然を学ぶ会)	34 人
	1 月 19 日	野鳥観察会	打上川治水緑地	日本野鳥の会	49 人
令和 2 年度	10 月 4 日	昆虫調査	深北緑地	高本憲二さん (寝屋川市自然を学ぶ会)	42 人
	11 月 8 日	ドングリ調査	深北緑地	山田晃さん、渡辺俊之さん、 寺西喜久雄さん、木村雅行さん (寝屋川市自然を学ぶ会)	67 人
令和 3 年度	10 月 3 日	昆虫調査	深北緑地	高本憲二さん (寝屋川市自然を学ぶ会)	40 人
	11 月 7 日	ドングリ調査	深北緑地	山田晃さん、渡辺俊之さん、 中井新一さん、木村雅行さん (寝屋川市自然を学ぶ会)	50 人
	1 月 16 日	野鳥観察会	打上川治水緑地	中井新一さん (寝屋川市自然を学ぶ会)	42 人

令和4年度	6月4日	メダカ調査	打上川治水緑地	新城 賢浩さん（水辺に親しむ会）	46
	10月2日	昆虫調査	深北緑地	高本憲二さん （寝屋川市自然を学ぶ会）	39
	11月6日	ドングリ調査	深北緑地	山田晃さん、渡辺俊之さん、 中井新一さん、木村雅行さん （寝屋川市自然を学ぶ会）	43
	1月15日	野鳥観察会	打上川治水緑地	中井新一さん （寝屋川市自然を学ぶ会）	37

表 1.1.2 確認された野鳥の推移

平成 28 年 1 月 17 日（平成 27 年度）						30 種類
アイガモ	アオサギ	オオバン	カイツブリ	カルガモ	カワウ	カワセミ
カワラヒワ	キジバト	ケリ	ゴイサギ	コガモ	コサギ	シジュウカラ
ジョウビタキ	スズメ	セグロセキレイ	タシギ	ツグミ	ドバト	ハクセキレイ
ハシビロガモ	ハシブトカラス	ハシボソガラス	バン	ヒドリガモ	ヒヨドリ	マガモ
ムクドリ	モズ					
平成 29 年 1 月 22 日（平成 28 年度）						37 種類
アオサギ	アオジ	イカル	ウグイス	エナガ	オオバン	オカヨシガモ
カイツブリ	カルガモ	カワウ	カワセミ	カワラヒワ	キジバト	キセキレイ
ケリ	ゴイサギ	コガモ	コサギ	シジュウカラ	ジョウビタキ	シロハラ
スズメ	セグロセキレイ	チョウゲンボウ	ツグミ	ドバト	ハクセキレイ	ハシビロガモ
ハシブトガラス	ハシボソガラス	バン	ヒドリガモ	ヒヨドリ	マガモ	ムクドリ
メジロ	モズ					
平成 30 年 1 月 21 日（平成 29 年度）						37 種類
アオサギ	アオジ	アリスイ	ウグイス （声）	オオバン	オカヨシガモ	オシドリ
カイツブリ	カルガモ	カワウ	カワセミ	カワラヒワ	キジバト	キセキレイ
ケリ	ゴイサギ	コガモ	コゲラ（声）	コサギ	ジョウビタキ	シロハラ
スズメ	セグロセキレイ	タシギ	ツグミ	ドバト	ハクセキレイ	ハシビロガモ
ハシブトガラス	ハシボソガラス	バン	ヒドリガモ	ヒヨドリ	ホオジロ （声）	ムクドリ
メジロ	モズ					
平成 31 年 1 月 20 日（平成 30 年度）						
アオサギ	アオジ	イカル	オオジュリン	オオバン	オカヨシガモ	カイツブリ
カルガモ	カワウ	カワセミ	カワラヒワ	キジバト	キセキレイ	ケリ
ゴイサギ	コガモ	コサギ	シジュウカラ	ジョウビタキ	スズメ	セグロセキレイ

ダイサギ	タシギ	チョウゲンボウ	ドバト	ハクセキレイ	ハシビロガモ	ハシブトガラス
ハシボソガラス	バン	ヒドリガモ	ヒヨドリ	ベニマシコ	ホシハジロ	マガモ
ムクドリ	メジロ	モズ				
メジロ	モズ					
令和2年1月19日(令和元年度)						
アオサギ	アオジ(声)	アマガビドリ	イソヒヨドリ	ウグイス	オオバン	オカヨシガモ
カイツブリ	カルガモ	カワウ	カワセミ	カワラヒワ	キジバト	キセキレイ
ゴイサギ	コガモ	コサギ	シジュウカラ	ジョウビタキ	スズメ	セグロセキレイ
ダイサギ	タシギ	ツグミ	ドバト	ハクセキレイ	ハシビロガモ	ハシブトガラス
ハシボソガラス	バン	ヒドリガモ	ヒヨドリ	ホオジロ	マガモ	ミコアイサ
ムクドリ	メジロ	モズ				
令和2年度：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止						
令和4年1月19日(令和3年度)						
アオサギ	アオジ+	イソヒヨドリ	ウグイス	オオジュリン	オオバン	カイツブリ
カルガモ	カワウ	カワセミ	カワラヒワ	キジバト	ケリ	ゴイサギ
コガモ	コサギ	シジュウカラ	ジョウビタキ	シロハラ	スズメ	セグロセキレイ
タシギ	ツグミ	ドバト	ハクセキレイ	ハシビロガモ	ハシブトガラス	ハシボソガラス
バン	ヒドリガモ	ヒヨドリ	ホオジロ	ホシハジロ	マガモ	ミコアイサ
ムクドリ	メジロ	モズ				
令和5年1月15日(令和4年度)						
アトリ	イソヒヨドリ	オオバン	カイツブリ	カルガモ	カワウ	カワセミ
カワラヒワ	キジバト	キンクロハジロ	ケリ	コアジサシ	ゴイサギ	コガモ
コサギ	シジュウカラ	ジョウビタキ	スズメ	タシギ	ツグミ	ドバト
ハクセキレイ	ハシビロガモ	ハシブトガラス	ハシボソガラス	バン	ヒドリガモ	ヒヨドリ
ホオジロ	ホシハジロ	マガモ	ムクドリ	メジロ		

表 1.1.3 確認された水生生物

年 度	調査日	河 川	いきものの種類と数		
			メダカ	カダヤシ	その他のいきもの
平成 26 年度	6 月 7 日	寝屋川	0	10 以上	アメンボ・オイカワ・カダヤシ・カワトンボヤゴ・コイ・シジミ・スジエビ・タウナギ・タニシ・タモロコ・ドジョウ・ヌマエビ・フナ・ブルーギル・ミシシippiaアカミミガメ・モツゴ・ヨシノボリ
	7 月 6 日	打上川	10 以上	10 以上	アメリカザリガニ・アメンボ・イトトンボヤゴ・ウシガエル・ウシガエルオタマジャクシ・オイカワ・カダヤシ・カワニナ・コオイムシ・シジミ・スジエビ・トノサマガエル・ヌマエビ・ヌマガエル・ヒメダカ・フナ・マツモムシ・メダカ・モツゴ・モノアラガイ・ヨシノボリ
平成 27 年度	雨天により中止				
平成 28 年度	6 月 9 日	寝屋川	0	10 以上	アメリカザリガニ・アメンボ・オイカワ・カダヤシ・コオイムシ・スジエビ・ドジョウ・ヌマエビ・ハグロトンボヤゴ・フナ・ブルーギル・ミシシippiaアカミミガメ・モツゴ・ヨシノボリ
	7 月 3 日	打上川	0	10 以上	アメリカザリガニ・アメンボ・オイカワ・オオクチバス・カダヤシ・スジエビ・タウナギ・タモロコ・ドジョウ・ヌマエビ・ハグロトンボヤゴ・モツゴ・ヨシノボリ
平成 29 年度	6 月 3 日	寝屋川	0	10 以上	アメリカザリガニ・アメンボ・オイカワ・オタマジャクシ・カダヤシ・コイ・コオイムシ・スジエビ・タモロコ・ドジョウ・ヌマエビ・フナ・ミシシippiaアカミミガメ・モツゴ・ヨシノボリ
	7 月 2 日	打上川	0	10 以上	アメリカザリガニ・アメンボ・オイカワ・カダヤシ・コイ・コオイムシ・スジエビ・タモロコ・ドジョウ・ヌマエビ・ハグロトンボ・フナ・モツゴ・ヨシノボリ
平成 30 年度	6 月 2 日	寝屋川	0	10 以上	アメリカザリガニ・アメンボ・ウシガエルオタマジャクシ・オイカワ・オケラ・カダヤシ・ハグロトンボ・ハグロトンボヤゴ・コイ・コオイムシ・スジエビ・タウナギ・ドジョウ・ヌマエビ・フナ・ヨシノボリ
	7 月 1 日	打上川	0	10 以上	アオダイショウ・アメリカザリガニ・アメンボ・オイカワ・オオコオイムシ・オケラ・カダヤシ・カワトンボ・シジミ・スジエビ・ドジョウ・ヌマエビ・フナ・ブルーギル・ミシシippiaアカミミガメ・モツゴ・ヨシノボリ
令和元年度	6 月 2 日	寝屋川	0	10 以上	アメリカザリガニ・アメンボ・オイカワ・カダヤシ・カワトンボ・カワニナ・ギンブナ・コオイムシ(幼虫)・シジミ・スジエビ・タモロコ・テナガエビ・ドジョウ・ヌマエビ・ヌマガエル・フナ・モツゴ・ヨシノボリ
	7 月 1 日	打上川	1	10 以上	アメリカザリガニ・アメンボ・オイカワ・カダヤシ・カワトンボ・カマツカ・コイ・コオイムシ・タモロコ・ドジョウ・ヌマエビ・フナ・メダカ・モツゴ・モノアラガイ・ヨシノボリ

令和2年度：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止					
令和3年度：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止					
令和4年度	6月4日	寝屋川	0	10以上	アメリカザリガニ・アメンボ・オイカワ・カダヤシ・ガムシ・カワトンボ類・クサガメ・シジミ・ドジョウ・ヌマエビ・ヌマガエル・ハグロトンボ・ブルーギル・ミシシippiaカミミガメ・モツゴ・ヤゴ・ヨシノボリ
	7月3日	雨天により中止			

2. 生活環境

2-1 大気汚染・悪臭

(1) 環境基準と法・条例の体系図

表 2-1.1.1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ 1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

【評価方法】

①短期的評価

◇二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント

測定を行った日についての 1 時間値の 8 時間平均値 (一酸化炭素) 又は 1 時間値 (二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント) を環境基準と比較して評価を行う。

②長期的評価

◇二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素

年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるものを除外した後の最高値を環境基準と比較して評価する。但し、1 日平均値について環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、環境基準を達成しなかったものとする。

◇二酸化窒素

年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値を環境基準と比較して評価する。

③微小粒子状物質

長期基準として 1 年平均値を環境基準と比較して評価する。短期基準として年間の 1 日平均値のうち低い方から 98% に相当する値を環境基準と比較して評価する。

(2) 大気汚染測定結果

表 2-1.2.1 大気汚染測定結果の推移
寝屋川市役所局

【二酸化窒素】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	1時間値が 0.2ppmを超えた 時間数とその割合		1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数とその割合		日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		日平均値の 年間98%値	98%値的評価に よる日平均値が 0.06ppmを 超えた日数
					(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)		
平成30年度	252	6134	0.014	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.4	0.031	0
令和元年度	364	8627	0.012	0.064	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.028	0
令和2年度	352	8437	0.011	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.030	0
令和3年度	347	8246	0.010	0.064	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0
令和4年度	305	7281	0.011	0.061	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0

【浮遊粒子状物質】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m3を超えた 時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m3を超えた 日数とその割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日が 2日以上連続した ことの有無	環境基準の長期 的評価における 日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)				
平成30年度	360	8645	0.017	0	0.0	0	0.0	0.083	0.039	○	0
令和元年度	361	8664	0.015	0	0.0	0	0.0	0.068	0.036	○	0
令和2年度	361	8658	0.015	0	0.0	0	0.0	0.106	0.040	○	0
令和3年度	361	8650	0.014	0	0.0	0	0.0	0.075	0.029	○	0
令和4年度	361	8660	0.015	0	0.0	0	0.0	0.078	0.030	○	0

【微小粒子状物質】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が 35 μ g/m ³ を超えた 日数とその割合		98%値評価による
					日数	割合	日平均値が 35 μ g/m ³ を 超えた日数
	(日)	(時間)	(μ g/m ³)	(μ g/m ³)	(日)	(%)	(日)
平成30年度	328	7959	10.8	27.2	0	0.0	0
令和元年度	360	8606	11.6	29.0	2	0.6	0
令和2年度	350	8401	11.4	45.3	6	1.7	0
令和3年度	362	8679	9.2	22.5	0	0.0	0
令和4年度	361	8659	9.3	20.5	0	0.0	0

【光化学オキシダント】

年 度	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数		昼間の 1時間値の 最高値	昼間の 日最高 1時間値の 年平均値
				日数	時間数	日数	時間数		
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
平成30年度	365	5401	0.034	82	441	1	1	0.125	0.049
令和元年度	366	5389	0.034	87	476	0	0	0.118	0.049
令和2年度	365	5413	0.033	68	302	1	1	0.121	0.047
令和3年度	357	5257	0.034	71	321	0	0	0.118	0.048
令和4年度	292	4251	0.034	59	365	0	0	0.106	0.049

成田局

【二酸化窒素】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	1時間値が 0.2ppmを超えた 時間数とその割合		1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数とその割合		日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		日平均値の 年間98%値	98%値的評価に よる日平均値が 0.06ppmを 超えた日数
					(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)		
平成30年度	364	8627	0.011	0.057	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0
令和元年度	327	7846	0.011	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.026	0
令和2年度	362	8621	0.011	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0
令和3年度	364	8636	0.011	0.065	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0
令和4年度	362	8635	0.010	0.057	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0

【浮遊粒子状物質】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m3を超えた 時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m3を超えた 日数とその割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日が 2日以上連続した ことの有無	環境基準の長期 的評価における 日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)				
平成30年度	362	8698	0.020	0	0.0	0	0.0	0.078	0.045	○	0
令和元年度	362	8707	0.018	0	0.0	0	0.0	0.073	0.040	○	0
令和2年度	362	8663	0.015	0	0.0	0	0.0	0.106	0.038	○	0
令和3年度	362	8667	0.013	0	0.0	0	0.0	0.070	0.029	○	0
令和4年度	362	8674	0.014	0	0.0	0	0.0	0.079	0.028	○	0

【光化学オキシダント】

年 度	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数		昼間の 1時間値の 最高値	昼間の 日最高 1時間値の 年平均値
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
平成30年度	365	5445	0.033	67	383	0	0	0.115	0.047
令和元年度	366	5447	0.033	79	404	0	0	0.119	0.048
令和2年度	363	5369	0.035	79	389	1	1	0.128	0.049
令和3年度	365	5414	0.034	73	326	0	0	0.106	0.048
令和4年度	365	5422	0.033	76	375	0	0	0.103	0.047

【二酸化硫黄】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.1ppmを超えた 時間数とその割合		日平均値が 0.04ppmを超えた 日数とその割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上連続した ことの有無	環境基準の長期 的評価における 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)			(有×無○)	(日)
平成30年度	360	8616	0.002	0	0.0	0	0.0	0.016	0.005	○	0
令和元年度	365	8667	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.003	○	0
令和2年度	364	8622	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	○	0
令和3年度	354	8438	0.000	0	0.0	0	0.0	0.007	0.002	○	0
令和4年度	364	8645	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	○	0

【一酸化炭素】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	8時間値が 20ppmを超えた 回数とその割合		日平均値が 10ppmを超えた 日数とその割合		1時間値が 30ppm以上と なったことがある 日数とその割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 10ppmを 超えた日が 2日以上連続した ことの有無	環境基準の長期 的評価による 日平均値が10ppm を 超えた日数
				(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)				
平成30年度	337	8149	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.6	0.5	○	0
令和元年度	366	8659	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.8	0.5	○	0
令和2年度	365	8632	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.0	0.4	○	0
令和3年度	365	8658	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.4	0.4	○	0
令和4年度	365	8659	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.7	0.4	○	0

寝屋南局

【二酸化窒素】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	1時間値が 0.2ppmを超えた 時間数とその割合		1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数とその割合		日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		98%値的評価に よる日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	
					(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)		
平成30年度	357	8536	0.015	0.069	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.033	0
令和元年度	351	8377	0.014	0.064	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.029	0
令和2年度	351	8353	0.013	0.055	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.030	0
令和3年度	364	8660	0.014	0.068	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.031	0
令和4年度	362	8628	0.013	0.056	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0

75

【浮遊粒子状物質】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m3を超えた 時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m3を超えた 日数とその割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日が 2日以上連続した ことの有無	環境基準の長期 的評価における 日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)				
平成30年度	362	8658	0.018	0	0.0	0	0.0	0.096	0.040	○	0
令和元年度	353	8465	0.015	0	0.0	0	0.0	0.087	0.038	○	0
令和2年度	349	8395	0.014	0	0.0	0	0.0	0.115	0.037	○	0
令和3年度	365	8723	0.013	0	0.0	0	0.0	0.068	0.026	○	0
令和4年度	353	8569	0.014	0	0.0	0	0.0	0.076	0.027	○	0

小路局

【二酸化窒素】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	1時間値が 0.2ppmを超えた 時間数とその割合		1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数とその割合		日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		日平均値の 年間98%値	98%値的評価に よる日平均値が 0.06ppmを 超えた日数
					(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)		
平成30年度	359	8591	0.016	0.066	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.030	0
令和元年度	332	7888	0.014	0.064	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0
令和2年度	365	8650	0.013	0.059	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0
令和3年度	363	8653	0.014	0.067	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0
令和4年度	305	7281	0.011	0.061	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0

【浮遊粒子状物質】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m3を超えた 時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m3を超えた 日数とその割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日が 2日以上連続した ことの有無	環境基準の長期 的評価における 日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)				
平成30年度	361	8642	0.017	0	0.0	0	0.0	0.067	0.037	○	0
令和元年度	366	8731	0.015	0	0.0	0	0.0	0.129	0.033	○	0
令和2年度	361	8660	0.015	0	0.0	0	0.0	0.082	0.033	○	0
令和3年度	365	8723	0.013	0	0.0	0	0.0	0.068	0.026	○	0
令和4年度	362	8685	0.014	0	0.0	0	0.0	0.078	0.026	○	0

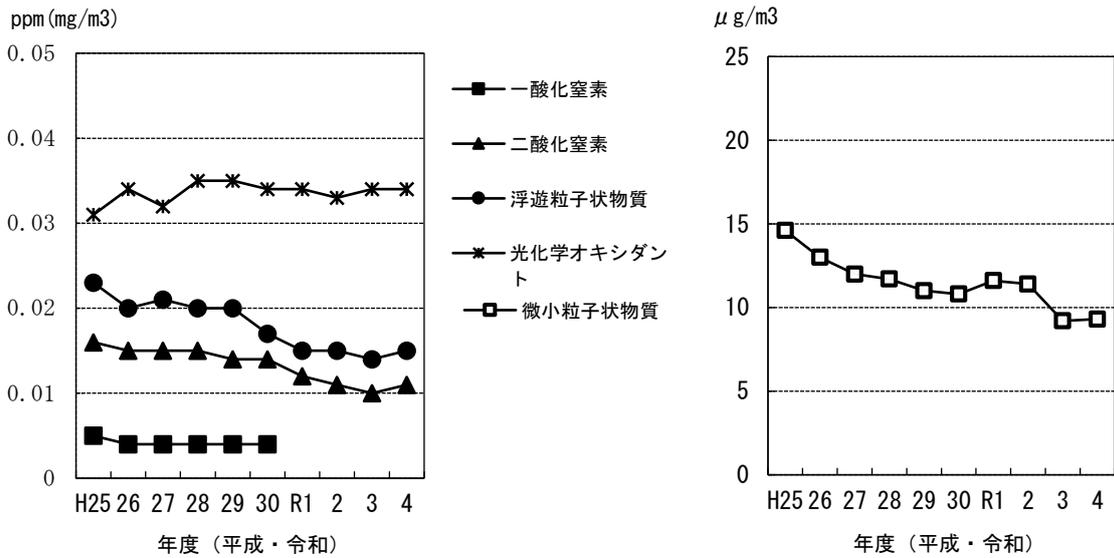


図 2-1.2.1 大気汚染測定結果の推移（寝屋川市役所局）

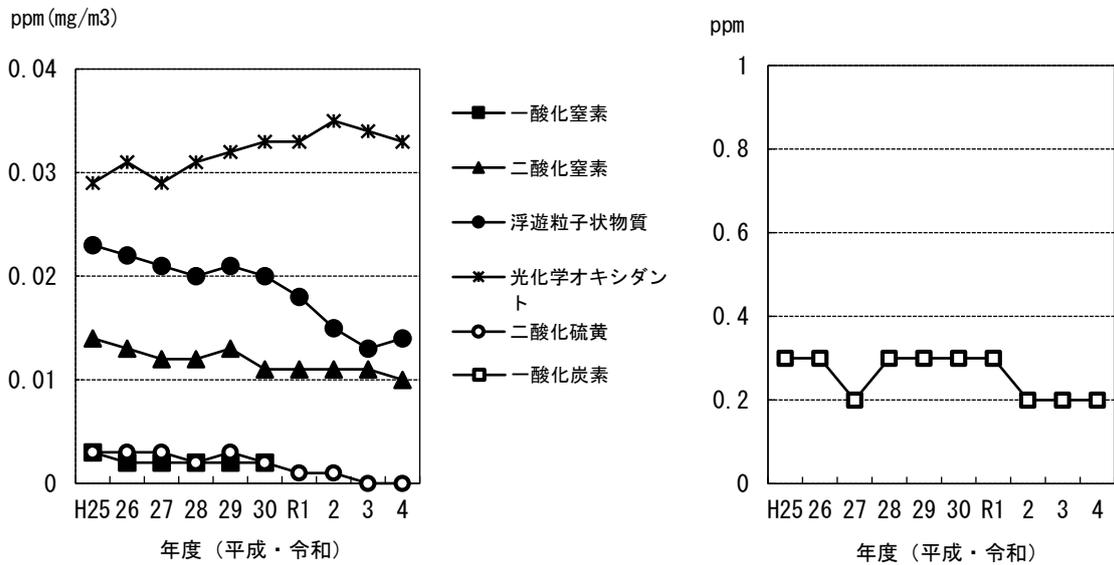


図 2-1.2.2 大気汚染測定結果の推移（成田局）

表 3.2.2 令和 4 年度における大気汚染に係る環境基準達成状況

測定局	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM2.5)	光化学オキシダント (O _x)	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)
寝屋川市役所局	○	長○ 短○	長○ 短○	×	-	-
成田局	○	長○ 短○	-	×	長○ 短○	長○ 短○
寝屋南局	○	長○ 短○	-	-	-	-
小路局	○	長○ 短○	-	-	-	-

(○は達成、×は未達成、-は未測定)

表 2-1.2.3 二酸化窒素簡易測定結果

単位：ppb

No.	測定地点	秋季	冬季
		R4. 12. 15	R5. 2. 21
1	寝屋川市役所局	7.0	6.3
2	成田局	6.8	5.3
3	寝屋南局	7.8	7.3
4	小路局	14.1	11.2
5	宇谷小学校	7.5	7.1
6	寝屋川公園	7.5	9.1
7	楠根配水場	9.9	6.7
8	楠根小学校	9.6	8.7
9	しらゆり保育園	11.6	7.3
10	第七中学校	8.9	8.8
11	緑風園	10.5	6.5
12	堀溝小学校	8.5	7.1
13	第八中学校	8.8	7.1
14	第九中学校	7.2	6.3
最大値		14.1	11.2
最小値		6.8	5.3
平均値		9.0	7.5

【参考】環境基準：60ppb 以下（詳細については環境省ホームページ参照）

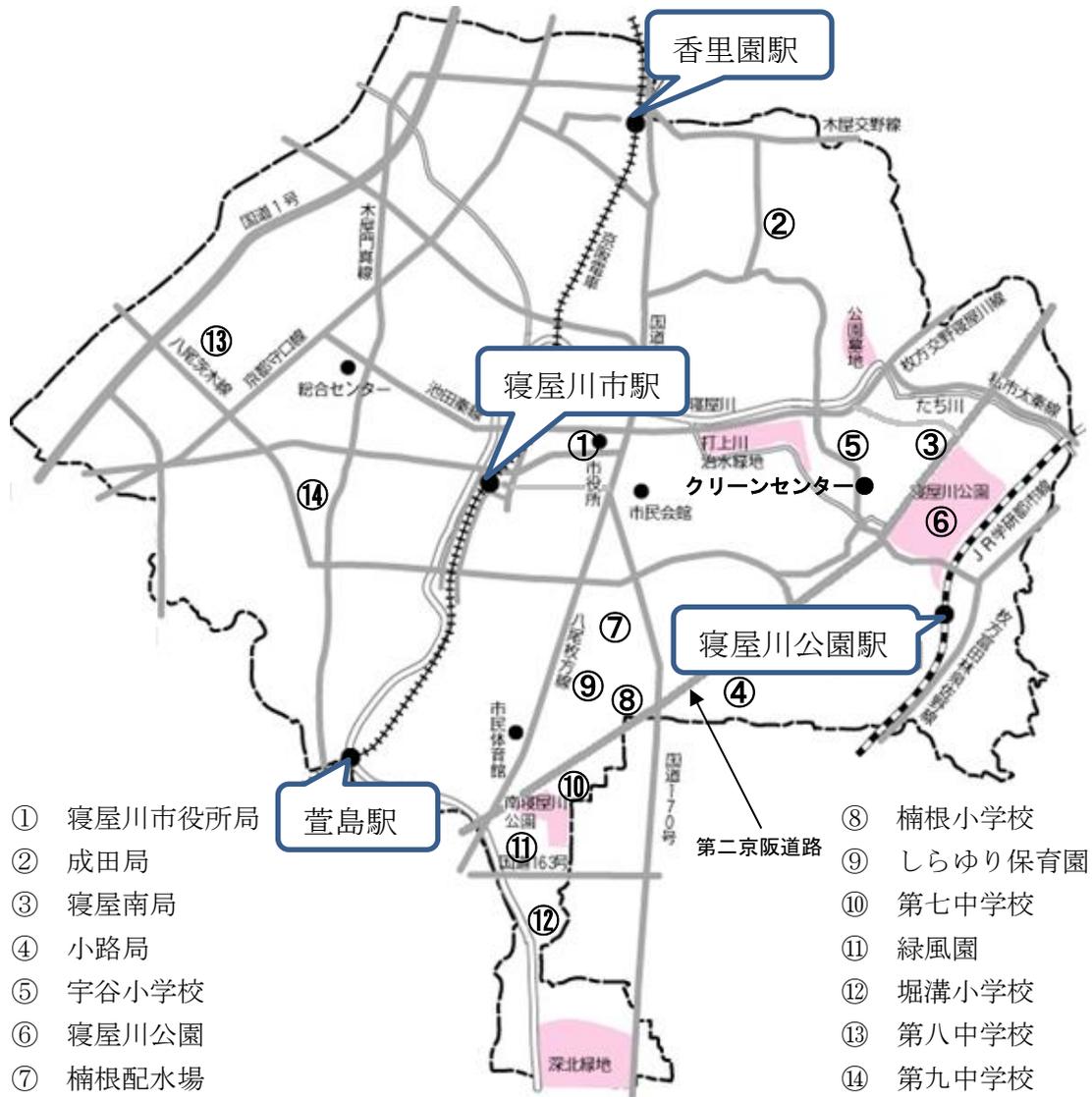


図 2-1.2.3 二酸化窒素簡易測定地点

(3) 光化学スモッグ

表 2-1.3.1 光化学スモッグ予報・注意報発令回数の推移

年 度	寝屋川市 (東大阪地域)		大阪府全域	
	予 報	注意報	予 報	注意報
平成 25 年度	10	3	13	7
平成 26 年度	2	1	5	3
平成 27 年度	7	6	12	11
平成 28 年度	3	1	9	7
平成 29 年度	2	1	2	1
平成 30 年度	5	4	9	5
令和元年度	3	1	5	5
令和 2 年度	3	3	5	4
令和 3 年度	1	0	3	1
令和 4 年度	0	0	1	1

表 2-1.3.2 オキシダント緊急時発令基準

区分	発 令 基 準	解 除 等 の 基 準
予 報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.08 ppm以上である大気汚染の状態になった場合、かつ気象条件からみて注意報の発令に至ると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。
注 意 報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.12 ppm以上である大気汚染の状態になった場合、かつ気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき、なお、この解除は予報の解除を含むものとする。
警 報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.24 ppm以上である大気汚染の状態になった場合、かつ気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。
重 大 警 報 重 大 緊 急	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.40 ppm以上である大気汚染の状態になった場合、かつ気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。

表 2-1.3.3 オキシダント緊急時発令地域区分

地域の区分		市 区 町 村
略 称	地域の名称	
1の地域	大阪市中心部の地域	大阪市北区, 都島区, 福島区, 此花区, 中央区, 西区, 港区, 大正区, 天王寺区, 浪速区, 東成区, 生野区, 阿倍野区及び西成区
2の地域	大阪市北部及びその周辺地域	大阪市西淀川区, 淀川区及び東淀川区並びに豊中市, 吹田市及び摂津市
3の地域	東大阪地域	大阪市旭区, 城東区及び鶴見区並びに守口市, 八尾市, 寝屋川市, 大東市, 柏原市, 門真市, 東大阪市, 四條畷市及び交野市
4の地域	堺市及びその周辺地域	大阪市住之江区, 住吉区, 東住吉区, 及び平野区並びに堺市, 泉大津市, 松原市, 和泉市, 羽曳野市, 高石市, 藤井寺市及び忠岡町
5の地域	北大阪地域	池田市, 高槻市, 枚方市, 茨木市, 箕面市, 島本町, 豊能町及び能勢町
6の地域	南河内地域	富田林市, 河内長野市, 大阪狭山市, 太子町, 河南町及び千早赤阪村
7の地域	泉南地域	岸和田市, 貝塚市, 泉佐野市, 泉南市, 阪南市, 熊取町, 田尻町及び岬町

(4) 微小粒子状物質

表 2-1.4.1 PM_{2.5} 注意喚起判断方法

地 域	市 区 町 村
大阪市	大阪市
堺市	堺市
北摂	豊中市, 池田市, 吹田市, 高槻市, 茨木市, 箕面市, 摂津市, 島本町, 豊能町及び能勢町
北・中河内	守口市, 枚方市, 八尾市, 寝屋川市, 大東市, 門真市, 東大阪市, 四條畷市及び交野市
南河内	富田林市, 河内長野市, 松原市, 柏原市, 羽曳野市, 藤井寺市, 大阪狭山市, 太子町, 河南町及び千早赤阪村
泉州	岸和田市, 泉大津市, 貝塚市, 泉佐野市, 和泉市, 高石市, 泉南市, 阪南市, 忠岡町, 熊取町, 田尻町及び岬町
<p>上記6地域のうち、朝（午前5時、6時、7時）の1時間値の平均値の2番目に大きい値が 85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた地域が一つでもあった場合、または昼（午前5時～12時）の1時間値の平均値の最大値が 80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた地域が一つでもあった場合に、注意喚起を行う。</p>	

(5) アスベストに係る規制

表 2-1.5.1 アスベストに係る主な規制の推移

年 月	規 制 内 容
昭和 46 年 4 月	「特定化学物質等障害予防規則（特化則）」の制定（昭和 46 年 5 月施行） （製造現場等における集じん装置の設置等の予防対策措置）
昭和 50 年 9 月	「特定化学物質等障害予防規則（特化則）」の改正（昭和 50 年 10 月施行） （石綿の吹付け作業の原則禁止）
平成元年 6 月	「大気汚染防止法」の改正（平成元年 12 月施行） （特定粉じんとして石綿が指定され、石綿製品工場の敷地境界における石綿粉じん濃度の規定）
平成 6 年 10 月	「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正（平成 6 年 11 月施行） （法規制対象外の施設を規制対象に）
平成 7 年 1 月	「労働安全衛生法施行令及び施行規則」の改正（平成 7 年 4 月施行） （アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）の製造禁止）
平成 8 年 5 月	「大気汚染防止法」の改正（平成 9 年 4 月施行） （建築物の解体作業等に対する規制措置）
平成 15 年 10 月	「労働安全衛生法施行令」の改正（平成 16 年 10 月施行） （石綿含有製品（建材・摩擦材等）の製造等の禁止）
平成 17 年 2 月	「石綿障害予防規則」の制定（平成 17 年 7 月施行） （建築物等の解体等の作業におけるばく露防止対策）
平成 17 年 10 月	「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正（平成 18 年 1 月施行） （届出対象の拡大、事前調査の義務付け、作業実施基準の強化等）
平成 17 年 12 月	「大気汚染防止法施行令及び施行規則」の改正（平成 18 年 3 月施行） （特定建築材料の追加、作業基準の強化等）
平成 18 年 2 月	「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法の一部を改正する法律」の制定（平成 18 年 10 月施行） （大気汚染防止法：工作物の解体等作業の飛散防止対策） （建築基準法：吹き付けアスベスト等の使用規制） （廃棄物の処理及び清掃に関する法律：アスベスト廃棄物の溶融による無害化処理を促進・誘導） （地方財政法：地方公共団体が行う公共施設に係るアスベストの除去に要する経費を地方債の特例対象に）
平成 18 年 7 月	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の改正（平成 18 年 10 月施行） （石綿含有率 0.1%超の廃棄物（廃石綿等を除く）を「石綿含有廃棄物」と定義） （建築物等の解体等に伴う石綿含有廃棄物の飛散防止措置）
平成 18 年 8 月	「労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則」の改正（平成 18 年 9 月施行） （石綿の製造禁止等：対象を石綿含有率 0.1%超に拡大） （作業者のばく露防止措置の充実、封じ込め、囲い込み作業に係る措置）

年 月	規 制 内 容
平成 18 年 9 月	「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正（平成 18 年 10 月施行） （規制対象の拡大：石綿含有率 0.1%超に拡大）
平成 19 年 9 月	「労働安全衛生法施行令」の改正（平成 19 年 10 月施行） （製造等禁止製品の追加）
平成 20 年 11 月	「労働安全衛生法施行令及び施行規則」の改正（平成 21 年 4 月施行） （製造等禁止製品の追加等）
平成 21 年 2 月	「石綿障害予防規則」の改正（平成 21 年 4 月施行） （建築物等の解体等に伴う石綿含有の有無の結果の掲示方法等）
平成 21 年 12 月	「労働安全衛生法施行令」の改正（平成 22 年 3 月施行） （製造等禁止製品の追加）
平成 23 年 1 月	「労働安全衛生法施行令」の改正（平成 23 年 4 月施行） （製造等禁止製品の追加）
平成 25 年 6 月	「大気汚染防止法」の改正（平成 26 年 6 月施行） （届出義務者の変更、解体工事等の事前調査及び説明の義務付け等）
平成 26 年 4 月	「石綿障害予防規則」の改正（平成 26 年 6 月施行） （保温材等の損傷や劣化で石綿粉じんが発散し、労働者が粉じんに暴露する恐れがある場合の措置等）
令和 2 年 6 月	「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」の改正（令和 3 年 4 月、令和 4 年 4 月、令和 5 年 10 月施行） （規制対象を全ての石綿含有建材に拡大、事前調査結果の報告の義務付け、有資格者による事前調査実施の義務付け等）

(6) 令和 4 年度大気汚染に係る届出件数

表 2-1.6.1 届出件数

	大気汚染防止法					大阪府生活環境の保全等に関する条例					
	ばい煙	揮発性有機化合物	粉じん		水銀	ばい煙		揮発性有機化合物		粉じん	
			一般	特定		ばいじん	有害物質	届出施設	届出工場等	一般	特定
設 置	2					1				1	
使 用											
構造等変更											
氏名等変更	6					7					
廃 止	3						1	1		1	
承 継	1					1					

(7) 悪臭

表 2-1.7.1 悪臭に係る規制基準

	悪臭物質の種類	規制基準 (ppm)	においの種類	主な発生事業所
1	アンモニア	1	し尿のような臭い	畜産事業場、し尿処理場等
2	メチルメルカプタン	0.002	腐った玉ねぎのような臭い	し尿処理場、ゴミ処理場等
3	硫化水素	0.02	腐った卵のような臭い	畜産事業場、し尿処理場等
4	硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのような臭い	し尿処理場
5	二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツのような臭い	し尿処理場
6	トリメチルアミン	0.005	腐った魚のような臭い	畜産事業場、水産食品製造工場等
7	アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青くさい臭い	石油系化学工場
8	プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱいこげた臭い	焼付、塗装工程を有する事業所等
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱいこげた臭い	焼付、塗装工程を有する事業所等
10	イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱいこげた臭い	焼付、塗装工程を有する事業所等
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい臭い	焼付、塗装工程を有する事業所等
12	イソバレルアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい臭い	焼付、塗装工程を有する事業所等
13	イソブタノール	0.9	刺激的な醗酵した臭い	焼付、塗装、印刷工程を有する事業所等
14	酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのような臭い	塗装、印刷工程を有する事業所等
15	メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナーのような臭い	塗装、印刷工程を有する事業所等
16	トルエン	10	ガソリンのような臭い	塗装、印刷工程を有する事業所等
17	スチレン	0.4	都市ガスのような臭い	FRP 製品製造工場、化学合板製造等
18	キシレン	1	ガソリンのような臭い	塗装、印刷工程を有する事業所等
19	プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱい臭い	染色工場等
20	ノルマル酪酸	0.001	汗くさい臭い	畜産事業場等
21	ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下のような臭い	畜産事業場、畜産食品製造工場等
22	イソ吉草酸	0.001	むれた靴下のような臭い	畜産事業場等

2-2 水質汚濁

(1) 環境基準と法律・条例による規制のしくみ

表2-2.1.1 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	対象水域	項目	基準値	対象水域
カドミウム	0.003mg/L以下	全 公 共 用 水 域	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこ		トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
鉛	0.01mg/L以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下		チウラム	0.006mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下		シマジン	0.003mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこ		チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
PCB	検出されないこ		ベンゼン	0.01mg/L以下	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下		セレン	0.01mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		ふっ素	0.8mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下		ほう素	1mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		1,4-ジキサン	0.05mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下				

表2-2.1.2 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

河川（湖沼を除く）

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (S S)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと	2mg/L 以上	—

※寝屋川（住道大橋より上流）はB類型、古川はD類型に指定されています。

（平成29年1月27日大阪府指定）

河川及び湖沼

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

※寝屋川(住道大橋より上流)は生物B類型に指定され、古川は類型指定されていません。

(平成29年1月27日大阪府指定)

表 2-2. 1.3 要監視項目及び指針値

人の健康の保護に係る項目

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下
フェニトロチオン	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下
オキシ銅	0.04mg/L以下
クロロタロニル	0.05mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下
ジクロロボス	0.008mg/L以下
フェノバルブ	0.03mg/L以下

項目	指針値
イプロベンホス	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン	—
トルエン	0.6mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L以下
アンチモン	0.02mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル及び塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
全マンガン	0.2mg/L以下
ウラン	0.002mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS及びPFOA)	0.00005mg/L以下

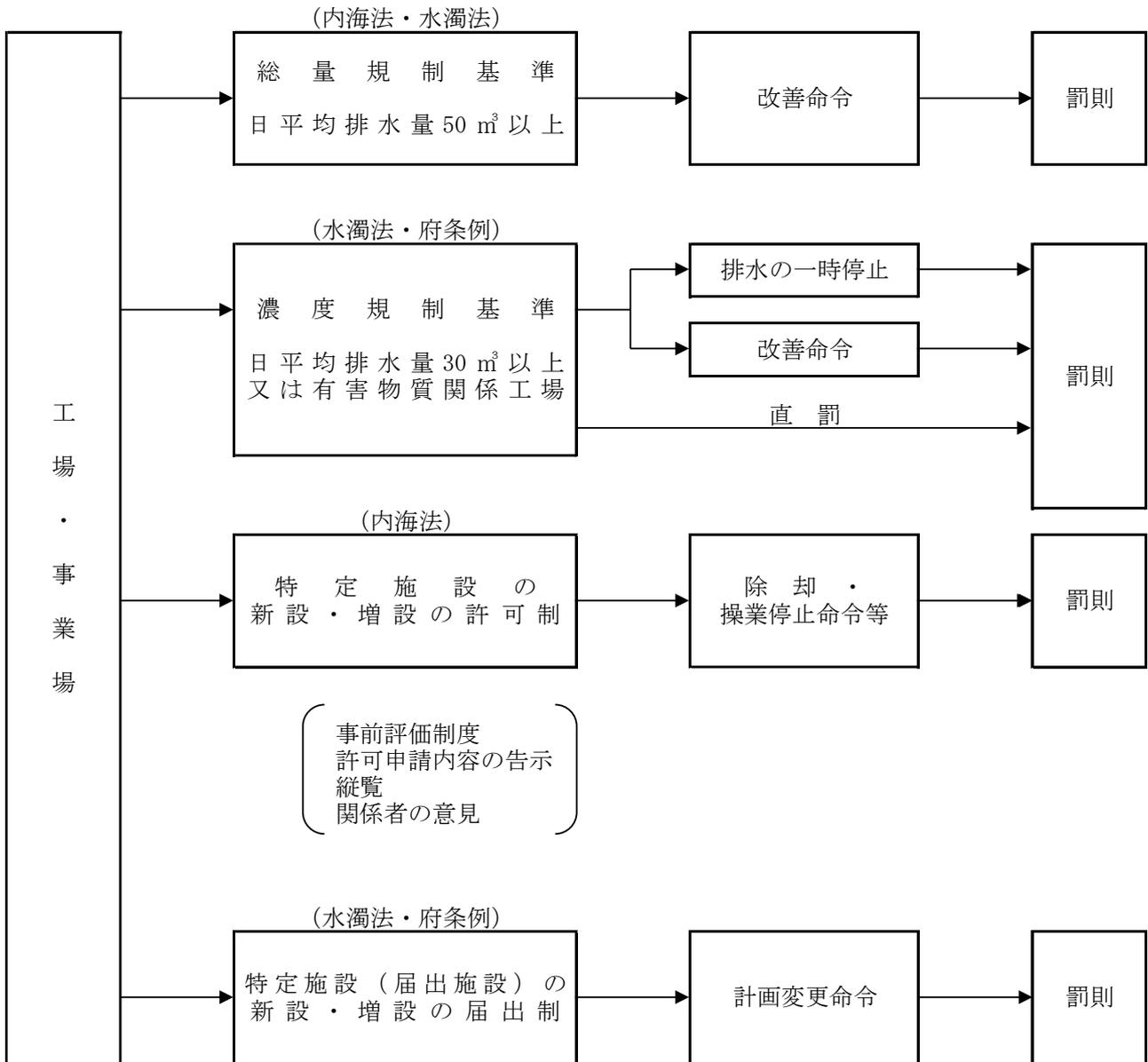
河川及び湖沼（水生生物の保全に係る項目）

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L以下
		生物特A	0.006mg/L以下
		生物B	3mg/L以下
		生物特B	3mg/L以下
	海域	生物A	0.8mg/L以下
		生物特A	0.8mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下
		生物B	0.08mg/L以下
		生物特B	0.01mg/L以下
	海域	生物A	2mg/L以下
		生物特A	0.2mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/L以下
		生物特A	1mg/L以下
		生物B	1mg/L以下
		生物特B	1mg/L以下
	海域	生物A	0.3mg/L以下
		生物特A	0.03mg/L以下

項目	水域	類型	指針値
4-tert-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001mg/L以下
		生物特A	0.0007mg/L以下
		生物B	0.004mg/L以下
		生物特B	0.003mg/L以下
	海域	生物A	0.0009mg/L以下
		生物特A	0.0004mg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.02mg/L以下
		生物B	0.02mg/L以下
		生物特B	0.02mg/L以下
	海域	生物A	0.1mg/L以下
		生物特A	0.1mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03mg/L以下
		生物特A	0.003mg/L以下
		生物B	0.03mg/L以下
		生物特B	0.02mg/L以下
	海域	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下

表 2-2.1.4 水質汚濁に関する法律・条例による規制のしくみ

特定施設等を設置し、公共用水域へ排水を排出するものが対象



(2) 水質測定結果

表 2-2.2.1 令和4年度公共用水域水質測定結果

河川名	寝屋川第十一水路				寝屋川				友呂岐水路				幹線水路				
	地点名				地点名				地点名				地点名				
測定値	最小値	最大値	平均値	測定回数	最小値	最大値	平均値	測定回数	最小値	最大値	平均値	測定回数	最小値	最大値	平均値	測定回数	
	流量 (m ³ /S)					0.46	11.5	4.72	24								
生活環境項目	pH (-)	7.0	7.8	7.4	4	6.7	9.3	7.2	24	7.4	7.9	7.6	4	7.5	8.6	8.0	4
	DO (mg/L)	8.2	10	9.0	4	6.4	13	10	12	8.8	11	9.7	4	8.5	13	10	4
	BOD (mg/L)	1.4	3.0	2.4	4	0.9	2.9	1.9	12	0.7	2.6	1.8	4	1.2	2.3	1.7	4
	COD (mg/L)	6.3	10	8.8	4	6.4	10	8.6	12	3.6	4.5	4.0	4	3.4	9.2	5.1	4
	SS (mg/L)	<1	2	1	4	<1	3	1	12	<1	1	1	4	<1	1	1	4
	大腸菌数 (1,000CFU/100mL)	11	90	52	4	23	440	160	12	55	370	210	4	13	170	76	4
	全窒素 (mg/L)	5.2	13	9.2	4	9.1	14	12	4	1.2	2.2	1.6	4	1.0	1.6	1.3	4
	全りん (mg/L)	0.082	0.44	0.21	4	0.12	0.52	0.24	4	0.076	0.12	0.10	4	0.065	0.092	0.080	4
	全亜鉛 (水生生物)	0.022	0.039	0.033	4	0.013	0.044	0.026	12	0.008	0.034	0.016	4	0.006	0.010	0.008	4
	ノニルフェニール(水生生物)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
LAS (水生生物)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	0.0006	0.011	0.0040	4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	
健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1
	全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	2	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1
	鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	2	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1
	六価クロム (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	2	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1
	砒素 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	2	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	アルキル水銀 (mg/L)																
	ポリ塩化ビフェニル(PCB) (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	2	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	2	<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	1
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	2	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1
	チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
	シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	2	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1
	セレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	2.4	2.4	2.4	1	7.2	11	9.3	4	0.82	0.82	0.82	1	0.63	0.63	0.63	1
	ふっ素 (mg/L)	0.17	0.17	0.17	1	0.08	0.15	0.12	2	0.12	0.12	0.12	1	0.13	0.13	0.13	1
ほう素 (mg/L)	0.03	0.03	0.03	1	0.03	0.04	0.04	2	0.02	0.02	0.02	1	0.02	0.02	0.02	1	
1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	2	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1
	フェノール類 (mg/L)	0.008	0.008	0.008	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	0.008	0.008	0.008	1	0.007	0.007	0.007	1
	銅 (mg/L)	0.005	0.005	0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1
	鉄(溶解性) (mg/L)	0.09	0.09	0.09	1	<0.08	<0.08	<0.08	1	0.13	0.13	0.13	1	0.13	0.13	0.13	1
	マンガン(溶解性) (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	0.03	0.03	0.03	1
	全クロム (mg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	1	<0.03	<0.03	<0.03	1	<0.03	<0.03	<0.03	1	<0.03	<0.03	<0.03	1
	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	1	0.01	0.01	0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1
	アンモニア性窒素 (mg/L)	0.04	0.04	0.04	1	0.05	0.05	0.05	1	<0.04	<0.04	<0.04	1	<0.04	<0.04	<0.04	1
	硝酸性窒素 (mg/L)	2.4	2.4	2.4	1	7.2	11	9.3	4	0.78	0.78	0.78	1	0.59	0.59	0.59	1
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	<0.04	<0.04	<0.04	1	<0.04	0.21	0.13	4	<0.04	<0.04	<0.04	1	<0.04	<0.04	<0.04	1
	りん酸性りん (mg/L)	0.073	0.073	0.073	1	0.095	0.095	0.095	1	0.097	0.097	0.097	1	0.071	0.071	0.071	1
	その他項目	p-ジクロロベンゼン (mg/L)					<0.03	<0.03	<0.03	1							
		イソキサチオン (mg/L)					<0.0008	<0.0008	<0.0008	1							
		ダイアジン (mg/L)					<0.0005	<0.0005	<0.0005	1							
		フェントロチオン (mg/L)					<0.0003	<0.0003	<0.0003	1							
イソプロチオラン (mg/L)						<0.004	<0.004	<0.004	1								
オキシ銅 (mg/L)						<0.004	<0.004	<0.004	1								
クロロタロニル (mg/L)						<0.004	<0.004	<0.004	1								
プロピザミド (mg/L)						<0.0008	<0.0008	<0.0008	1								
EPN (mg/L)						<0.0006	<0.0006	<0.0006	1								
ジクロロボス (mg/L)						<0.0008	<0.0008	<0.0008	1								
フェンカルブ (mg/L)					<0.002	<0.002	<0.002	1									
イプロベンホス (mg/L)					<0.0008	<0.0008	<0.0008	1									
クロルニトロフェン (mg/L)					<0.0001	<0.0001	<0.0001	1									

河川名	寝屋川				楠根川				友呂岐水路				古川水路			
	清水橋				木堀橋				友呂岐水路橋				池田秦線交差点			
測定値	最小値	最大値	平均値	測定回数												
流量 (m ³ /S)	0.01	0.33	0.07	8												
pH (-)	6.8	9.8	8.6	8	8.1	9.0	8.6	4	7.1	7.2	7.2	4	6.9	7.4	7.1	4
D O (mg/L)	8.6	17	11	4	8.8	12	11	4	6.0	8.6	7.0	4	7.6	11	9.0	4
B O D (mg/L)	1.2	2.6	2.0	4	1.0	3.7	2.2	4	1.2	4.8	2.3	4	1.1	3.4	1.9	4
C O D (mg/L)	6.1	9.1	7.8	4	4.6	8.6	6.1	4	4.2	10	5.8	4	3.8	6.5	4.9	4
S S (mg/L)	<1	3	2	4	<1	2	1	4	<1	2	1	4	<1	1	1	4
大腸菌数 (1,000CFU/100mL)	23	190	83	4	16	710	210	4	36	880	430	4	81	290	200	4
全窒素 (mg/L)	0.58	1.6	0.98	4	1.0	2.6	1.7	4	1.8	2.5	2.1	4	1.1	2.3	1.6	4
全りん (mg/L)	0.038	0.20	0.16	4	0.11	0.18	0.15	4	0.11	0.29	0.18	4	0.10	0.20	0.16	4
全亜鉛(水生生物) (mg/L)	0.007	0.027	0.014	4	0.011	0.018	0.015	4	0.006	0.014	0.010	4	0.009	0.019	0.012	4
ノニルフェノール(水生生物) (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	0.0016	0.0016	0.0016	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
L A S (水生生物) (mg/L)	<0.0006	0.0066	0.0036	2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
健康項目																
カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1
全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	2	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1
鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	2	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1
六価クロム (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	2	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1
砒素 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	2	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1
総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
アルキル水銀 (mg/L)																
ポリ塩化ビフェニル(PCB) (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	2	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	2	<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	1
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	2	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1
テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1
チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1
チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	2	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1
セレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.10	0.98	0.54	2	0.59	0.59	0.59	1	0.74	0.74	0.74	1	0.78	0.78	0.78	1
ふっ素 (mg/L)	0.09	0.24	0.17	2	0.15	0.15	0.15	1	0.14	0.14	0.14	1	0.13	0.13	0.13	1
ほう素 (mg/L)	0.02	0.03	0.03	2	0.03	0.03	0.03	1	0.02	0.02	0.02	1	<0.02	<0.02	<0.02	1
1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	2	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1
特殊項目																
n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1
フェノール類 (mg/L)	0.011	0.011	0.011	1	0.008	0.008	0.008	1	0.005	0.005	0.005	1	0.010	0.01	0.01	1
銅 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1
鉄(溶解性) (mg/L)	0.09	0.09	0.09	1	0.22	0.22	0.22	1	<0.08	<0.08	<0.08	1	0.09	0.09	0.09	1
マンガン(溶解性) (mg/L)	0.01	0.01	0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	0.02	0.02	0.02	1	<0.01	<0.01	<0.01	1
全クロム (mg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	1	<0.03	<0.03	<0.03	1	<0.03	<0.03	<0.03	1	<0.03	<0.03	<0.03	1
陰イオン界面活性剤 (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1
アンモニア性窒素 (mg/L)	0.04	0.04	0.04	1	<0.04	<0.04	<0.04	1	0.33	0.33	0.33	1	0.08	0.08	0.08	1
硝酸性窒素 (mg/L)	0.06	0.90	0.48	2	0.55	0.55	0.55	1	0.69	0.69	0.69	1	0.74	0.74	0.74	1
亜硝酸性窒素 (mg/L)	<0.04	0.08	0.06	2	<0.04	<0.04	<0.04	1	0.05	0.05	0.05	1	<0.04	<0.04	<0.04	1
りん酸性りん (mg/L)	0.16	0.16	0.16	1	0.15	0.15	0.15	1	0.13	0.13	0.13	1	0.11	0.11	0.11	1
その他項目																
p-ジクロロベンゼン (mg/L)																
イソキサチオン (mg/L)																
ダイアジノン (mg/L)																
フェニトロチオン (mg/L)																
イソプロチオラン (mg/L)																
オキシ銅 (mg/L)																
クロタロニル (mg/L)																
プロピザミド (mS/m)																
EPN (mg/L)																
ジクロルボス (mg/L)																
フェノブカルブ (mg/L)																
イプロベンホス (mg/L)																
クロロニトロフェン (mg/L)																

河川名	北谷川				たち川				宇谷川				打上川			
地点名	寝屋川基点直前				寝屋下橋				寝屋川合流直前				観音橋			
測定値	最小値	最大値	平均値	測定回数												
流量 (m ³ /S)																
生活環境項目																
pH (-)	8.8	11.0	9.9	4	7.6	8.0	7.9	4	9.9	10.7	10.3	4	9.0	10.0	9.5	4
D O (mg/L)	9.5	16	12	4	7.0	13	9.4	4	8.4	16	11	4	10	16	13	4
B O D (mg/L)	1.3	4.2	2.5	4	1.1	2.1	1.6	4	1.7	6.3	4.1	4	1.4	2.0	1.6	4
C O D (mg/L)	5.9	9.9	8.0	4	2.7	4.5	3.7	4	9.4	40	18	4	5.4	6.0	5.8	4
S S (mg/L)	1	1	1	4	<1	<1	<1	4	<1	2	2	4	<1	1	1	4
大腸菌数 (1,000CFU/100mL)	<1	1300	450	4	4	70	24	4	<1	18	7	4	<1	190	71	4
全窒素 (mg/L)	1.8	4.6	3.2	4	0.63	1.7	1.0	4	1.3	2.0	1.8	4	0.63	1.9	1.2	4
全りん (mg/L)	0.15	0.25	0.19	4	0.043	0.10	0.070	4	0.0064	0.27	0.16	4	0.048	0.10	0.064	4
全亜鉛(水生生物) (mg/L)	0.008	0.020	0.014	4	0.006	0.010	0.008	4	0.015	0.062	0.035	4	0.004	0.010	0.007	4
ノニルフェニール(水生生物) (mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	1	<0.00006	<0.00006	<0.00006	1	<0.00006	<0.00006	<0.00006	1	<0.00006	<0.00006	<0.00006	1
L A S (水生生物) (mg/L)	0.012	0.012	0.012	1	0.0008	0.0008	0.0008	1	0.039	0.039	0.039	1	0.0026	0.0026	0.0026	1
健康項目																
カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1
全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1
鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1
六価クロム (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1
砒素 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1
総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
アルキル水銀 (mg/L)																
ポリ塩化ビフェニル(PCB) (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	1
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1
テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1
チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1
チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1
セレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.78	0.78	0.78	1	0.31	0.31	0.31	1	1.0	1.0	1.0	1	<0.08	<0.08	<0.08	1
ふっ素 (mg/L)	0.11	0.11	0.11	1	0.19	0.19	0.19	1	0.23	0.23	0.23	1	0.23	0.23	0.23	1
ほう素 (mg/L)	0.05	0.05	0.05	1	0.02	0.02	0.02	1	0.03	0.03	0.03	1	0.03	0.03	0.03	1
1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1
特殊項目																
n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1
フェノール類 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	1	0.005	0.005	0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1
銅 (mg/L)	0.009	0.009	0.009	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	0.007	0.007	0.007	1	<0.005	<0.005	<0.005	1
鉄(溶解性) (mg/L)	<0.08	<0.08	<0.08	1	0.30	0.3	0.3	1	0.33	0.33	0.33	1	0.13	0.13	0.13	1
マンガン(溶解性) (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	1	0.01	0.01	0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1
全クロム (mg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	1	<0.03	<0.03	<0.03	1	<0.03	<0.03	<0.03	1	<0.03	<0.03	<0.03	1
陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.03	0.03	0.03	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	0.04	0.04	0.04	1	<0.01	<0.01	<0.01	1
アンモニア性窒素 (mg/L)	<0.04	<0.04	<0.04	1	<0.04	<0.04	<0.04	1	<0.04	<0.04	<0.04	1	0.06	0.06	0.06	1
硝酸性窒素 (mg/L)	0.59	0.59	0.59	1	0.27	0.27	0.27	1	0.97	0.97	0.97	1	<0.04	<0.04	<0.04	1
亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.19	0.19	0.19	1	<0.04	<0.04	<0.04	1	0.07	0.07	0.07	1	<0.04	<0.04	<0.04	1
りん酸性りん (mg/L)	0.14	0.14	0.14	1	0.08	0.08	0.08	1	0.10	0.10	0.10	1	0.091	0.091	0.091	1
その他項目																
p-ジクロロベンゼン (mg/L)																
イソキサチオン (mg/L)																
ダイアジノン (mg/L)																
フェニトロチオン (mg/L)																
イソプロチオラン (mg/L)																
オキシ銅 (mg/L)																
クロタロニル (mg/L)																
プロピザミド (mS/m)																
EPN (mg/L)																
ジクロロボス (mg/L)																
フェノブカルブ (mg/L)																
イプロベンホス (mg/L)																
クロルニトロフェン (mg/L)																

河川名	北谷川				二十箇水路					
	北谷川上流地点				日之出橋					
測定値	最小値	最大値	平均値	測定回数	最小値	最大値	平均値	測定回数		
流量 (m ³ /S)										
生活環境項目	pH (-)	8.2	9.9	9.1	4	7.1	8.7	7.7	4	
	D O (mg/L)	11	15	13	4	8.6	12	9.5	4	
	B O D (mg/L)	1.2	18	5.6	4	1.4	2.4	1.8	4	
	C O D (mg/L)	5.1	30	12	4	3.9	4.9	4.2	4	
	S S (mg/L)	<1	7	3	4	<1	2	1	4	
	大腸菌数 (1,000CFU/100mL)	12	250	98	4	<1	86	34	4	
	全窒素 (mg/L)	0.71	3.1	1.7	4	1.3	1.5	1.4	4	
	全りん (mg/L)	0.058	0.32	0.13	4	0.082	0.14	0.11	4	
	全亜鉛(水生生物) (mg/L)	0.009	0.057	0.022	4	0.006	0.015	0.010	4	
	フェニフェノール(水生生物) (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	
	L A S (水生生物) (mg/L)	0.011	0.011	0.011	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	
	健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1
全シアン (mg/L)		<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1	
鉛 (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	
六価クロム (mg/L)		<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	
砒素 (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	
総水銀 (mg/L)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	
アルキル水銀 (mg/L)										
ポリ塩化ビフェニル(PCB) (mg/L)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	
ジクロロメタン (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	
四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	1	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	
トリクロロエチレン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	
テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	
チウラム (mg/L)		<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	
シマジン (mg/L)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	
チオベンカルブ (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	
ベンゼン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	
セレン (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		0.19	0.19	0.19	1	0.61	0.61	0.61	1	
ふっ素 (mg/L)		0.10	0.10	0.10	1	0.17	0.17	0.17	1	
ほう素 (mg/L)		0.07	0.07	0.07	1	0.03	0.03	0.03	1	
1,4-ジオキサン (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	
特殊項目		n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1
		フェノール類 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	1	0.007	0.007	0.007	1
		銅 (mg/L)	0.006	0.006	0.006	1	0.013	0.013	0.013	1
		鉄(溶解性) (mg/L)	0.19	0.19	0.19	1	0.14	0.14	0.14	1
		マンガン(溶解性) (mg/L)	0.01	0.01	0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1
	全クロム (mg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	1	<0.03	<0.03	<0.03	1	
	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	
	アンモニア性窒素 (mg/L)	0.08	0.08	0.08	1	0.04	0.04	0.04	1	
	硝酸性窒素 (mg/L)	0.15	0.15	0.15	1	0.57	0.57	0.57	1	
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	<0.04	<0.04	<0.04	1	<0.04	<0.04	<0.04	1	
	りん酸性りん (mg/L)	0.054	0.054	0.054	1	0.13	0.13	0.13	1	
	その他項目	p-ジクロロベンゼン (mg/L)								
イソキサチオン (mg/L)										
ダイアジノン (mg/L)										
フェントロチオン (mg/L)										
イソプロチオラン (mg/L)										
オキシ銅 (mg/L)										
クロタロニル (mg/L)										
プロピザミド (mS/m)										
EPN (mg/L)										
ジクロルボス (mg/L)										
フェノカルブ (mg/L)										
イプロベンホス (mg/L)										
クロロニトロフェン (mg/L)										

表 2-2.2.2 令和4年度地下水質測定結果

調査概要	調査種別	概況調査（ローリング方式）		継続監視調査						
	調査地区	香里新町	寝屋南	木田元宮				出雲町		打上新町
	調査場所			井戸A		井戸B		井戸南側		
	調査年月	2022/4	2022/10	2022/10	2023/02	2022/10	2023/02	2022/10	2023/02	2023/02
測定結果 (単位：mg/L)	カドミウム	<0.0003	<0.0003							
	全シアン	<0.1	<0.1							
	鉛	<0.005	<0.005							
	六価クロム	<0.02	<0.02							
	砒素	<0.005	<0.005							
	総水銀	<0.0005	<0.0005							
	アルキル水銀									
	P C B	<0.0005	<0.0005							
	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002							
	塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	0.0004	0.0009	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002							
	チウラム	<0.0006	<0.0006							
	シマジン	<0.0003	<0.0003							
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002							
	ベンゼン	<0.001	<0.001							
セレン	<0.002	<0.002								
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.6	0.12								
ふっ素	<0.08	0.10								
ほう素	<0.02	<0.02								
1,4-ジオキサソ	<0.005	<0.005								

(3) 令和4年度水質汚濁に係る届出件数

表 2-2.3.1 届出等件数

特定(届出)施設関係

	瀬戸内海環境保全 特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の 保全等に関する 条例	下水道法
設 置	0	6	0	5
使 用	0	1	0	0
構造等変更	0	3	0	8
氏名等変更	0	9	2	11
使用廃止	0	7	0	6
承 継	0	1	1	1

寝屋川市下水道条例

	除害施設 計画確認申請	特定事業場 管理責任者 選任	除害施設 管理責任者 選任	除害施設 管理責任者 承認	その他
件 数	0	4	4	4	0

(4) 水質汚濁に係る工場・事業場数

表 2-2.4.1 業種別工場・事業場数

設置届出（許可）		届出の種類	瀬戸内海 環境保全 特別措置 法	水質汚濁 防止法	大阪府生 活環境の 保全等に 関する 条例	計	水質規制 対象工場 事業場数
製 造 業		食料品製造業		9	5	14	
		繊維工業		1		1	
		パルプ・紙・紙加工品製造業			1	1	
		印刷・同関連業		3		3	2
		化学工業		4	2	6	3
		石油製品・石炭製品製造業			2	2	
		プラスチック製品製造業		1		1	1
		窯業・土石製品製造業		5		5	
		金属製品製造業		6		6	4
		はん用機械器具製造業		2		2	1
		業務用機械器具製造業		1		1	
		電子部品・デバイス・電子回路製造業		2		2	2
		輸送用機械器具製造業		3		3	3
		小 計		37	10	47	16
そ の 他		上水道業		2		2	
		一般乗合旅客自動車運送業		1		1	
		自動車小売業		6		6	
		燃料小売業		15		15	
		建設機械器具賃貸業		1		1	
		自然科学研究所		1		1	
		計量証明業		1		1	1
		旅館, ホテル	1	3		4	
		配達飲食サービス業		1	2	3	
		洗濯業		24		24	4
		写真プリント, 現像・焼付業		5		5	
		高等教育機関		3		3	3
		一般廃棄物処理業		2		2	
		自動車整備業		11		11	
	その他		7		7	1	
	小 計	1	83	2	85	9	
	合 計	1	120	12	132	25	

(令和5年3月31日現在)

2-3 騒音・振動

(1) 環境基準・規制基準

表 2-3.1.1 「道路に面しない地域」における環境基準

(単位：デシベル)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50	40
A及びB	55	45
C	60	50

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
 A：専ら住居の用に供される地域
 B：主として住居の用に供される地域
 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～午前6時

表 2-3.1.2 「道路に面する地域」における環境基準

(単位：デシベル)

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
70	65
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注 (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）
 - ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路
- (2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

表 2-3. 1.3 工場又は事業場に係る騒音規制基準（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分		朝 (午前 6 時～午前 8 時)	昼 間 (午前 8 時～午後 6 時)	夜 間 (午後 9 時～午前 6 時)
		夕 (午後 6 時～午後 9 時)		
第一種区域		45	50	40
第二種区域		50	55	45
第三種区域		60	65	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び第二種区域の境界線から 15 メートル以内の区域	60	65	55
	その他の区域	65	70	60

備 考

- 「デシベル」とは、計量法別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定するものとする。
- 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z 8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - 騒音計の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
- 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - 第一種区域 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
 - 第二種区域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
 - 第三種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - 第四種区域 工業地域
- 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館及び特別養護老人ホームであって昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置されているもの（既に着工されているものを含む。）並びに幼保連携型認定こども園（昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置され、又は着工されていた幼稚園又は保育所が廃止され、その廃止の翌日に当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所に設置されたものに限る。）をいう。
- この表は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

表 2-3.1.4 工場又は事業場に係る振動規制基準（単位：デシベル）

区域の区分		時間の区分	昼 間 (午前 6 時～午後 9 時)	夜 間 (午後 9 時～午前 6 時)
		第一種区域		60
第二種区域 (I)			65	60
第二種区域 (II)	既設の学校、保育所等の周囲 50メートルの区域及び第一種区域の境界線から 15メートル以内の区域		65	60
	その他の区域		70	65

備 考

1. 「デシベル」とは、計量法別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
2. 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。
この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
3. 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定するものとする。
4. 振動の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z 8735 に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値とする。
5. 「第一種区域」、「第二種区域 (I)」及び「第二種区域 (II)」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - (1) 第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
 - (2) 第二種区域 (I) 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - (3) 第二種区域 (II) 工業地域
6. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置されているもの（既に着工されているものを含む。）並びに幼保連携型認定こども園（昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置され、又は着工されていた幼稚園又は保育所が廃止され、その廃止の翌日に当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所に設置されたものに限る。）をいう。
7. この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。

表 2-3. 1. 5 騒音に係る特定建設作業

適用	特定建設作業の種類
法 又は 条例	1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業（※） 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6 バックホウ（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業（※※） 7 トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業（※※） 8 ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業（※※）
条例	9 6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10 コンクリートカッターを使用する作業（※） 11 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

(※) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

(※※) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するもの（国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。）を使用する作業を除く。（この場合は9の条例での届出を行うことになります。）

表 2-3. 1. 6 振動に係る特定建設作業

適用	特定建設作業の種類
法 又は 条例	1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破碎機を使用する作業（※） 4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（※）
条例	5 ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。）を使用する作業

(※) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

表 2-3.1.7 特定建設作業に係る規制基準

	種 別	騒 音	振 動
	区域区分		
基 準 値	1号	85 デシベル	75 デシベル
	2号		
作業可能時刻	1号	午前7時～午後7時	
	2号	午前6時～午後10時	
最大作業時間	1号	10時間/日	
	2号	14時間/日	
最大作業期間	1号	連続6日間	
	2号		
作 業 日	1号	日曜その他の休日を除く日	
	2号		

備 考

- 1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内をいう。
- 2号区域とは、工業地域のうち、1号区域以外の区域をいう。
- 測定場所は、特定建設作業の場所の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定するものとする。

表 2-3.1.8 自動車騒音の限度

(単位：デシベル)

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

備考

- a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
- b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
- c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

前表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は下記のとおりとする。

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
75	70

備考

- 「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路をいう。
- 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル
- 自動車騒音の測定方法等については、次のとおりとする。
 - 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
 - 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下「住居等」という。）が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
 - 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする。
 - 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
 - 騒音の測定方法は、原則として、日本産業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。ただし、建築物と道路との間（道路の敷地の境界線を含む。）の地点において測定を行い、当該建築物による無視できない反射の影響を避けることができない場合において、当該影響を勘案し実測値を補正するなど適切な措置を講ずるときは、この限りではない。
 - 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合は、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。
 - 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

表 2-3. 1.9 道路交通振動の限度

(単位 デシベル)

区域の区分	時間の区分	昼 間 (午前 6 時～午後 9 時)	夜 間 (午後 9 時～午前 6 時)
	第一種区域		65
第二種区域		70	65

備 考

1. 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用いて行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
3. 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間あたり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。
4. 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。
5. 「第一種区域」及び「第二種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - (1) 第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
 - (2) 第二種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(2) 騒音測定結果

表 2-3. 2. 1 環境騒音調査結果

類 型	用途地域	昼 間		夜 間		
		適合数／調査数	適合率	適合数／調査数	適合率	
道路に 面しない 地域	A・B	住居系地域	14／14	100%	10／14	71%
	C	商業系地域	5／ 5	100%	2／ 5	40%
		工業系地域	5／ 5	100%	5／ 5	100%
	合 計		24／24	100%	17／24	71%
道路に 面する 地域	B	住居系地域	2／ 2	100%	2／ 2	100%
	C	工業系地域	1／ 4	25%	1／ 4	25%
	合 計		3／ 6	50%	3／ 6	50%

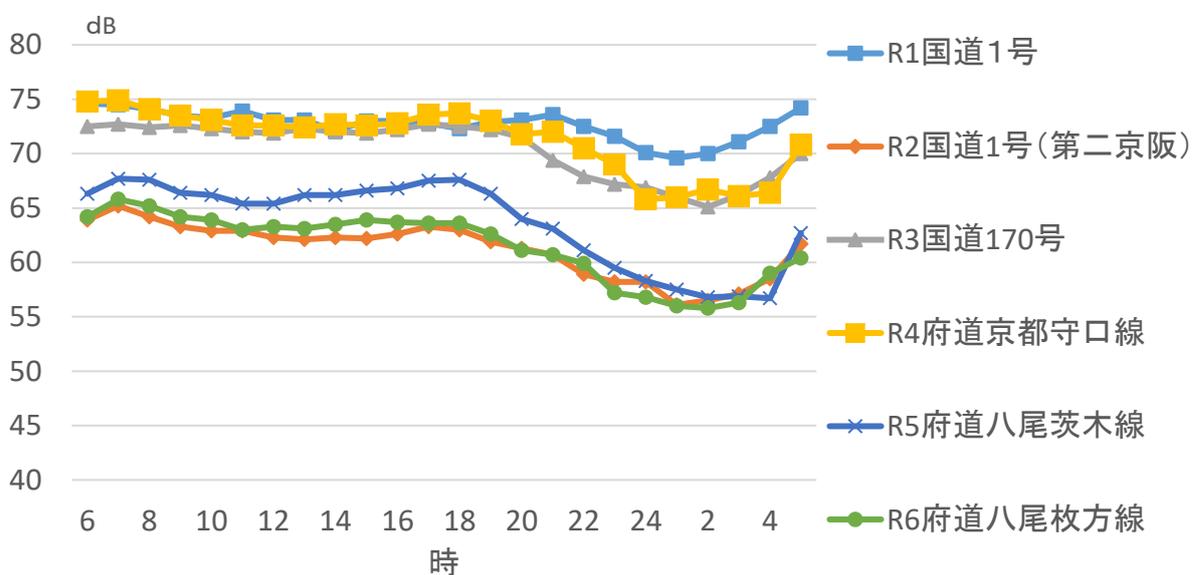
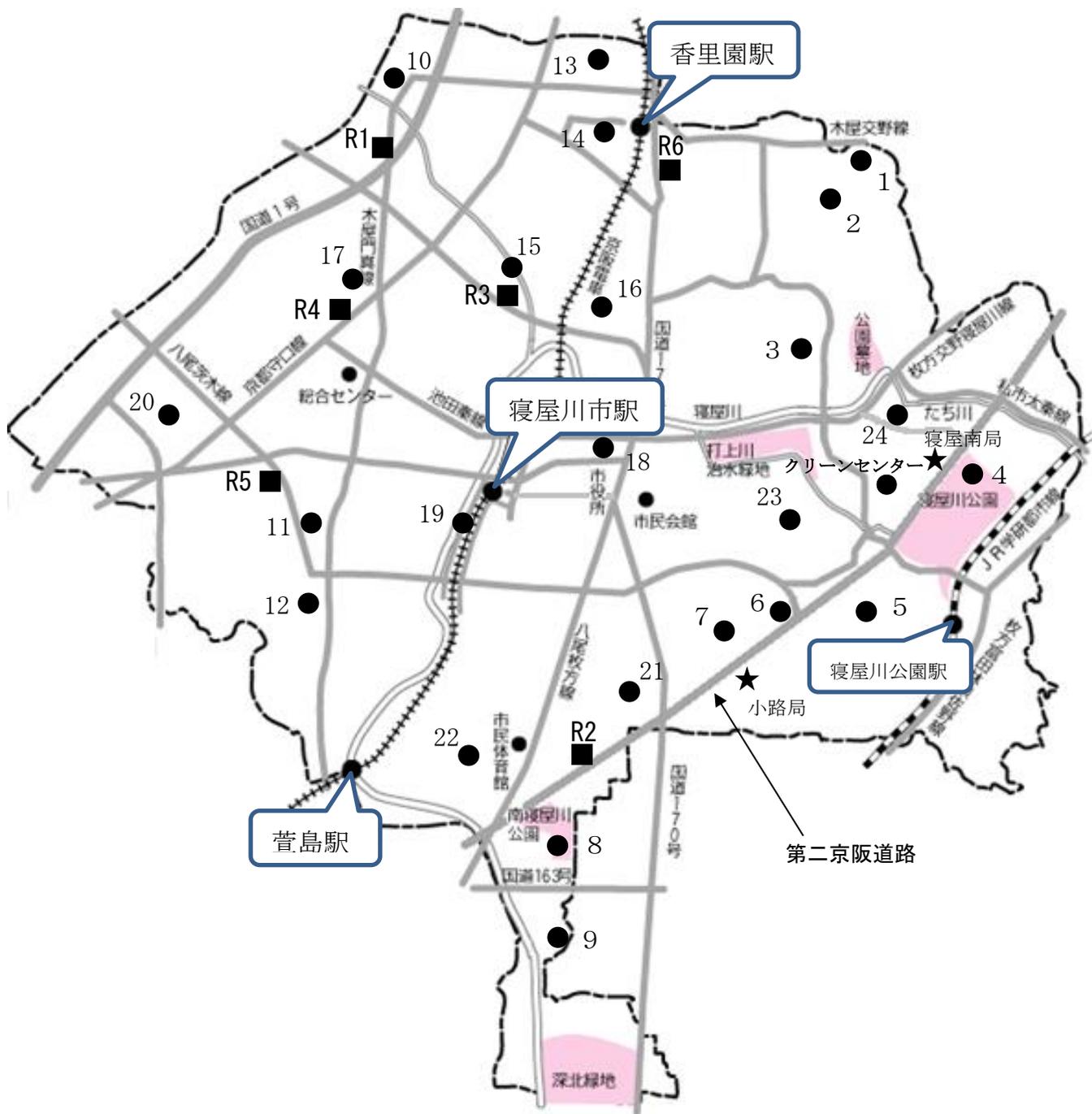


図 2-3. 2. 1 道路騒音経時変化 (L_{Aeq})



- 1～24 は道路に面しない地域のポイント
- R 1～R 6 は道路に面する地域のポイント
- ★ 第二京阪道路自動車騒音・交通量調査ポイント

図 2-3. 2. 2 環境騒音測定地点

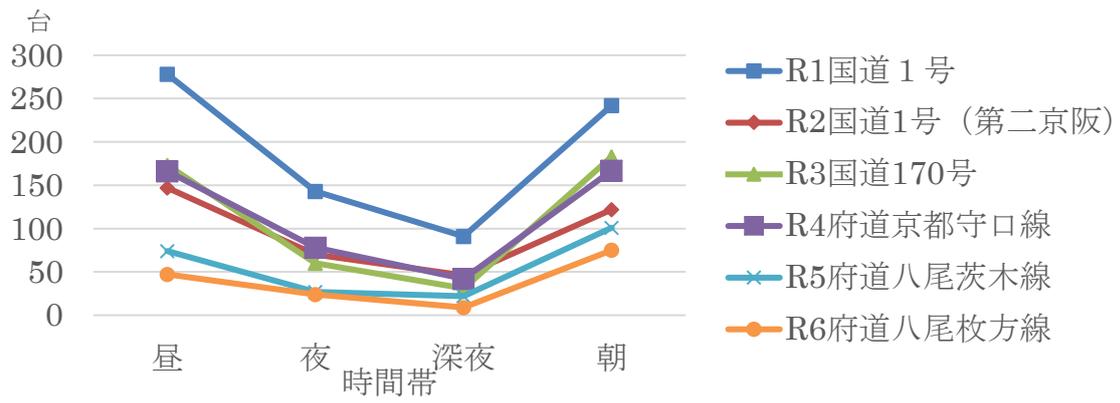


図 2-3. 2. 3 10 分間交通量の変化



図 2-3. 2. 4 道路騒音測定の様子

表 2-3. 2. 2 道路に面しない地域の騒音測定結果の推移

単位：dB

地点番号	測定地点	類型	用途地域	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	成田東町25-8	A	第一種低層	38	38	41	38	41	39	45	40	44	48
2	成田東が丘37-30	A	第一種低層	41	38	44	34	41	41	39	40	38	35
3	三井が丘4丁目7-4	A	第一種中高	42	36	42	37	44	39	46	43	46	39
4	寝屋川公園1981	B	調整区域	48	45	49	43	49	44	48	45	47	56
5	打上新町17-28	B	第一種住居	44	39	44	38	41	38	42	44	42	42
6	高宮あさひ丘49-2	B	第一種住居	44	42	47	37	42	39	43	37	44	38
7	高宮あさひ丘12-12	A	第一種低層	41	33	41	35	43	32	40	36	44	38
8	讃良東町6-1	B	調整区域	54	47	52	46	50	45	52	46	53	47
9	堀溝3丁目10-10	A	第一種中高	41	37	46	40	44	41	46	41	47	47
10	太間町16-1	B	第一種住居	53	49	53	51	52	51	55	51	53	51
11	高柳3丁目19-25	A	第二種中高	45	37	46	37	45	38	45	37	45	39
12	上神田2丁目2-2	A	第二種中高	47	42	48	45	45	43	51	43	53	43
13	香里西之町19-2	C	近隣商業	38	40	44	41	42	40	48	39	50	42
14	香里新町2-1	C	近隣商業	48	45	50	44	47	47	50	46	51	46
15	石津中町41-5	C	準工業	45	42	46	43	44	40	49	42	46	40
16	緑町5-8	C	近隣商業	45	43	51	46	48	41	51	40	51	43
17	池田中町3-24	C	準工業	45	43	47	43	46	40	50	41	47	40
18	本町1-1	C	近隣商業	53	43	53	43	50	43	51	45	55	46
19	東大利町2-14	C	商業	54	50	54	50	54	51	56	51	55	47
20	仁和寺本町3丁目18-5	C	準工業	43	36	44	37	44	36	47	38	49	42
21	楠根南町21-1	C	準工業	42	36	46	41	48	40	50	44	47	45
22	下木田町16-50	C	準工業	50	38	48	39	46	39	47	42	48	38
23	太秦東が丘12-1	A	第一種低層	40	36	37	32	39	37	42	39	43	40
24	宇谷町5-1	B	第一種住居	45	45	47	41	46	45	48	45	50	43

表 2-3. 2. 3 令和4年度道路に面する地域の騒音評価結果

地点番号	路線番号	路線名	評価結果				
			評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
R1	10040 10050	国道1号	1,133	65.1%	13%	0%	22.2%
R2	10160 10170	国道1号(第二京阪)	148	98.6%	0%	0%	1%
R3	10820	国道170号	884	93.9%	0%	1.9%	4.2%
R4	40770 40780	府道京都守口線	472	82.6%	0%	0%	17.4%
R5	40990 41000	府道八尾茨木線	629	97.3%	0%	0.8%	1.9%
R6	41340	府道八尾枚方線	968	99.3%	0%	0%	0.7%

表 2-3. 2. 4 令和 4 年度交通量調査結果

地点番号	路線番号	路線名	車線数	道路種別※	観測時刻	10分間交通量(台)								平均走行速度 観測時刻 (km/h)	平均走行速度		価当該音レベルの等 (dB)
						騒音測定側の車線				騒音測定の反対側の車線					騒音測定 の車線 (km/h)	反対側の 車線 (km/h)	
						大型 I	大型 II	小型	二輪	大型 I	大型 II	小型	二輪				
R1	10040 10050	国道1号	4	3	9:00	25	38	161	18	26	53	199	13	9:00	60	59	74
					15:00	28	25	213	12	17	42	205	3	15:00	62	62	73
					22:00	2	16	119	6	3	18	77	7	22:00	64	66	73
					23:00	4	14	68	5	2	13	52	5	23:00	66	65	72
R2	10160 10170	国道1号(第二京阪)	2	3	9:00	3	22	93	4	9	26	127	21	9:00	61	60	63
					15:00	9	22	111	5	0	18	127	9	15:00	65	66	62
					22:00	1	1	57	11	0	2	29	3	22:00	63	61	59
					23:00	0	2	34	10	1	4	39	3	23:00	61	62	58
R3	10820	国道170号	4	3	9:00	6	27	133	17	3	16	102	7	9:00	49	48	73
					15:00	7	18	138	10	3	9	142	11	15:00	51	51	72
					22:00	0	7	50	3	0	4	50	3	22:00	51	52	68
					23:00	0	4	26	1	0	5	32	3	23:00	53	52	68
R4	40770 40780	府道京都守口線	4	4	9:00	12	28	106	21	4	20	101	8	9:00	49	50	74
					15:00	4	20	132	10	4	10	101	8	15:00	46	49	73
					22:00	0	1	67	10	0	2	41	7	22:00	51	52	71
					23:00	1	2	37	2	1	0	30	0	23:00	51	48	69
R5	40990 41000	府道八尾茨木線	4	4	9:00	1	11	81	8	7	13	92	0	9:00	46	46	66
					15:00	0	6	63	5	3	6	71	5	15:00	45	45	67
					22:00	0	2	22	3	0	0	12	2	22:00	51	49	61
					23:00	0	2	18	2	0	1	8	1	23:00	51	49	60
R6	41340	府道八尾枚方線	2	4	9:00	0	7	57	11	0	5	34	7	9:00	26	26	64
					15:00	0	3	38	6	0	1	46	5	15:00	26	27	64
					22:00	0	0	21	3	0	0	7	1	22:00	28	30	60
					23:00	0	0	8	1	0	0	12	0	23:00	31	29	57

※ 1 国土開発幹線自動車道等(高速自動車道路) 2 都市高速道路 3 一般国道 4 都道府県道 5 四車線以上の市町村道 6 その他の道路

表 2-3. 2. 5 令和 4 年度第二京阪道路自動車騒音測定結果 (単位: dB)

調査地点	調査時期	調査結果(LAeq)		環境基準		適合状況	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
寝屋南局	春季	56	52	70	65	○	○
	秋季	56	51			○	○
小路局	春季	57	50			○	○
	秋季	57	52			○	○

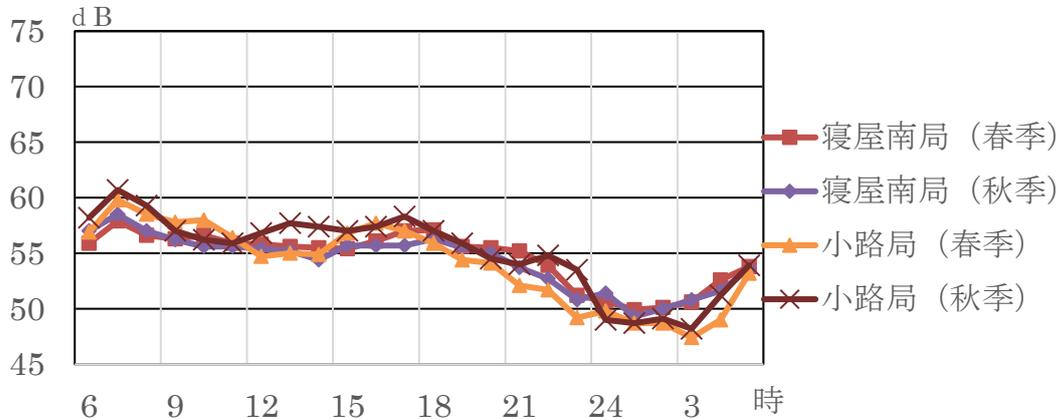


図 2-3. 2. 5 道路騒音経時変化 (LAeq)

表 2-3.2.6 交通量調査結果

調査地点	調査時期	道路種別	交通量（台/日）				大型車混入率（%）	平均走行速度（km/h）
			大型	小型	合計	二輪		
寝屋南局	春季	専用部	20,343	48,268	68,611	—	29.6	87
		一般部	7,176	23,165	30,341	4,472	23.7	49
		副道	36	573	609	182	5.9	—
	秋季	専用部	17,736	50,279	68,015	—	26.1	84
		一般部	7,273	24,491	31,764	4,615	22.9	50
		副道	25	587	612	199	4.1	—
小路局	春季	専用部	20,343	48,268	68,611	—	29.6	87
		一般部	6,207	19,830	26,037	3,255	23.8	48
		副道	269	2,702	2,971	905	9.1	—
	秋季	専用部	17,736	50,279	68,015	—	26.1	84
		一般部	6,500	22,386	28,886	3,616	22.5	48
		副道	294	3,320	3,614	1,036	8.1	—

※ 交通量の合計及び大型車混入率に、二輪車は含んでいません。

表 2-3.2.7 第二京阪道路の騒音測定結果の推移

単位：dB

年度	寝屋南局				小路局			
	春季		秋季		春季		秋季	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
平成30年度	56	52	59	52	58	53	58	52
令和元年度	57	52	56	52	57	50	58	52
令和2年度	55	53	57	52	57	51	58	51
令和3年度	59	54	57	52	59	57	59	51
令和4年度	56	52	56	51	57	50	57	52

(3) 令和4年度騒音・振動に係る届出件数

表 2-3.3.1 届出件数

	騒音規制法	振動規制法	大阪府生活環境の保全等に関する条例
設置	3	3	5
使用	0	0	0
数等の変更	2	2	0
氏名等変更	9	9	7
廃止	1	1	1
承継	6	5	1
特定建設作業実施	199	151	461

(4) 騒音・振動に係る届出施設設置事業所数

表 2-3.4.1 特定(届出)施設設置事業所数(主たる施設)

施設の種類	届出の種類	騒音規制法	振動規制法	大阪府生活環境の保全等に関する条例	
				騒音	振動
金属加工機械		73	63	17	4
圧縮機及び送風機		121	77	51	3
粉碎機			1	1	2
繊維機械				1	
建設用資材製造機械		1			1
木材加工用機械		5		5	1
抄紙機					
印刷機械		7	8		
ロール機					
合成樹脂成形加工機械		11	11		
鋳造型機					
エヤーハンマ					
走行クレーン					
工業用動力ミシン				3	
紙工機械				4	2
遠心分離機					
集じん装置				3	
かくはん機				2	
電気炉				1	
ロータリーキルン					
冷凍機及び空調機				67	
クーリングタワー				12	
スチームクリーナー					
石材用の切断機及び切削機					
オイルバーナー					

(令和5年3月31日現在)

2-4 土壌汚染

(1) 規制基準

表 2-4.1.1 土壌汚染対策法における特定有害物質と指定基準
大阪府生活環境の保全等に関する条例における管理有害物質と指定基準

分類		項目	含有量基準 (指定基準) (mg/kg)	溶出量基準 (指定基準) (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
管理有害物質 (大阪府生活環境の保全等に関する条例)	(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	—	0.002 以下	0.02 以下
		四塩化炭素	—	0.002 以下	0.02 以下
		1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下	0.04 以下
		1,1-ジクロロエチレン (塩化ビニリデン)	—	0.1 以下	1 以下
		1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下	0.4 以下
		1,3-ジクロロプロペン (D-D)	—	0.002 以下	0.02 以下
		ジクロロメタン (塩化メチレン)	—	0.02 以下	0.2 以下
		テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	—	0.01 以下	0.1 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下	3 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下	0.06 以下
		トリクロロエチレン	—	0.01 以下	0.1 以下
		ベンゼン	—	0.01 以下	0.1 以下
		(第2種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下
	六価クロム化合物		六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
	シアン化合物		遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと	シアン 1 以下
	水銀及びその化合物 うちアルキル水銀		水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下 検出されないこと	水銀 0.005 以下 検出されないこと
	セレン及びその化合物		セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
	鉛及びその化合物		鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
	砒素及びその化合物		砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
	ふっ素及びその化合物		ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
	ほう素及びその化合物		ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下
	(第3種特定有害物質) 農薬等	シマジン (CAT)	—	0.003 以下	0.03 以下
		チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	—	0.02 以下	0.2 以下
		チウラム	—	0.006 以下	0.06 以下
		P C B (ポリ塩化ビフェニル)	—	検出されないこと	0.003 以下
		有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	—	検出されないこと	1 以下
	ダイオキシン類		1000pg-TEQ/g 以下	—	—

(2) 令和4年度土壤汚染に係る届出等件数

表 2-4.2.1 届出等件数

土壤汚染対策法

種 別	件数
法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	1
うち、ただし書の規定により調査が一時的免除された件数	1
法第3条第1項に基づく調査の結果が報告された件数	1
うち、基準不適合の件数	0
法第3条第7項に基づく土地の形質の変更届出件数	1
法第3条第8項に基づく調査命令を発した件数	1
法第3条第8項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数	1
法第4条第1項に基づく形質変更の届出がなされた件数	15
うち、法第4条第3項に基づく調査命令が発出された件数	0
法第4条第2項に基づく調査の結果が報告された件数	5
うち、基準不適合の件数	0
法第14条第1項で規定する指定の申請がされた件数	0

大阪府生活環境の保全等に関する条例

種 別	件数
条例第81条の4第1項で規定する有害物質使用届出施設等の使用が廃止された件数	0
うち、ただし書の規定により調査が一時的免除された件数	0
条例第81条の4第1項に基づく調査の結果が報告された件数	0
うち、基準不適合の件数	0
条例第81条の5第1項に基づく利用履歴の報告がなされた件数	13
条例第81条の5第2項に基づく調査の結果が報告された件数	0
うち、基準不適合の件数	0

大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針

種 別	件数
土壌汚染状況調査計画書が提出された件数	0
土壌汚染状況調査結果報告書が提出された件数	2
うち、基準不適合の件数	0

2-5 ダイオキシン類

(1) 環境基準等

表 2-5.1.1 ダイオキシン類に関する基準値等

耐容 1 日摂取量 (T D I)	4 pg-TEQ/kg/日以下 ※生涯摂取し続けても健康に影響がない、体重 1 kg あたりの 1 日摂取量
大気環境基準	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質環境基準	1 pg-TEQ/L 以下
底質環境基準	150 pg-TEQ/g 以下
土壌環境基準	1,000 pg-TEQ/g 以下

(2) ダイオキシン類濃度測定結果

表 2-5.2.1 ダイオキシン類濃度測定結果 (年平均値) の推移

年 度	大 気 (pg-TEQ/m ³)		水 質 (pg-TEQ/L)		底 質 (pg-TEQ/g)	
	寝屋川 市役所局	中央高齢者 福祉センター	寝屋川 萱島橋	寝屋川 南水苑橋	寝屋川 萱島橋	寝屋川 南水苑橋
平成 25 年度	0.022	0.016	0.12	0.061	1.6	0.36
平成 26 年度	0.016	0.016	0.024	0.065	0.48	0.99
平成 27 年度	-	0.016	0.27	0.063	3.0	0.43
平成 28 年度	0.013	0.010	0.10	0.058	1.0	0.44
平成 29 年度	-	0.019	0.079	0.065	0.94	0.58
平成 30 年度	0.017	0.025	0.068	0.085	1.1	1.8
令和元年度	-	0.013	-	0.084	-	0.65
令和 2 年度	-	0.012	-	0.178	-	0.61
令和 3 年度	-	0.012	-	0.114	-	0.77
令和 4 年度	-	0.010	-	0.052	-	0.27

表 2-5.2.2 ダイオキシン類濃度測定結果 (大気)

[単位 : pg-TEQ/m³]

測定地点	春 季 5 月	夏 季 8 月	秋 季 10 月	冬 季 1 月	年平均値
中央高齢者福祉センター	0.014	0.010	0.0071	0.0095	0.010

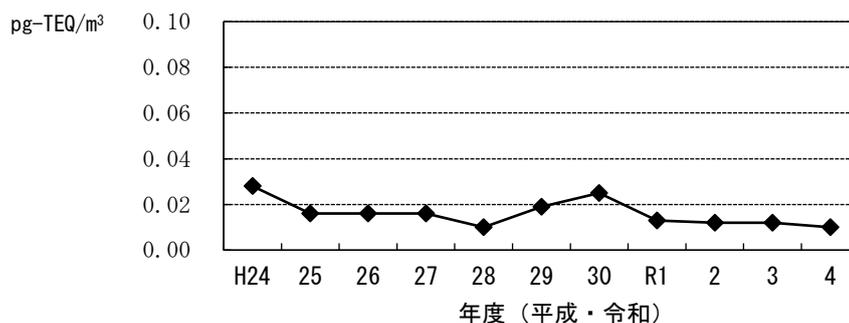


図 2-5.2.1 ダイオキシン類濃度測定結果 (大気) の推移

表 2-5.2.3 ダイオキシン類濃度測定結果（河川）〔単位：水質 pg-TEQ/L, 底質 pg-TEQ/g〕

測定地点	水 質			底 質
	夏 季	秋 季	年平均値	
南水苑橋	0.056	0.048	0.052	0.27

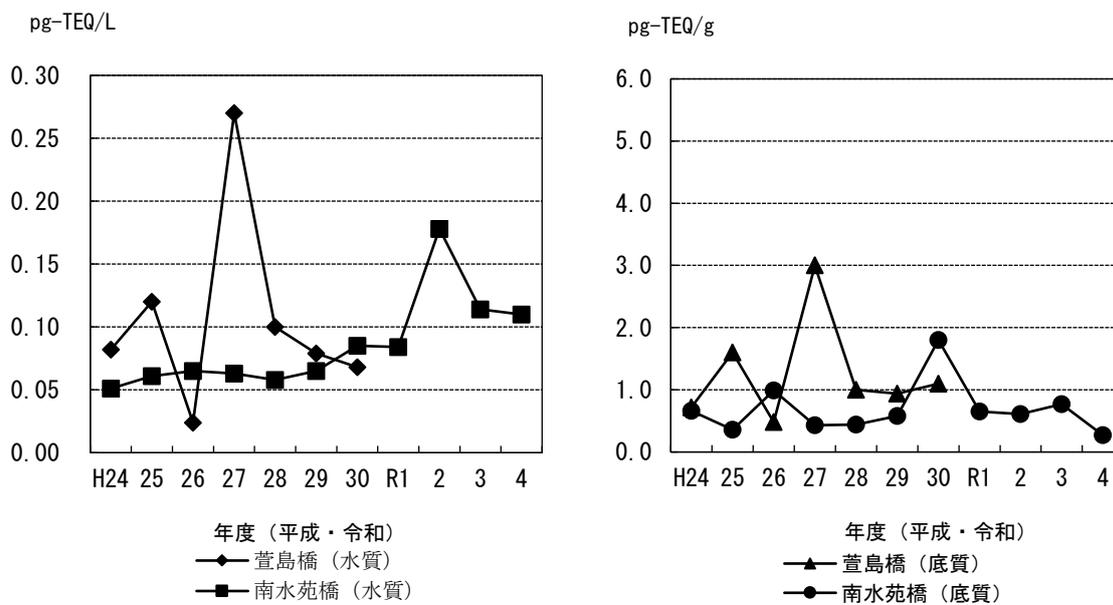


図 2-5.2.2 ダイオキシン類濃度測定結果（河川）の推移

表 2-5.2.4 ダイオキシン類濃度測定結果（地下水質）〔単位：pg-TEQ/L〕

測 定 月	測 定 地 点	
	香里新町	寝屋南一丁目
令和4年10月	0.016	0.015

表 2-5.2.5 ダイオキシン類濃度測定結果（土壌）〔単位：pg-TEQ/g〕

測 定 月	測 定 地 点		
	木屋元町公園	成田公園	1号三井公園
令和4年11月	1.5	1.1	2.6

2-6 環境の苦情・陳情

(1) 公害

表 2-6.1.1 公害苦情件数

	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
平成 30 年度	35	10	51	9	10	7	122
令和元年度	32	7	64	12	21	12	148
令和 2 年度	34	11	77	11	10	15	158
令和 3 年度	24	12	54	10	15	15	130
令和 4 年度	25	13	72	12	12	15	149

表 2-6.1.2 立入検査等回数

	大気 汚染	水質 汚濁	下水	騒音	振動	悪臭	土壌	その他
平成 30 年度	164	16	59	68	7	5	3	8
令和元年度	122	76	94	106	10	10	4	2
令和 2 年度	93	69	60	111	45	12	3	2
令和 3 年度	46	52	40	72	57	5	4	2
令和 4 年度	85	67	87	166	116	3	2	3

※水質汚濁・下水は採水検査を含む。

(2) 公害以外

表 2-6.2.1 その他公害以外の苦情・相談件数

	空き地等の苦情	
	新規	継続（次年度）
令和元年度	68	18
令和 2 年度	56	26
令和 3 年度	35	22
令和 4 年度	26	18

2-7 公害測定機器

表 2-7.1.1 公害測定機器一覧

分類	測定項目	測定機器
騒音・振動関係	騒音	リオン NA-20、NL-21
	振動	リオン VM-52、VM-55EX
大気関係	SO ₂	東亜ディーケーケー GFS-352B
	NO _x	東亜ディーケーケー GLN-354 紀本電子工業 NA-721
	炭化水素	東亜ディーケーケー GHC-355
	CO	堀場製作所 APMA-3700R
	O _x	堀場製作所 APOA-3700R 東亜ディーケーケー GUX-353B
	SPM	紀本電子工業 PM-711、DUB-357
	PM2.5	紀本電子工業 PM-712
	気温・湿度・風向・風速	NEI WS-BN6-1ほか
	気温・湿度	小笠原計器製作所 TS-3D0、NP-110A
	風向・風速	光進電気工業 KVS-550
	アスベスト測定用サンプリングポンプ	AS-100 型
	顕微鏡	生物顕微鏡 CiS-T-Ph
	吸光度 (NO ₂ 簡易測定)	日立製作所 U-5100
水質関係	pH	堀場製作所 D-51
	溶存酸素	堀場製作所 D-55
	残留塩素	HACH 2470
第二京阪道路 環境監視関係	NO _x	紀本電子工業 NA-721 堀場製作所 APNA-3700
	SPM	紀本電子工業 PM-711 東亜ディーケーケー DUB-357C
	風向・風速	小笠原計器製作所 C-W175

3. 循環型社会

(1) ごみ処理事業の沿革

昭和 24 年	1 月	24 日	寝屋川町の清掃条例に基づき特別清掃地域 (現在の東大利町の商店街) 付近を重点に大八車で収集開始
昭和 27 年	4 月	1 日	一般家庭のごみ処理手数料徴収
昭和 38 年	8 月	25 日	固定炉完成 (30t/8h) (三輪自動車による収集開始)
昭和 42 年	7 月	17 日	寝屋川市ごみ処理対策委員会規定制定
昭和 42 年	11 月	28 日	全連続燃焼式焼却炉建設工事着工
昭和 43 年	6 月	1 日	一般家庭と事業所を大別 (事業所ごみの委託収集開始)
昭和 43 年	9 月	30 日	焼却炉完成 (180t/24h)
昭和 45 年	3 月	31 日	第 2 事業所改造 (5t/8h) バッチ炉
昭和 45 年	4 月	1 日	一般家庭ごみ収集の手数料無料化実施
昭和 46 年	9 月	24 日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
昭和 46 年	11 月		一般家庭ごみの週 2 回収集実施
昭和 47 年	3 月	31 日	寝屋川市清掃条例廃止 寝屋川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定
昭和 47 年	10 月		破砕機建設工事着工
昭和 48 年	6 月	10 日	破砕機完成
昭和 48 年	12 月	6 日	ごみ最終処分地購入 (枚方市大字穂谷)
昭和 49 年	9 月	1 日	粗大ごみの月 2 回収集完全実施
昭和 53 年	9 月	1 日	焼却炉建設工事着工
昭和 54 年	6 月	30 日	寝屋最終処分地火災により、3 か月間粗大ごみ収集を中止
昭和 54 年	9 月	22 日	粗大ごみ収集から不燃ごみ収集に変更
昭和 55 年	9 月	30 日	焼却炉完成 全連続燃焼式焼却炉 (180t/24h×2 基)
昭和 55 年	10 月	1 日	機構改革 (清掃第 1 課→業務第 1 課: 清掃場→施設課)
昭和 56 年	1 月		分別収集モデル地区 4 自治会選定、資源ごみ収集実施
昭和 57 年	11 月	1 日	有価物選別装置着工
昭和 58 年	2 月	28 日	有価物選別装置完成

昭和 58 年	4 月	1 日	機構改革（業務第 1 課→クリーンセンター）
昭和 63 年	6 月		燃焼設備及び燃焼ガス冷却設備を整備（国庫補助対象事業）
平成 2 年	12 月		ダイオキシン類発生防止等ガイドライン策定
平成 3 年	5 月	15 日	機構改革（保健衛生部→環境事業部：環境事業総務課新設）
平成 3 年	12 月	5 日	破碎施設等建設工事着工
平成 4 年	7 月	1 日	一般廃棄物処理計画策定要綱制定
平成 5 年	3 月	31 日	一般廃棄物処理基本計画策定に係る基礎調査報告書作成
平成 5 年	4 月	1 日	市民へのコンポスト容器の貸し出しを開始
平成 5 年	8 月	3 日	環境衛生問題審議会へ「一般廃棄物処理基本計画試案」を諮問
平成 6 年	2 月	21 日	環境衛生問題審議会答申
平成 6 年	3 月	22 日	破碎施設等竣工
平成 6 年	6 月	1 日	一般廃棄物処理基本計画策定
平成 7 年	4 月	1 日	寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行 平成 7 年度一般廃棄物処理基本計画告示
平成 7 年	9 月	25 日	寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議設置
平成 7 年	12 月	15 日	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 （容器包装リサイクル法）施行 クリーンカレンダー様式変更（B4 判→A3 判、収集区域毎に両面印刷）
平成 8 年	4 月	20 日	機構改革（環境事業部→環境部） ごみ減量推進課・環境保全課・クリーン業務課・ クリーン施設課・緑風園の 5 課に
平成 9 年	1 月		ダイオキシン類の削減のための新ガイドライン（ごみ処理に係るダイ オキシン類発生防止等ガイドライン）策定
平成 9 年	4 月		ダイオキシン類の排出濃度調査結果発表（1, 150 施設）
平成 9 年	10 月	1 日	子供会等への資源集団回収活動報奨金の開始
平成 9 年	12 月	1 日	大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正、施行 （排出抑制の必要な物質としてダイオキシン類が指定、排出濃度基準 が決定・施行される。現有施設のダイオキシンの排出量は平成 14 年 12 月 1 日から 1 ng-TEQ/Nm ³ 以下に規制。 また、ダイオキシン類の発生抑制のため、施設の構造及び維持管理基 準が強化される。）

平成 10 年	1 月	21 日	透明袋によるペットボトル分別収集実施 (集合住宅を中心とした 72 地域・14,971 世帯)
平成 10 年	4 月	10 日	大気汚染防止法の一部改正公布、平成 10 年 7 月 1 日施行 (ばいじんの排出基準の強化、測定頻度の指定)
平成 10 年	7 月	1 日	焼却炉のダイオキシン対策工事実施 (平成 10~11 年度で実施)
	契約日		(プッシュ・炉下コンベア・空冷壁段落部・E P・活性炭噴霧装置・2 次ガス冷却塔設置)
平成 10 年	12 月	15 日	クリーンカレンダー様式変更 (A3 版→B3 版)
平成 11 年	1 月	1 日	ごみ袋の透明・半透明化及びペットボトルの全戸収集開始
平成 11 年	4 月	1 日	生ごみ処理機等購入費の補助を開始 (コンポスト容器の貸し出しから購入費補助へ切替)
平成 12 年	1 月		乾電池分別収集開始
平成 12 年	1 月	15 日	ダイオキシン類対策特別措置法施行
平成 12 年	4 月	1 日	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 完全施行
平成 12 年	8 月	1 日	蛍光灯・スプレー缶分別拠点収集開始
平成 12 年	10 月	1 日	市立小学校 3 校 (第五・国松緑丘・宇谷) へ生ごみ処理機を設置 し、生ごみの堆肥化をモデル実施
平成 13 年	2 月		プラスチック製容器包装分別収集モデル実施 (集合住宅約 13,000 世帯を対象)
平成 13 年	3 月		一般廃棄物処理基本計画 (第 2 次分) 策定
平成 13 年	4 月	1 日	特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法) 完全施行
平成 13 年	9 月		飛灰処理設備改修工事実施 (セメント固化から薬剤処理へ成型固化システムを変更)
平成 14 年	1 月		プラスチック製容器包装分別収集全戸実施
平成 14 年	3 月		寝屋川市循環型社会実践行動計画策定
平成 15 年	4 月	1 日	大阪府循環型社会形成推進条例施行 (一部除く)
平成 15 年	10 月	1 日	資源の有効な利用の促進に関する法律の改正施行に伴い、パソコンを 市の収集品目から除く。
平成 16 年	6 月	1 日	北河内 4 市リサイクル施設組合設立
平成 18 年	4 月	1 日	事業系一般廃棄物の収集運搬を許可制に移行

平成 18 年	6 月		北河内 4 市リサイクルプラザ建設工事着工
平成 19 年	4 月	1 日	焼却施設運転管理業務を業者に委託
平成 20 年	2 月	1 日	北河内 4 市リサイクルプラザ（かざぐるま）稼働
平成 20 年	4 月	1 日	古紙・古布分別収集開始 資源集団回収活動報奨金制度の変更 (①対象品目の追加:アルミ缶②報奨金単価の引上:3円/kg→4円/kg)
平成 21 年	1 月	1 日	寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正 (資源物の所有権について明記)
平成 22 年	3 月		一般廃棄物処理基本計画策定に係る基礎調査報告書作成
平成 22 年	4 月	1 日	収集運搬許可業者を 3 業者から 5 業者に拡大
平成 22 年	5 月	21 日	寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画審議会へ「寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画」を諮問
平成 22 年	6 月	20 日	リサイクル市「もったいない市・エコやん」の開催
平成 22 年	10 月	1 日	事業系一般廃棄物の分別収集を一部開始
平成 22 年	12 月	15 日	クリーンカレンダー様式変更（分別マニュアルの内容を追加）
平成 23 年	3 月		一般廃棄物処理基本計画（平成 23 年度～平成 32 年度）策定
平成 23 年	9 月	20 日	寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画審議会答申
平成 24 年	3 月		寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画策定
平成 24 年	4 月	1 日	機構改革 ごみ減量推進課・環境政策課・クリーン業務課・ クリーン施設課（緑風園含む）・ごみ処理施設建設室の 1 室 4 課に
平成 24 年	11 月		ごみ減量マイスター認定制度開始
平成 25 年	4 月	1 日	機構改革 (ごみ減量推進課→環境総務課・環境政策課→環境推進課) 一般家庭ごみ収集（直営分） 3 名乗務から 2 名乗務に変更
平成 25 年	10 月	1 日	寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正の施行 (資源持ち去り行為に対する罰則規定の追加)
平成 26 年	7 月	1 日	資源集団回収活動報奨金制度の拡充 (報奨金単価の引上:4円/kg→6円/kg)
平成 28 年	8 月		ごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査
平成 28 年	10 月		ごみ質分析調査

平成 29 年	11 月	1 日	ごみ減量推進団体登録制度開始
平成 30 年	3 月	30 日	新ごみ処理施設竣工 全連続燃焼式焼却炉（100t/24h×2基）
平成 30 年	4 月	1 日	機構改革 環境総務課、環境保全課、環境事業課（緑風園）の3課に
平成 30 年	5 月	8 日	フードドライブ開始（期間限定）
平成 30 年	7 月	1 日	使用済小型家電ボックス回収開始
平成 30 年	10 月	1 日	落葉の再資源化開始
平成 31 年	4 月	25 日	使用済小型家電回収ボックスの追加設置【保健所】
令和元年	5 月	1 日	小型充電式電池ボックス回収開始
令和元年	8 月	1 日	折り畳み式箱型ネット購入費補助金制度開始
令和 2 年	6 月	16 日	寝屋川市廃棄物減量等推進審議会へ「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」を諮問
令和 2 年	8 月	4 日	生ごみ堆肥化・土づくり講習会開始
令和 2 年	10 月	1 日	雑がみ及びびペットボトルキャップ回収事業開始（市立小中学校）
令和 2 年	11 月	24 日	寝屋川市廃棄物減量等推進審議会答申
令和 3 年	3 月		寝屋川市一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年度～令和 12 年度）策定
令和 4 年	10 月	1 日	フードドライブ（常設）（市役所本庁舎・保健福祉センター・産業振興センター）
令和 5 年	3 月		資源物等ストックヤード竣工

(2) ごみ

表 3.2.1 ごみの量・処理費用の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人口(年度末現在)(人)	234,851	232,896	231,189	229,654	228,517	226,693
世帯数(年度末現在)	109,354	109,754	110,299	111,052	111,719	112,275
市全体のごみ量(t)	66,426	67,814	65,949	65,413	64,118	62,207
家庭系ごみ	48,178	50,071	48,840	49,313	48,097	46,015
可燃ごみ	33,806	34,256	33,828	33,339	32,771	31,737
不燃ごみ	3,513	4,764	4,170	4,684	4,212	3,801
資源ごみ	10,074	10,293	10,142	10,634	10,538	9,960
古紙・古着	3,886	4,090	3,984	4,344	4,303	4,097
缶・びん	1,883	1,816	1,795	1,824	1,736	1,603
ペットボトル・プラ	4,204	4,263	4,236	4,321	4,368	4,140
蛍光灯	29	30	32	43	37	29
スプレー缶	72	77	73	71	70	67
小型家電	-	3	8	9	8	7
落葉		12	16	22	16	17
臨時ごみ	785	758	700	656	576	517
事業系ごみ	18,248	17,743	17,109	16,100	16,022	16,192
可燃ごみ	18,113	17,535	16,902	15,921	15,857	16,027
資源ごみ	135	208	207	179	165	166
1人が1日に出すごみの量(g)	775	798	779	780	769	752
ごみの処理にかかった費用(億円)	21.9	20.1	18.7	20.1	20.9	20.0
ごみ1t当たりの処理費用(円)	32,969	29,640	28,355	30,728	32,596	32,150
1人当たりの処理費用(円)	9,325	8,630	8,089	8,752	9,146	8,823
1世帯当たりの処理費用(円)	20,027	18,314	16,954	18,100	18,708	17,813

※ ごみ処理施設建設・解体工事費は除いています。

※ 市全体のごみ量については、蛍光灯・スプレー缶を含みます。

表 3. 2. 2 資源ごみ集団回収量の推移

区 分 年 月	新聞紙	雑誌	段ボール	古布	牛乳パック	雑紙	アルミ缶	合計
	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)
平成29年 1月～6月	1,890,200	446,415	367,504	138,337	6,784	144,585	73,526	3,067,351
平成29年 7月～12月	1,861,200	376,270	379,280	122,284	5,990	119,881	86,345	2,951,250
平成30年 1月～6月	1,767,750	445,890	370,462	131,954	7,525	139,808	74,142	2,937,531
平成30年 7月～12月	1,771,319	419,502	390,144	128,859	6,339	121,630	86,170	2,923,963
令和元年 1月～6月	1,739,869	483,222	387,059	147,726	7,982	124,744	86,764	2,977,366
令和元年 7月～12月	1,679,987	409,282	408,967	126,263	7,608	121,113	91,451	2,844,671
令和2年 1月～6月	1,380,305	510,773	391,394	103,496	5,452	115,756	90,557	2,597,733
令和2年 7月～12月	1,382,208	357,027	424,362	66,074	4,202	108,279	91,675	2,433,827
令和3年 1月～6月	1,286,893	416,804	401,786	94,567	4,587	126,802	85,392	2,416,831
令和3年 7月～12月	1,305,980	343,073	413,950	89,519	3,641	100,910	89,378	2,346,451
令和4年 1月～6月	1,210,474	387,261	392,680	95,501	3,367	112,220	79,022	2,280,525
令和4年 7月～12月	1,194,951	331,844	405,767	83,073	3,381	97,175	81,001	2,197,192

表 3.2.3 資源ごみ回収量等の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
収集量 (t)	5,856	5,920	6,279	6,136	5,817
回収量 (t)	5,191	4,971	5,320	5,363	5,017
びん	619	618	618	544	472
白ガラス	256	241	217	195	176
茶ガラス	166	185	192	166	142
混合ガラス	182	192	209	183	154
アルミ	134	136	159	145	109
スチール	290	272	260	246	206
再生紙・布	3,930	3,701	4,034	4,233	4,075
その他有価物	218	218	249	195	155
売却額 (円)	27,632,146	20,460,690	13,535,661	20,844,870	19,974,241
アルミ	8,986,118	5,518,301	7,054,542	10,421,499	9,892,828
スチール	4,382,770	2,249,169	1,248,326	3,809,014	4,741,232
再生紙・布	11,790,570	11,296,081	4,437,499	5,122,009	4,483,303
その他有価物	2,472,688	1,397,139	795,294	1,492,348	856,878

(3) ごみ処理施設

表 3.3.1 寝屋川市クリーンセンターにおける排ガス測定結果 (平均値) の推移

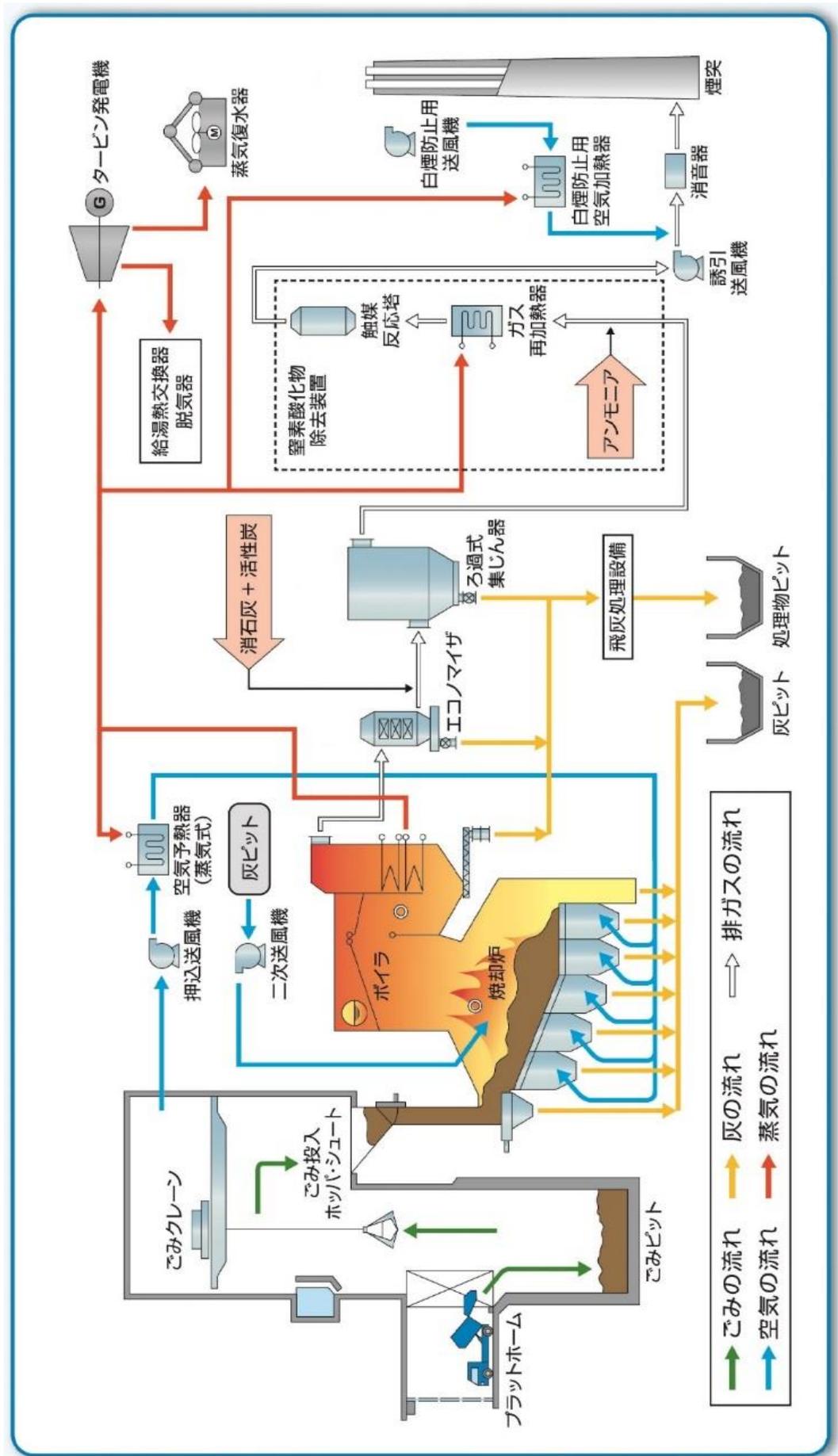
年 度	ばいじん (g/m ³ N)		硫黄酸化物 (m ³ N/h)		窒素酸化物 (ppm)		塩化水素 (mg/m ³ N)	
平成 28 年度	0.052		0.428		76		81	
平成 29 年度	0.056		0.746		73		69	
平成 30 年度	1 号炉	2 号炉	1 号炉	2 号炉	1 号炉	2 号炉	1 号炉	2 号炉
	0.00015	0.00015	0.216	0.254	13.0	13.0	19.0	19.0
令和元年度	<0.001	<0.001	0.160	0.187	17.0	17.5	16.5	12.5
令和 2 年度	<0.001	<0.001	0.219	0.281	9.5	16.5	17.0	14.5
年 度	ばいじん (g/m ³ N)		硫黄酸化物 (m ³ N/h)		窒素酸化物 (ppm)		塩化水素 (mg/m ³ N)	
平成 30 年度	1 号炉	2 号炉	1 号炉	2 号炉	1 号炉	2 号炉	1 号炉	2 号炉
	0.00015	0.00015	0.216	0.254	13.0	13.0	19.0	19.0
令和元年度	<0.001	<0.001	0.160	0.187	17.0	17.5	16.5	12.5
令和 2 年度	<0.001	<0.001	0.219	0.281	9.5	16.5	17.0	14.5
令和 3 年度	<0.001	<0.001	0.119	0.176	16.5	14.0	12.5	12.5
令和 4 年度	<0.001	<0.001	0.097	0.141	18.5	15.0	7.6	14.5

表 3.3.2 寝屋川市クリーンセンターにおけるダイオキシン類測定結果の推移

年 度	排ガス (ng-TEQ/m ³ N)		ばいじん (ng-TEQ/g)	燃え殻 (ng-TEQ/g)
	1号炉	2号炉		
平成30年度	0.00012	0.0012	0.29	0.0025
令和元年度	0.00002	0.00013	0.15	0.0000015
令和2年度	0.000062	0.0000053	0.37	0.0270
令和3年度	0.00083	0.00066	0.17	0
令和4年度	0.00072	0.00014	0.21	0

※ばいじんについては、平均値

図 3.3.1 可燃ごみの処理



(4) し尿

表 3.4.1 くみ取り・浄化槽・下水道人口の推移

年 度	くみ取り (人)	浄化槽 (人)	下水道 (人)
平成 30 年度	465	3,901	228,530
令和元年度	416	3,677	227,096
令和 2 年度	378	3,462	225,814
令和 3 年度	347	3,464	224,706
令和 4 年度	314	3,222	223,157

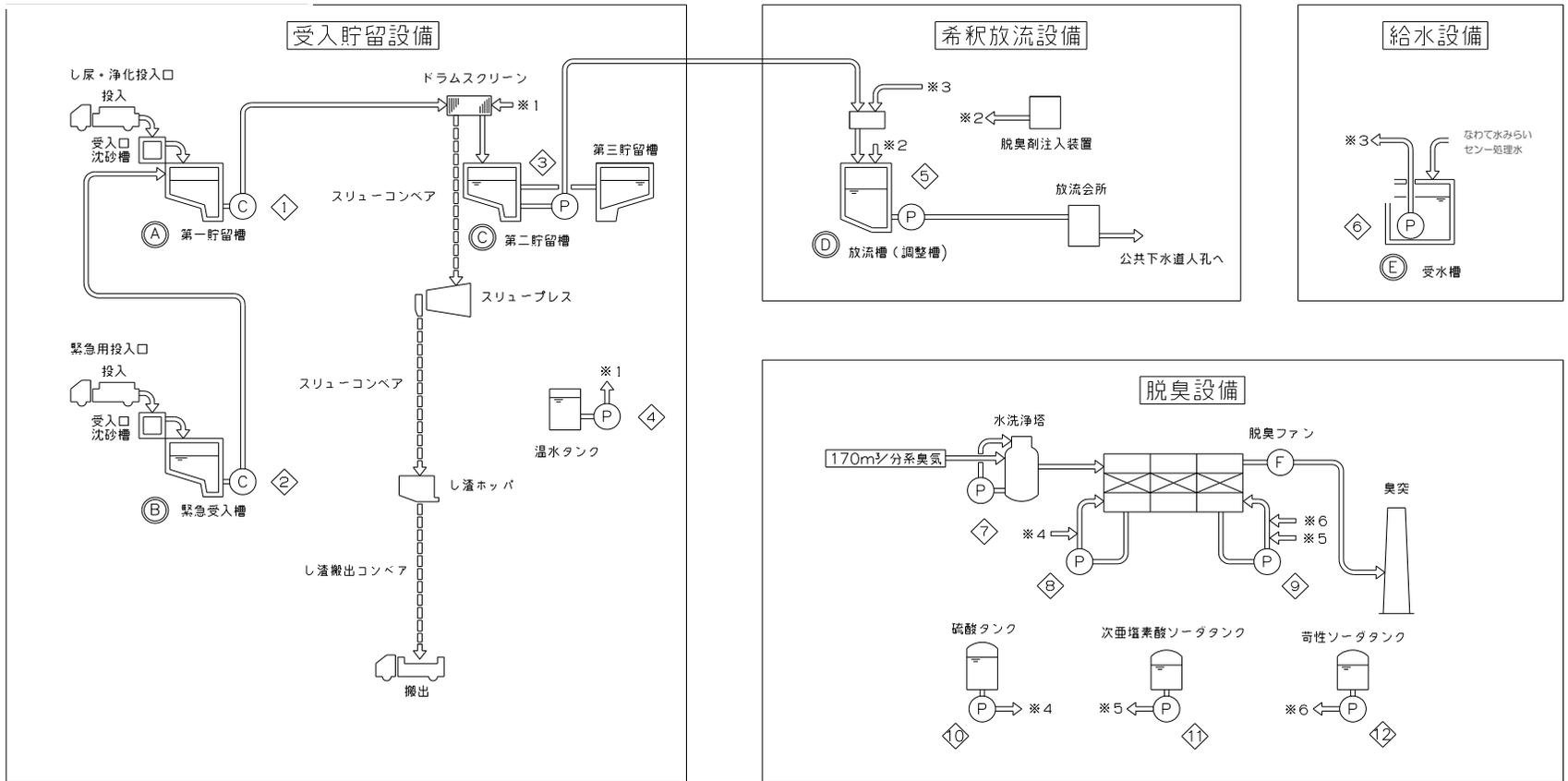
表 3.4.2 し尿収集処理量の推移

年 度	し 尿 (kL)	浄化槽汚泥 (kL)	合 計 (kL)
平成 30 年度	996	1,322	2,318
令和元年度	878	1,328	2,206
令和 2 年度	802	1,144	1,946
令和 3 年度	764	1,171	1,935
令和 4 年度	712	1,204	1,916

表 3.4.3 寝屋川市緑風園における排水測定結果（平均値）の推移

年 度	水素イオン 濃度 (指数)	生物化学的 酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質量 (mg/L)	窒素含有量 (mg/L)	燐含有量 (mg/L)
平成 30 年度	7.2	69	157	43.3	5.11
令和元年度	7.3	70	160	46.5	5.04
令和 2 年度	7.2	97	159	62.7	7.32
令和 3 年度	7.3	66	141	41.9	5.65
令和 4 年度	7.3	106	159	49.5	6.80

図 3.4.1 処理フロー



凡 例

①	破砕機ポンプ	⑥	希釈ポンプ	⑩	次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	Ⓒ	第三貯留槽(予備槽)
②	破砕機ポンプ	⑦	循環ポンプ	⑪	苛性ソーダ注入ポンプ	Ⓓ	放流槽
③	移送ポンプ	⑧	酸循環ポンプ	Ⓐ	第一貯留槽	Ⓔ	受水槽(工業用水)
④	温水洗浄ポンプ	⑨	アルカリ循環ポンプ	Ⓑ	緊急用受入槽		
⑤	放流ポンプ	⑩	硫酸注入ポンプ	Ⓒ	第二貯留槽		

(5) 産業廃棄物

表 3.5.1 産業廃棄物の種類

種 類		例	
全ての事業活動に伴うもの	1	燃 え 殻	産業廃棄物焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、その他の焼却残渣
	2	汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く）、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残渣、炭酸カルシウムかす、排水溝清掃汚泥など
			注) 油分をおおむね5%以上含むものは廃油との混合物になる。
	3	廃 油	鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4	廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機酸類、写真定着廃液など、すべての酸性廃液
	5	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液、写真現像廃液など、すべてのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃ペットボトルなど固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物
	7	ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	8	金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず、空き缶など
	9	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（11に掲げるものを除く。）、耐火レンガくず、陶磁器くず、空きビン、石膏ボードなど
	10	鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューボラのノロ、ボタ、鑄物砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、サンドブラスト廃砂など
11	が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物など	
12	ば い じん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの（乾式、湿式は問わず。）	
特定の事業活動に伴うもの	13	紙 く ず	以下の条件に当てはまる紙及び板紙くずなど 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニル（PCB）が塗布され、又は染みこんだものに限る。
	14	木 く ず	以下の条件に当てはまる木くず、おがくず、パーク類など 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの、物品賃貸業に係るもの及び貨物流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）並びにPCBが染みこんだものに限る。
	15	織 維 く ず	以下の条件に当てはまる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染みこんだものに限る。
	16	動植物性残さ	以下の条件に当てはまるあめかす、のりかす、醸造かす、醗酵かす、魚及び獣のあら等 食品製造業、飲料・飼料・有機質肥料製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
18	動物のふん尿 (家畜ふん尿)	以下の条件に当てはまる牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、うさぎ及び毛皮獣等のふん尿等（畜舎廃水を含む。） 〔畜産農業に係るものに限る。〕	
19	動物の死体 (家畜の死体)	以下の条件に当てはまる18と同様の死体 〔畜産農業に係るものに限る。〕	
20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固型化物など） 「13号廃棄物」		

※特定の事業活動に伴うものの欄であっても、下線については、業種を問わず全ての事業活動に伴うものが産業廃棄物となります。

表 3.5.2 令和4年度産業廃棄物処理業の許可件数

産業廃棄物収集運搬業 (積替え・保管を含む)		産業廃棄物処分業	
新規許可	更新許可	新規許可	更新許可
0	0	0	0

表 3.5.3 令和4年度特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

特別管理産業廃棄物収集運搬業 (積替え・保管を含む)		特別管理産業廃棄物処分業	
新規許可	更新許可	新規許可	更新許可
0	0	0	0

表 3.5.4 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可状況 (R5.3.31 現在)

業の区分	業者数	施設の区分	施設数
産業廃棄物収集運搬業 (積替え・保管を含む)	5	産業廃棄物処理施設	5
産業廃棄物処分業	5		
特別管理産業廃棄物収集運搬業 (積替え・保管を含む)	0		
特別管理産業廃棄物処分業	0		

表 3.5.5 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出件数

年 度	提出件数	内、電子マニフェスト
		令和元年度
令和2年度	1,727	1,287
令和3年度	1,584	1,176
令和4年度	1,713	1,313

表 3.5.6 産業廃棄物処理計画書等の提出件数

年度	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
	処理計画書	実施状況報告書	処理計画書	実施状況報告書
令和元年度	14	4	6	5
令和2年度	15	14	6	6
令和3年度	13	14	8	6
令和4年度	19	13	9	8

表 3.5.7 令和4年度自動車リサイクル法に基づく登録・許可等の件数

引取業		フロン類回収業		解体業		破砕業	
新規	更新	新規	更新	新規	更新	新規	更新
2	21	1	6	0	0	0	0

表 3.5.8 自動車リサイクル法に基づく業の登録・許可状況（R5.3.31現在）

業の区分	業者数
引取業	37
フロン類回収業	9
解体業	3
破砕業	1

表 3.5.9 PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出件数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
届出件数	82	105	82	76

表 3.5.10 令和4年度PCB廃棄物の処理台数等状況

PCB廃棄物の種類	単位	年度当初 保管量	委託処分量	年度中 保管開始量	年度末 保管量
トランス	個・台	31	20	19	30
コンデンサ	個・台	20	14	7	13
安定器	個・台	7	0	0	7
廃油	k g	44	7	0	37
その他機器類	個・台	9	9	7	7
その他	k g	225	84	1	142

表 3.5.11 立入検査回数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
産業廃棄物処理業者	17	13	12	10
産業廃棄物処理施設設置者	3	3	3	3
自動車リサイクル法 登録・許可業者	30	5	11	15
産業廃棄物多量排出事業者	9	9	10	10
PCB廃棄物保管事業者	31	176	21	14

4. 脱炭素社会

表 4.1.1 市域における二酸化炭素排出量の推移

(単位：t-CO₂)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
産業部門	120,054	134,022	135,681	147,171
家庭部門	343,890	331,388	306,578	380,375
業務部門	248,329	243,131	217,744	211,832
運輸部門	238,148	234,545	222,348	219,868
廃棄物部門	17,030	16,617	16,666	19,382
合計	967,451	959,703	899,017	978,628

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
産業部門	123,382	107,762	100,437	105,160
家庭部門	345,453	270,081	215,067	269,087
業務部門	189,000	150,173	140,001	144,132
運輸部門	220,828	216,417	221,176	196,819
廃棄物部門	19,032	20,105	19,324	19,132
合計	897,695	764,538	696,005	734,330

表 4.1.2 電力排出係数の推移 (関西電力株)

(単位：t-CO₂/kWh)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
電力排出係数	0.000523	0.000496	0.000493	0.000418

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
電力排出係数	0.000334	0.000318	0.000350	0.000309

表 4.1.3 市役所の温室効果ガス別排出量の推移

(単位：t-CO₂)

	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	HFC※	総排出量
平成 25 年度	36,850	1.455	1,063	1.573	37,916
平成 26 年度	36,555	1.405	1,032	1.573	37,590
平成 27 年度	33,584	1.695	993	1.645	34,580
平成 28 年度	38,460	1.661	971	3.303	39,437
平成 29 年度	35,530	1.618	954	3.289	36,489
平成 30 年度	32,577	1.636	965	2.86	33,546
令和元年度	29,952	1.580	941	2.931	30,897
令和 2 年度	29,848	1.606	928	3.303	30,781
令和 3 年度	30,197	1.493	907	3.375	31,108
R3 / H25	82.0%	102.6%	85.3%	214.6%	82.0%

※HFC…ハイドロフルオロカーボン

表 4.1.4 市役所の温室効果ガス活動区分別排出量の推移

(単位：t-CO₂)

年 度	燃料 の使用	電気 の使用	廃棄物 の処理	自動車 の使用	その他	総排出量
平成 25 年度	3,074	15,572	18,760	509	1.573	37,916
平成 26 年度	3,045	15,730	18,322	491	1.573	37,590
平成 27 年度	2,748	13,219	18,117	494	1.645	34,580
平成 28 年度	3,198	14,066	21,691	479	3.303	39,437
平成 29 年度	3,230	11,812	21,017	426	3.289	36,489
平成 30 年度	3,107	8,419	21,599	418	2.86	33,546
令和元年度	2,716	6,917	20,863	398	2.931	30,897
令和 2 年度	3,030	7,205	20,166	377	3.303	30,781
令和 3 年度	3,530	7,565	19,667	339	3.375	31,108
増減率 (R3/H25)	14.8%	▲51.4%	4.8%	▲33.4%	114.6%	▲18.0%

表 4.1.5 グリーン購入法に基づく調達率

令和 4 年度 特定調達物品調達実績調査表 (令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日まで)					
品 目 及 び 選 択 基 準	種 類	総 数	グリーン商品 (枚数・個数・台 数)	グリーン商品以外 (枚数・個数・台 数)	グリーン商品 調達率
1. コピー用紙「総合 評価値が 80 以上であ ること」	コピー用紙	38,249,009	3,990,500	34,258,509	10.4%
2. 文 具 類 (単価契約物品) 合 計		74,504	52,870	21,634	71.0%
3. 衛生用紙類「古紙 配合率 100%」	トイレット ペーパー	79,332	74,820	4,512	94.3%
4. 公用車(軽バン) 「国土交通省の「低 排出ガス認定車」と 同等の車」	エコカー	5	5	0	100%
5. 作業服「再生 P E T 樹脂から得られ るポリエステル 50% 以上(エコマーク認定 相当品)のもの」	作 業 服	236	236	0	100%

表 4.1.6 太陽光発電システム設置補助の件数等の推移

(単位：件・kW)

	住宅用		自治会用	
	件数 (件)	出力量 (kW)	件数 (件)	出力量 (kW)
平成 25 年度	173	714.13	-	-
平成 26 年度	245	1,089.74	12	96.59
平成 27 年度	227	995.9	19	157.19
平成 28 年度	157	688.8	9	65.68
平成 29 年度	122	498.2	6	62.08
平成 30 年度	86	378.9	2	14.21
令和元年度	102	506.8	1	14.62
令和 2 年度	97	512.2	0	0
令和 3 年度	99	507.3	0	0
令和 4 年度	95	455.2	1	8.8

表 4.1.7 グリーンカーテン設置件数等の推移

(単位：件)

	配布数	設置施設						合計
		幼稚園	保育所	小学校	中学校	コミ セン	他 <small>(民間含む)</small>	
平成 26 年度	1,079	5	7	9	0	6	16	43
平成 27 年度	1,182	1	6	5	2	6	31	51
平成 28 年度	4,950	1	4	23	12	6	23	69
平成 29 年度	4,955	1	4	23	12	6	18	64
平成 30 年度	6,000	1	5	23	12	6	13	60
令和 元年度	6,000	1	5	24	12	6	25	73
令和 2 年度	1,400	1	6	23	11	2	29	72
令和 3 年度	1,496	0	6	24	12	3	40	85
令和 4 年度	6,000	0	6	24	12	4	33	79

5. 環境教育と環境学習

環境美化の推進

表 5.1.1 駅前啓発の実施状況の推移

	延べ参加人数			歩行喫煙中止率		
	職員	推進員	合計	啓発件数	中止件数	中止率
平成27年度	278人	305人	583人	48回	45回	93.8%
平成28年度	163人	211人	374人	25回	19回	76.0%
平成29年度	351人	310人	661人	28回	25回	89.3%
平成30年度	218人	249人	467人	20回	17回	85.0%
令和元年度	90人	189人	279人	7回	6回	85.7%
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止					
令和3年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止					
令和4年度	15人	55人	70人			

※令和2年度以降は歩行喫煙の啓発なし。

表 5.1.2 環境フェア

	開催日時	場所	来場者数(人)
平成29年度	平成29年6月11日	市立中央小学校	2,638
平成30年度	平成30年6月10日	市立中央小学校	1,788
令和元年度	令和元年6月9日	市立中央小学校	2,664
令和2年度	中止		
令和3年度	中止		
令和4年度	令和4年6月12日	市立中央小学校	2,277

表 5.1.3 美しいまちづくり表彰者数

	個人(人)	団体(団体)
平成25年度	48	27
平成26年度	50	28
平成27年度	61	23
平成28年度	43	35
平成29年度	54	18
平成30年度	53	12
令和元年度	53	23
令和2年度	63	19
令和3年度	52	9
令和4年度	41	6

6. 用語の解説

【あ行】

◇亜鉛 (Zn)

亜鉛の化合物には塩化亜鉛、炭酸亜鉛、酸化亜鉛等があり、防錆、電池、ボイラーの防食等の用途がある。亜鉛は、生物にとって必須元素であるが、多量に摂取すれば貧血などの障害を起こす。

◇アスベスト (石綿)

天然に産する繊維状鉱物の総称。耐熱性、紡織性、経済性等に優れていることから、建築物の耐火被覆材、保温材等に使われている。しかし、吸入することにより肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO (世界保健機関) ではアスベストを発ガン物質と断定。このため、現在では、0.1%重量超石綿含有製品の製造等が禁止となっている。

◇アルキル水銀 (R-Hg)

水俣病の原因とされており、アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると、慢性中毒となり、知覚、聴力、言語障害、視野の狭窄、手足のマヒなどの中枢神経障害などを起こして死亡する場合もある。主な発生源は、化学工場、乾電池製造など。

◇暗騒音

ある音を測定対象とした場合の、対象の音以外の音のこと。

◇硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄分を含む燃料の燃焼により発生する物質をいい、主なものとしては、二酸化硫黄 (SO₂ 亜硫酸ガス) と三酸化硫黄 (SO₃ 無水硫酸) とがあり、大気汚染の原因の部分は、亜硫酸ガスによるものと考えられている。刺激性が強く、高濃度で呼吸器機能に影響を及ぼし、ときには感冒症候群、気管支喘息、咽喉頭炎などの障害を起こすこともある。主な発生源は、重油燃焼ボイラー、硫黄製造工場、ごみ焼却場などがある。

◇一酸化炭素 (CO)

空気と混合拡散しやすい無色無臭の気体で、炭素又は炭素化合物が不完全燃焼するか

炭酸ガスが赤熱した炭素と接触するときに発生するもので、血液中のヘモグロビンと結合し酸素の供給を阻害し、ひどいときには窒息に至る。

◇一酸化窒素 (NO)

化学的には銅に希硝酸を作用させるなどの方法で生じる無色無臭の気体で、水に溶けにくく、空気よりやや重い。有機物の燃焼過程で生成し、酸素に触れると直ちに酸化されて二酸化窒素になる。光化学スモッグの成因に関連する。

◇塩化水素 (HCl)

気体は無色で刺激性が強く、空気より重い。水に溶解すると塩酸となり金属溶解性が強く腐食性がある。人体に対し腐食性毒として働く。

◇オゾン (O₃)

紫外線・X線等の短波光線が酸素分子に反応すると発生する。特有の臭いがある淡青色の気体で、熱・光によって分解されやすく強い酸化力があり、吸引すると呼吸困難等を起こす。対流圏のオゾンは、オキシダントの主成分であり、成層圏のオゾンは、太陽からの有害紫外線を遮断している。

◇音圧レベル

音圧の大きさを基準値との比の常用対数によって表現した量 (レベル) で、単位はデシベル (dB) が用いられる。

◇温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。この濃度の増加が地球温暖化の主原因とされており、京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、2013年からの第二約束期間で追加された三フッ化窒素の7物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か行】

◇化学的酸素要求量 (COD)

水中の有機物を酸化剤で酸化したときに

消費する酸素量を表したものの。酸化剤としては、一般的に過マンガン酸カリウムが使われる。

◇カドミウム (Cd)

カドミウムの化合物には塩化カドミウム、酸化カドミウム、炭酸カドミウム等があり、摂取すると肝臓や腎臓に蓄積し、機能障害を起こす。また、カルシウムが失われて骨軟化症を起こすこともある。主な発生源は、メッキ工場、電子機器製造業、電池の製造業など。富山県神通川流域に発生したイタイタイ病はこのカドミウムが原因である。

◇環境アセスメント (環境影響評価)

環境に影響を及ぼす恐れのある事業の計画案の決定に先立ち、社会的に開かれた手続きのもとでその影響の程度等を事前に調査、予測評価し、計画案の決定に反映させる手続きのこと。

◇環境基本計画

環境基本法で、環境の保全に関する多様な施策を、長期的な観点から総合的かつ計画的に推進するため、政府の環境保全に関する施策の基本的な計画を、内閣総理大臣が中央環境審議会の意見を聞いて、閣議決定により定めると規定しているもの。

◇逆転層

通常、空気の温度は地表付近が上方と比べ高くなるが、冬などで地表付近の温度が低く、上方の温度のほうが高くなり逆転している空気の層のこと。空気の対流が起きにくく、大気汚染物質が拡散しにくくなる。

◇光化学オキシダント (O_x)

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が太陽からの強い紫外線を浴びると光化学反応を起こし、オゾンの主成分とする酸化性物質が発生する。光化学オキシダントとは、これらの酸化性物質の総称で目に痛みを覚えたり、呼吸器等に悪影響を及ぼしたりする。

◇公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、灌漑用水路、その他公共の用に供

される水路のうち、公共下水道及び流域下水道で終末処理場を設置しているものを除いたもの。

【さ行】

◇酸性雨

化石燃料の燃焼によって出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが雨に溶解し、硫酸や硝酸となって雨や雪と共に降ること。普通の雨がpH 5～6なのに対し、pH 2～4の強い酸性を示す。皮膚が刺激されるほか、森林は枯れ、湖沼が酸性化されて魚類が死滅したり、建物が溶けたりする。

◇シアン (CN)

化合物は青酸カリなどで知られる有害な物質で、シアンが作用すると組織内窒息を起こして死亡する。通常は数秒ないし数分で中毒症状が現れ、頭痛、めまい、けいれんなどを起こして死亡し、少量摂取の場合は、耳鳴り、おう吐などを起こす。主な発生源は、メッキ工場、製鉄所、化学工場など。

◇四塩化炭素 (CCl₄)

無色、不燃性で水に難溶性の液体であり、フロン11、フロン12などの製造原料。大気中の寿命はきわめて長く、特定フロンと同程度のオゾン層破壊能力がある。日本では1989年当時に約57,000トン生産されていたが、1990年に開かれたモントリオール議定書の締約国会合で規制物質に取り上げられたことから、1995年末までに四塩化炭素の生産は原則停止された。また開発途上国に対しても、2010年までに全廃することとされた。

◇1,4-ジオキサン

無色透明の液体で、抽出・精製・反应用溶剤として用いられている有機化合物。有機溶媒や溶剤として使用されている。

◇1,3-ジクロロプロペン

淡黄色の液体で、水に溶けにくく、揮発性がある。有機塩素系殺虫剤の有効成分で、土壌中の害虫防除に使われている農薬である。

◇ジクロロメタン

塗料の剥離剤、脱脂洗浄剤、冷媒などに用いられる有機塩素化合物。無色透明で芳香臭

があり、水に溶けにくく揮発性がある。多くの有機化合物を溶解するため工業的にはよく用いられるが、自然界では分解しにくい。

◇水銀 (Hg)

常温で唯一液体の金属。湿った空气中で酸化物になりやすく有毒である。神経系をおかし、手足のふるえをおこしたり、言語障害、食欲不振、聴力・視力の減退をもたらしたりする。

◇水素イオン濃度 (pH)

水質の酸性やアルカリ性の程度を示す指標であって、pH7は中性、7より大きいとアルカリ性、7より小さいと酸性となる。

◇生物化学的酸素要求量 (BOD)

河川中の汚染物質が水中の微生物により酸化され、炭酸ガスなどに分解されるとき、微生物が必要とする酸素量をいい、数値が高いほど水質汚濁の著しいことを示す。

◇セレン (Se)

コピー機の感光ドラムや太陽電池などに使われる非金属元素。銅精錬やスクラップ精錬に伴って生産され、日本は世界で最大の生産国になっている。セレンは人間にとって必須元素であり、抗酸化作用があるが、過剰な摂取は健康に影響を及ぼす。

◇総水銀 (T-Hg)

有機水銀と無機水銀の総称。無機水銀の人体への毒性は有機水銀に比べ低いとされているものの、自然界で有機水銀化するとの見解があることから、一括して規制されている。

◇総量規制

一定地域内の汚濁(汚染)物質の総排出量を環境保全上許容できる限度にとどめるよう、工場等の汚濁(汚染)物質の許容排出量を定めて規制する方法をいう。寝屋川市においては、大気関係では窒素酸化物、硫黄酸化物、水質関係では化学的酸素要求量、窒素、リンについて総量規制が実施されている。

【た行】

◇ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコ

プラナーPCBの総称。ものの燃焼等の過程で非意図的に生成する物質であり、発ガン性、生殖毒性など多岐にわたる毒性がある。

◇大腸菌数 (E. Coli)

大腸菌は人等動物の腸管内の常在菌であり、本来有害なものではないが、水中で検出されるということは、し尿汚染の可能性が高いため有害な病原菌の存在の可能性があるので水質汚濁の指標とされている。

◇炭化水素 (HC)

炭素と水素からなる化合物の総称。光化学スモッグの原因の一つとされており、炭化水素の一種であるメタンは地球温暖化の一因にもなっているといわれる。人為的発生源は、印刷、塗料、金属の脱脂、クリーニング用溶剤、接着剤等の製造工場、自動車の排気ガス等がある。

◇地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇すること。地球温暖化が進行すると、平均海面水位の上昇、異常気象の増加、生物種の減少、感染症の拡大など、人や環境への様々なリスクが増大することが予測されている。

◇窒素

肥料の三要素の一つで、リンとともに湖沼など閉鎖性水域の富栄養化の原因物質である。水中では、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素等いろいろな形態で存在し、海域及び湖沼では、全窒素として環境基準が設定されている。

◇窒素酸化物 (NO_x)

窒素の酸化物の総称で、自動車の排気ガス、重油・石炭、ボイラー等の燃焼過程で発生し、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)が大部分をしめている。NOは刺激性が低いものの、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し中枢神経に作用する。またNO₂は粘膜刺激性があり、呼吸器に影響を与える。

◇直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその

塩（LAS）

家庭用及び業務用の合成洗剤として使用されており、わずかではあるが繊維を染色加工する際の分散剤や、農薬などの乳化剤に使用されている。

◇低公害車

既存の燃料（ガソリン・軽油）を使用する車と比較して、排出ガスがないか、又はその量が相当少ない自動車を指し、電気自動車やハイブリット自動車、天然ガス自動車などがある。

◇低周波音

人の耳では聞き取りにくいような低い周波数の空気振動のことを言う。低周波空気振動は、騒音と比べ、障壁による遮音効果や解析による減衰が小さく、身体的影響等についても未知な部分が多い。

◇テトラクロロエチレン

脱脂洗浄剤、ドライクリーニング用溶剤、フロン113の原料、医薬品や香料などに用いられる有機塩素化合物。無色透明の液体で水に溶けにくく、揮発性があり、燃えにくい。生分解性は低く、土壤中では酸素のない嫌気状態でゆっくり分解する。

◇等価騒音レベル（Leq）

測定時間内の騒音の総エネルギーを時間平均した値のこと。

◇特定建設作業

建築工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業のこと。騒音規制法及び振動規制法において定められており、作業実施前に届出が必要。

◇1,1,1-トリクロロエタン

金属の常温洗浄、蒸気洗浄やドライクリーニング用溶剤に用いられる有機塩素化合物。無色透明の芳香臭のある液体で、燃えにくく、揮発性があり、水に溶けにくい。また水より重く、有機物含有量の多い土壤に吸着するが、一般には吸着しにくい。生分解性は低く、大気中では比較的安定しており、オゾン層破壊の原因物質のひとつと考えられている。

◇1,1,2-トリクロロエタン

溶剤、塩化ビニリデンの原料、接着剤やラッカーなどの生産に用いられる有機塩素化合物。無色の液体で水に溶けにくく揮発性があり、水より重く、土壤に吸着されにくく生分解性は低い。

◇トリクロロエチレン

機械器具部品の脱脂洗浄剤や溶剤などに用いられる有機塩素化合物。無色透明の液体で水に溶けにくく、揮発性がある。水より重く、有機物含有量が多い土壤には吸着するが、一般には吸着しにくく、地下に浸透する。生分解性は低く、土壤中では、酸素のない嫌気状態でゆっくり分解する。

【な行】

◇鉛（Pb）

酸化鉛、塩化鉛、有機鉛化合物等がある。大量に体内に入ると急性中毒を起こし、腹痛、おう吐、下痢、尿閉等が現れ、激しい胃腸炎などで死亡することもある。少量の場合は、食欲不振、頭痛、全身倦怠、貧血などを起こす。主な用途は、顔料、鉛蓄電池などがある。

◇二酸化硫黄（SO₂）

硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こし、また酸性雨の原因の一つになるなど公害の原因物質となる。

◇二酸化炭素（CO₂）

化石燃料などの炭素を含む化合物が燃えることで発生する無色無臭の気体。大気中以外にも鉱泉中にも含まれることが多い。地球温暖化を引き起こす温室効果ガスの代表格とされている。

◇二酸化窒素（NO₂）

赤褐色で刺激臭のある気体で、一酸化窒素が、大気中の酸素と反応して生成される。高濃度で呼吸器に悪影響を与えるほか、酸性雨や光化学スモッグの原因となっている。主な発生源は、自動車、工場の各種燃焼施設、ビルや家庭の暖房機器など広範囲にわたる。

◇ノニルフェノール

界面活性剤の合成原料であり、殺虫剤、殺菌剤、抗カビ剤に用いられる。

【は行】

◇微小粒子状物質（PM_{2.5}）

浮遊粒子状物質（SPM）のうち、粒径が2.5μm以下のものをいう。微小なため肺や気管等の深部に沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼすおそれがある。

◇ヒ素（As）

一般に毒性が強く、嘔吐、下痢、脱水症状などを起こし、多量に摂取すると血便、血圧降下、けいれんなどにより死亡することもある。また長期にわたって少量ずつ摂取すると、知覚障害、皮膚障害、肝臓肥大、貧血などを起こし、循環器障害で死亡することもある。

◇非メタン炭化水素

メタン以外の炭化水素の総称をいい、主な発生源は塗装施設、ガソリンスタンド、化学プラント及び自動車など。非メタン炭化水素には環境基準が設定されていないが、光化学スモッグの発生防止対策としての指針値がある。

◇浮遊物質（SS）

水中に浮遊する粒子径2mm以下の物質の量をいい、一定量の水をろ過し、乾燥してその重量を測ることとされており、値が大きいほど水質汚濁が著しいことを意味する。

◇浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の汚染物質のうち、その粒径が10μm以下のものをいい、砂塵や燃えかすの炭素等であるといわれ、鉄や鉛などの重金属も含まれている。粒径が小さいため気管、気管支、肺にまで達し、沈着するため影響が大きい。

◇ポリ塩化ビフェニル（PCB）

熱安定性、電気絶縁性、不揮発性のためその使用範囲は、熱媒体、絶縁油、コンデンサ、ノーカーボン紙などに用いられていた。カネミ油症事件の原因物質で大きな社会問題となったため、現在製造が禁止されている。

【や行】

◇要請限度

騒音規制法及び振動規制法に規定されて

いるもので、自動車騒音・振動がこの要請限度の値を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合は、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による処置をとるよう要請することができる。また、必要があると認める場合は当該道路部位分の構造改善、その他自動車騒音・振動の大きさの減少に資する事項に関して、道路管理者または関係行政機関の長に意見を述べるができる。

◇溶存酸素量（DO）

水に溶けている酸素の量をいい、値が小さいほど水質汚濁の著しいことを示す。魚の生息には5mg/l以上が必要といわれている。

【ら行】

◇六価クロム（Cr⁶⁺）

大量に摂取すると、おう吐、腹痛、けいれん、ショック、昏睡、尿毒症などを起こし死に至る。皮膚に触れると皮膚炎、浮腫等が起こる。主に染料、染色皮革、メッキなどに使用されている。

【単位】

1 t	:1ト	=1×10 ⁶ g	100 万倍
1 kg	:1キログラム	=1×10 ³ g	1000 倍
1 g	:1グラム	=1×10 ⁰ g	1
1mg	:1ミリグラム	=1×10 ⁻³ g	1000 分の1
1μg	:1マイクログラム	=1×10 ⁻⁶ g	100 万分の1
1ng	:1ナノグラム	=1×10 ⁻⁹ g	10 億分の1
1pg	:1ピコグラム	=1×10 ⁻¹² g	1 兆分の1
1ppm:			100 万分の1
1ppb:			10 億分の1

ねやがわしの環境

令和5年度版

(令和4年度報告)

令和6年3月発行

編集発行 寝屋川市環境部環境保全課

〒572-0855

大阪府寝屋川市寝屋南一丁目2番1号

TEL 072-824-1181 (代表)

072-824-1021 (直通)

kankyou@city.neyagawa.osaka.jp
